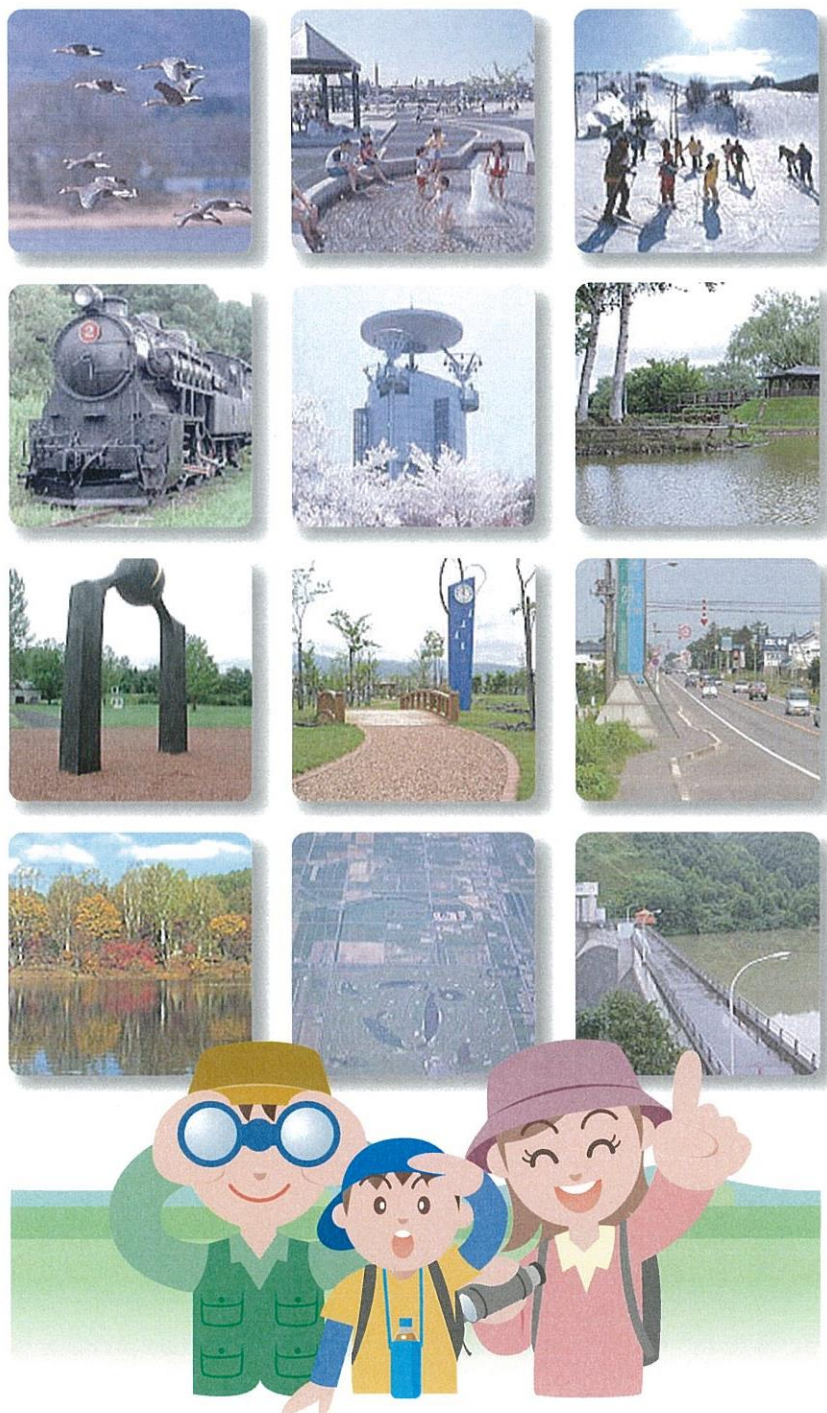


第2次 美唄市環境基本計画



令和 3 年
美 唄 市

【目 次】

第1章 基本的事項	1
1-1.計画策定の背景	2
1-2.計画の目的	2
1-3.関連する計画	3
1-4.計画の位置付け	5
1-5.計画対象区域及び計画の期間	7
1-6.対象とする環境の範囲	7
第2章 美唄市の環境の現況と課題	9
2-1.美唄市の概況	10
2-2.自然環境	15
2-3.快適環境	19
2-4.生活環境	23
2-5.資源環境	28
2-6.地球環境	31
2-7.環境に対する住民意識	34
2-8.環境の現状と課題	45
第3章 望ましい都市像、基本目標と基本方針	49
3-1.望ましい都市像	50
3-2.基本目標・基本方針	51
第4章 基本目標を実現させるための取組み	55
1.豊かな自然と親しみ共生し、未来に継承するまち	56
2.気持ちよく安心して暮らせるまち	60
3.ごみを減らし、資源を循環利用するまち	67
4.地域から地球へ、みんなが未来のために行動するまち	71
5.みんなで学び、参加し、行動するまち	75
第5章 計画推進体制、進行管理	79
5-1.推進体制	80
5-2.進行管理	81
資料編	83

第 1 章 基本的事項

この章では、『美唄市環境基本計画』策定の目的、位置付け等について整理しています。

1-1.計画策定の背景

本市は北海道の中央部、札幌市と旭川市の中間にあり、市の東部は豊かな森林が広がり良好な自然環境を有する丘陵地帯となっており、西部は米作を中心とした農耕地が広がる平野地帯となっています。また、西部にあるラムサール条約*登録湿地の宮島沼をはじめとした湖沼はマガンやハクチョウなどの渡り鳥の休息地となっており、非常に多くの野鳥が見られるなど豊かな自然に囲まれております。

わたしたちが生活の利便性や物質的な豊かさを追求することに伴い、廃棄物の増大などの都市型・生活型公害が発生しています。一方、地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題が毎日のようにメディアを賑わせており、国をあげての対応が求められています。これらの環境問題は、わたしたちの環境に対する意識や行動と深く関わっています。

本市の緑豊かで多様な生物が生息する美しい自然環境は、わたしたち市民の貴重な財産であり、この美しい自然環境をより良い状態で次世代へ継承していくためには、本市の環境の現状を十分に把握し、環境保全の取組みをしていくことが必要です。また、地球温暖化などの地球規模の環境問題も身近な問題として捉え、この地球を守るための行動を行っていくことが重要です。このような取組みを推進し、より良い環境を未来へ継承していくため、「美唄市環境基本計画」を策定します。

1-2.計画の目的

本計画は、「美唄市美しきまちづくり条例」に基づいて策定するものであり、環境の保全に関する目標、基本的方向等を示し、本市における環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、「美唄市美しきまちづくり条例」の基本理念を具現化し、環境を保全するとともに、環境に配慮したまちづくりの推進に寄与することを目的とします。

「美唄市美しきまちづくり条例」第3条（基本理念）

- 第3条 わたしたち市民は、人類を取り巻く環境が多様な構成要素の密接な関連のもとに調和が保たれていることを認識し、この豊かな環境を将来の世代へ継承するよう、人の活動によって引き起こされる影響に配慮したまちづくりを行うとともに、健全な自然とのふれあいを確保することにより、自然と人が共生できる社会の実現を目指します。
- 2 わたしたち市民は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷を可能な限り低減することにより、人と自然とが共生できる循環型社会を構築することを目指します。
- 3 わたしたち市民は、地球環境保全が人類共通の重要課題であり、日常の様々な活動が地球環境に影響を及ぼすものであることを認識し、すべての日常生活や事業活動において、自主的かつ積極的に地球環境保全に取り組みます。
- 4 わたしたち市民は、それぞれの役割に応じた適切な役割分担と市との協働により、自主的かつ積極的に美しきまちづくりを進めます。

「美唄市美しきまちづくり条例」第8条（施策の策定等に係る方針）

第8条 市は、基本理念の実現を図るために、次に掲げる基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に推進します。

- (1) 公害を防止することにより、人の健康の保護及び生活環境の保全を図り、市民が健康で文化的かつ快適な生活を送ることができる社会を実現します。
- (2) 水や緑に親しむことのできる都市空間、地域の個性を生かした美しきまちづくりに資する施設を整備することにより、潤いと安らぎのある快適な都市環境を創造します。
- (3) 歴史的、文化的遺産を保存し、及び活用することにより、伝統と文化の香り高い都市環境を確保します。
- (4) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保、森林、農地、河川等における多様な自然環境の保全、緑の創出等を図ることにより、自然と共生する豊かな環境を創造します。
- (5) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用並びにエネルギーの消費の抑制及び有効利用を積極的に推進することにより、循環を基調とする社会を実現します。

「美唄市美しきまちづくり条例」第9条（環境基本計画）

第9条 市長は、美しきまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとします。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとします。

- (1) 環境への負荷の低減に関する取組み
- (2) 廃棄物の減量化等に関する取組み
- (3) 地球環境保全に関する取組み
- (4) 前3号に掲げるもののほか、美しきまちづくりの実現を目指す取組み

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるとともに、美唄市環境審議会の意見を聴かなければなりません。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表します。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用します。

1-3.関連する計画

(1)国連の持続可能な開発目標（SDGs）

SDGsとは、貧困や健康・福祉、住み続けられるまちづくりなど、持続可能な世界を実現するために国連サミットで採択された国際目標で、気候変動、格差など幅広い国際課題を全ての国が関わって解決していく17の目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されており、2016年から2030年までの目標として、環境、経済、社会の統合的向上を目指しています。



国連SDGsロゴ

(2) 国の第五次環境基本計画

環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国が環境基本法に基づき策定しており、SDGs、パリ協定採択後、初めて策定された環境基本計画でSDGsの考え方も活用しながら、分野横断的な6つの重点戦略を設定し、特定の施策が複数の異なる課題を統合的に解決し、将来に渡って質の高い生活をもたらすための環境施策の基本的な方針が示されています。

【国の環境基本計画における重点戦略】

- ① 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
- ② 国土のストックとしての価値の向上
- ③ 地域資源を活用した持続可能な地域づくり
- ④ 健康で心豊かな暮らしの実現
- ⑤ 持続可能性支える技術の開発・普及
- ⑥ 国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築

(3) 北海道の環境基本計画

北海道は、平成20年3月に策定した第2次環境基本計画を平成28年に見直しを行い、分野別の施策の体系として、「地域から取り組む地球環境の保全」「北海道らしい循環型社会の形成」「自然との共生を基本とした環境の保全と創造」「安全・安心な地域環境の確保」「各分野に共通する施策の展開」が設定されており、また、重点的に取り組む事項として、次の3点が掲げられています。

【北海道の環境基本計画における重点項目】

- ① 野生生物と共生する社会づくり
- ② 地域の資源を活用した持続可能な地域社会の形成
- ③ 豊かな資源の次世代への継承

1-4.計画の位置付け

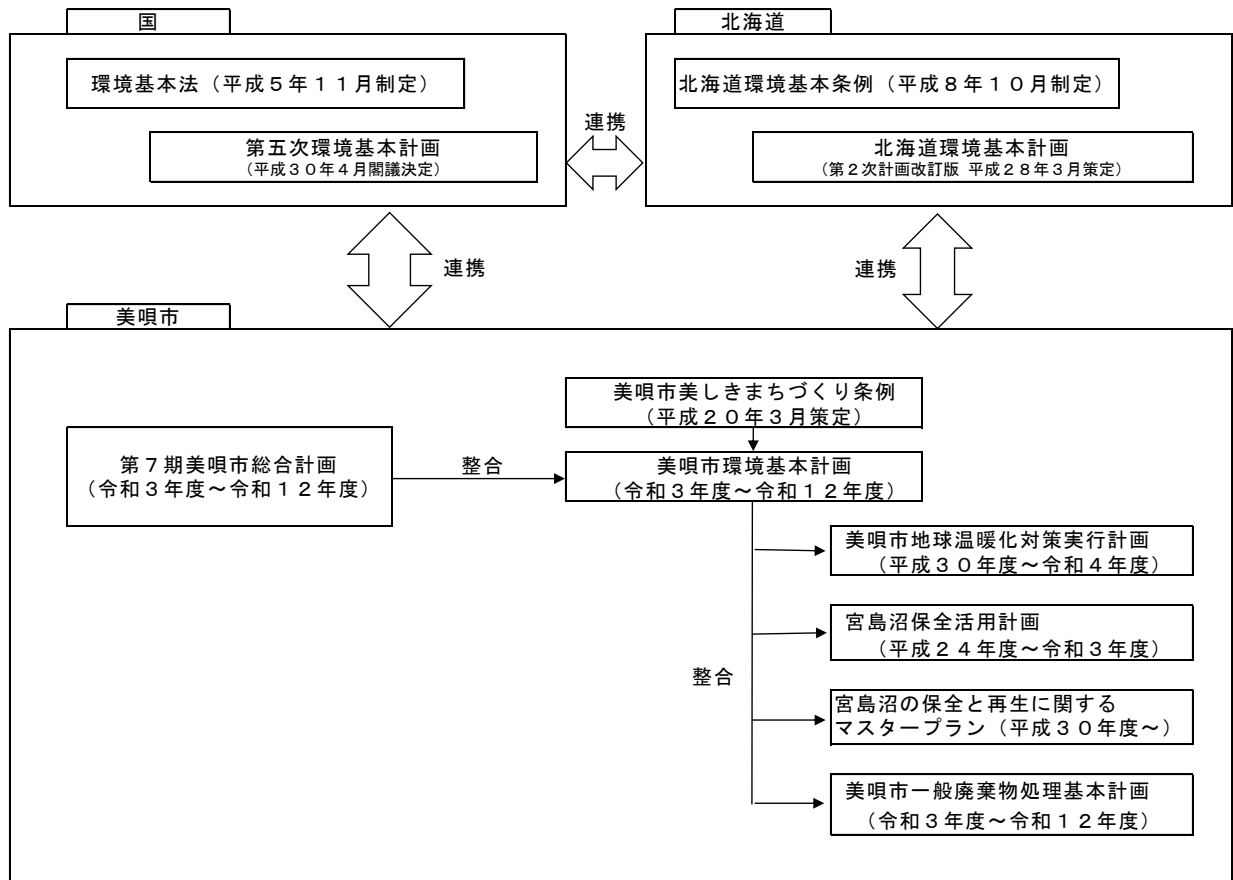
国は 1993（平成 5）年に「環境基本法*」を制定し、1994（平成 6）年に「第一次環境基本計画」を定めました。その後4度の見直しを行い、現在は 2018（平成 30）年に定めた「第五次環境基本計画」に従い、取組みを進めています。

北海道は 1996（平成 8）年に「北海道環境基本条例」を制定し、1998（平成 10）年に「北海道環境基本計画（第 1 次計画）」を定めました。

その後二度の見直しを行い、現在は 2016（平成 28）年に策定した「北海道環境基本計画（第 2 次計画改訂版）」に従い、取組みを進めています。

本市では平成 20 年 3 月に、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする健全で良好な環境の確保と環境美化を促進し、環境への負荷の少ない循環型社会の創造と、美しきまちづくりの実現を図ることを目的として「美唄市美しきまちづくり条例」を制定しました。「美唄市環境基本計画」は、この条例の基本理念を実現するための具体的な施策を明らかにするものであり、上位計画である「第 7 期美唄市総合計画」を環境面から具現化していくための指針となるものです。

図 1-1 計画の位置付け



ポイント

●環境基本法

それまでの公害対策基本法及び自然環境保全法では対応に限界があるとの認識から、地球温暖化時代の環境政策の新たな枠組を示す基本的な法律として1993年（平成5年）に制定されました。

次の3つの基本理念が掲げられるとともに、国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明らかにし、環境保全に関する施策（環境基本計画、環境基準、公害防止計画、経済的措置など）が順次規定されています。

- （1）環境の恵沢の享受と継承等
- （2）環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等
- （3）国際的協調による地球環境保全の積極的推進

1-5.計画対象区域及び計画の期間

(1)計画対象区域

美唄市全域を対象とします。

(2)計画の期間

本計画は、『第7期美唄市総合計画』と整合を図り、令和3（2021）年度を初年度とし、令和12（2030）年度を目標年次とする10年間の計画とします。なお社会情勢の変化や計画の達成状況など、本市の環境を取り巻く状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直します。

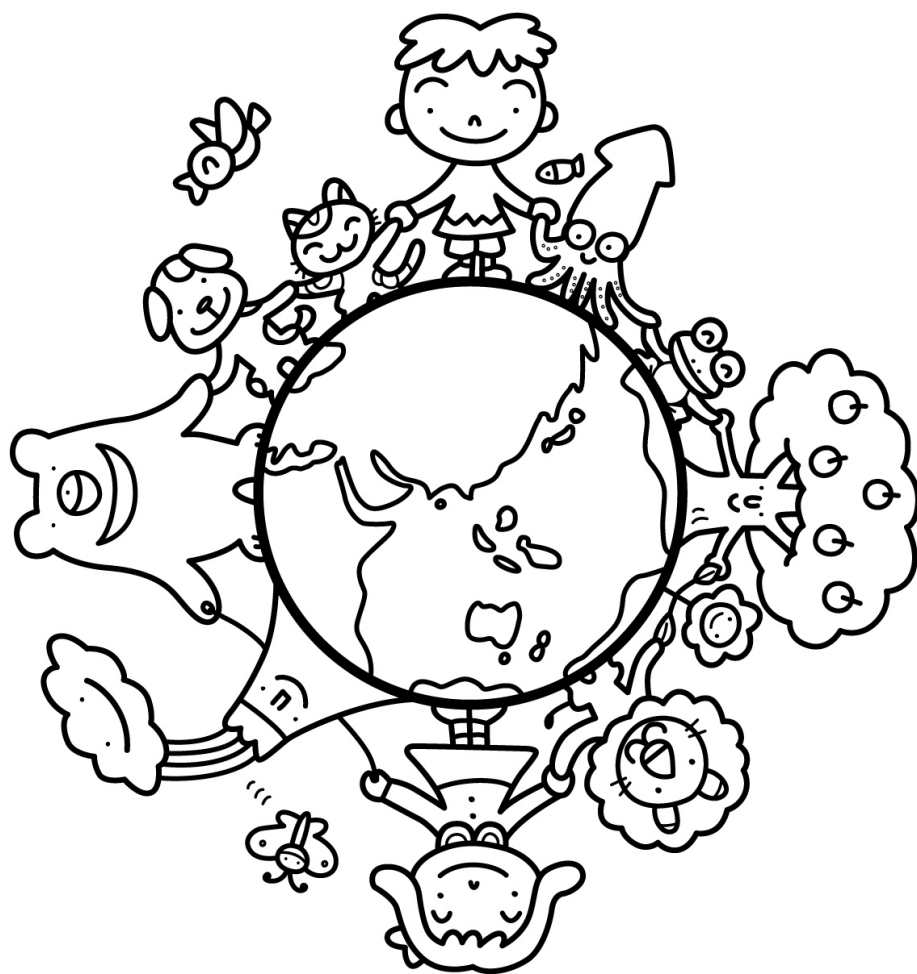
図 1-2 計画目標年度、計画期間



1-6.対象とする環境の範囲

「環境」という言葉は、幅広い意味を含んでいますが、本計画で対象とする環境の範囲は、「自然の環境」、「まちの環境」、「循環の社会」、「地球の環境」、「環境学習・行動」の5つに区分し、それぞれに対する取組み等を検討していきます。

- ①自然の環境：森林、農地、動植物
- ②まちの環境：公園、大気、水質、騒音・振動、景観
- ③循環の社会：ごみ、資源
- ④地球の環境：地球温暖化、地球環境問題
- ⑤環境学習・行動：環境教育、環境学習、環境情報、環境保全活動



第 2 章 美唄市の環境の現況と課題

この章では、様々な統計資料により本市の環境の現況について整理した結果と、環境に対する意識調査を行った結果を踏まえ、改善すべき環境要素、良好な状態のまま保存していくべき環境要素等について整理しています。

2-1.美唄市の概況

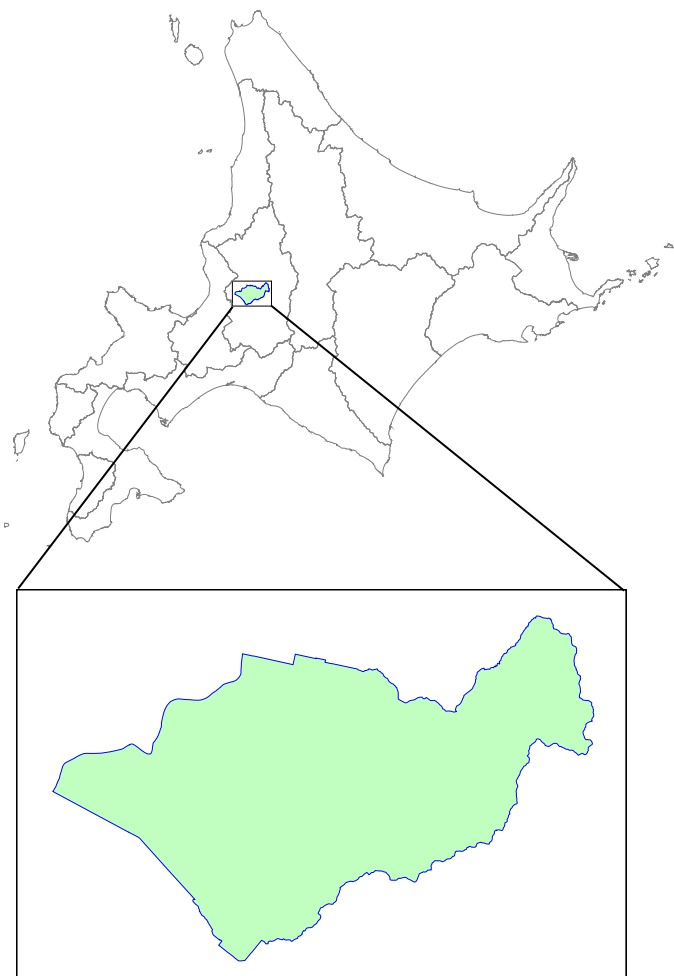
1)位置・地勢

本市は、北海道の中央部にあって札幌市、旭川市の中間に位置し、市内を JR 函館本線、国道 12 号及び北海道縦断自動車道が南北に縦貫して交通の要衝となっています。

地形的には東部の丘陵地帯と西部の平野地帯とに大別されます。

東部の丘陵地帯に広がる森林地帯は本市面積の約 45%を占め、良好な自然環境と自然景観を有しているほか、二酸化炭素*の吸収、貯蔵を通じて地球温暖化の防止に寄与しています。

西部の平野地帯は米作を中心とした農耕地となっていますが、一部にはラムサール条約*登録湿地の宮島沼などの湖沼と周辺緑地が残され、マガンやハクチョウなど渡り鳥の貴重な休息地となっています



2)歴史

本市は、屯田兵の入植により 1890（明治 23）年に沼貝村として誕生し、農地の開墾や炭鉱の開発により、まちが築かれてきました。大正から昭和にかけては石炭産業で栄え、ピーク時の 1956（昭和 31）年には 92,150 人に達しました。その後、エネルギー政策の転換により 1973（昭和 48）年には全ての炭鉱が閉山し、人口も激減しています。石炭に替わる産業の創出を目指し、空知中核工業団地の造成や、閉山跡地への陸上自衛隊美唄駐屯地の誘致などにより、農工調和の取れた生産都市となっています。

近年では、農商工が連携した 6 次産業化や新商品の美唄ブランド化の開発のほか、市内事業者や関係団体と連携して、本市の特徴ある「食・農・アート・歴史文化」などの地域資源を活かした観光地域づくりを推進し、また、インバウンドへのホスピタリティの向上を図るなど、交流人口の増加にも努めています。

3) 人口及び世帯数

本市の人口は、炭鉱の閉山による急激な減少後、昭和 50 年代に 3 万人台になってからは漸減を続け、平成 17 年に 3 万人を割り込みました。世帯数も 2003（平成 15）年以降は漸減を続け、2019（令和元）年は 11,368 世帯となっています。

また、年齢階層別人口について、2000（平成 12）年と 2015（平成 27）年と比較すると、人口の減少と共に少子高齢化が進んでいることがわかります。

図 2-1 人口の推移（各年 9 月 30 日）

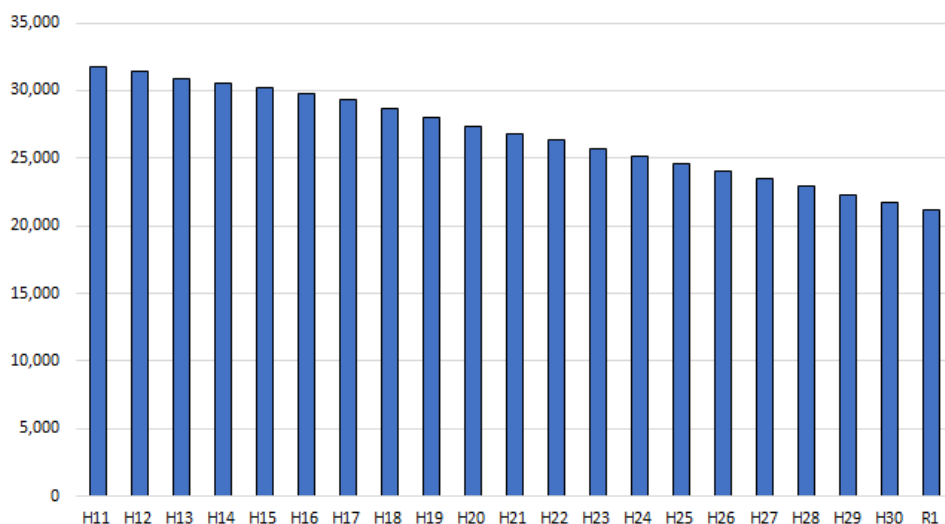
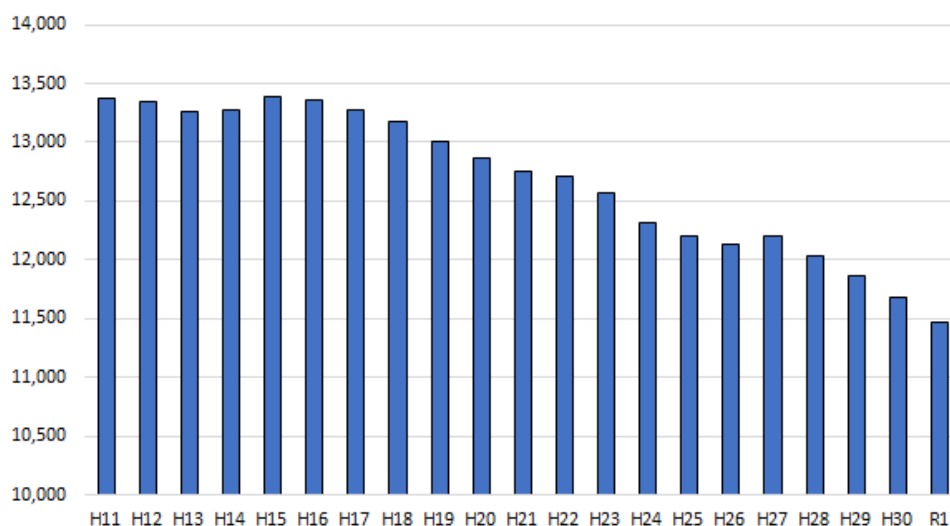


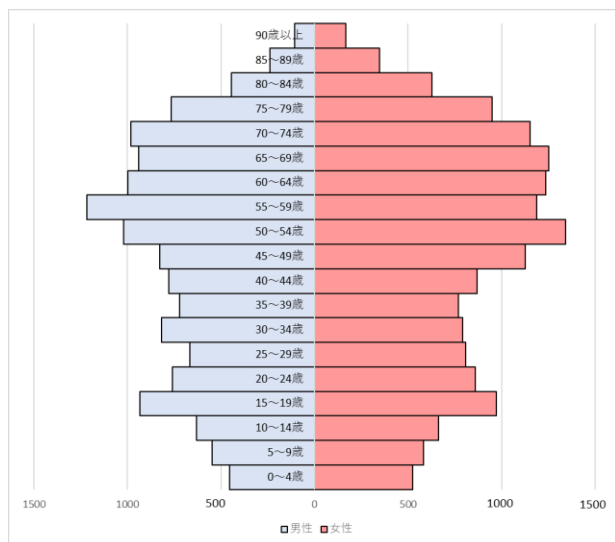
図 2-2 世帯数の推移（各年 9 月 30 日）



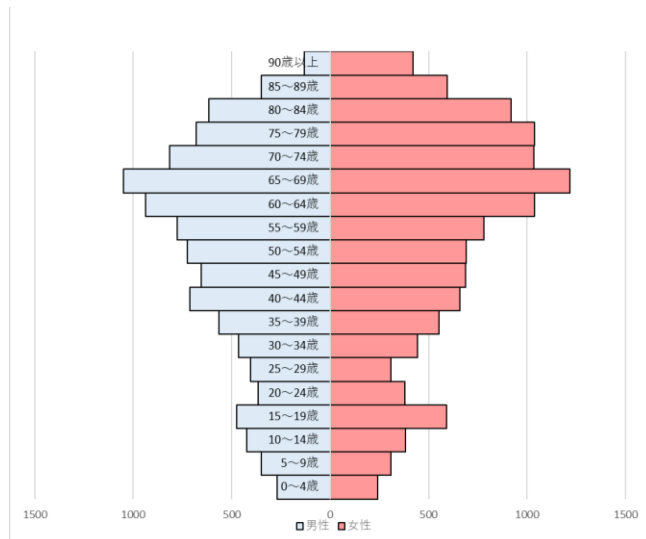
出典：美唄市統計書

図 2-3 年齢階層別人口

(1) 平成 12 年度国勢調査



(2) 平成 27 年度国勢調査



4) 産業

平成 27 年国勢調査による産業分類別従業者数は、第 1 次産業が 14.3%、第 2 次産業が 20.9%、第 3 次産業が 62.5 %となっています。平成 12 年以降の経年的な変化を見ると、第 1 次産業は減少を続け、第 3 次産業は増加を続けています。第 2 次産業については平成 12 年以降減少を続けています。

従業者数の割合が大きい業種を見ると、卸売・小売業・飲食店・宿泊業が 16.3%で最も多く、次いで医療・福祉（16.2%）、農業（14.3%）、建設業（10.6%）、製造業（10.0%）、サービス業（5.7%）の順となっています。

経年的に第 1 次産業従業者数が減少しており、このほとんどを占める農業従業者数も減少してきています。しかし、美唄市を支える基幹産業として、業種別には卸売・小売業・飲食店・宿泊業に次いで、農業の従業者数が多くなっています。

図 2-4 産業分類別従業者数割合の変化（国勢調査）

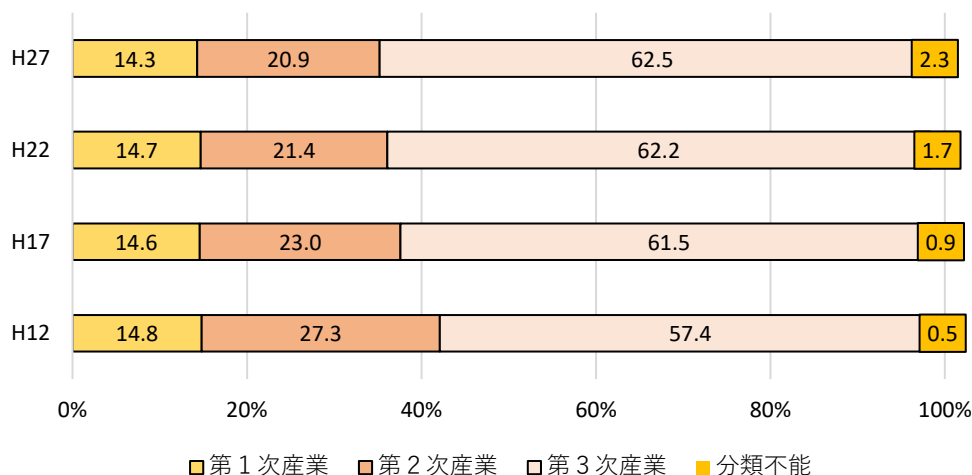
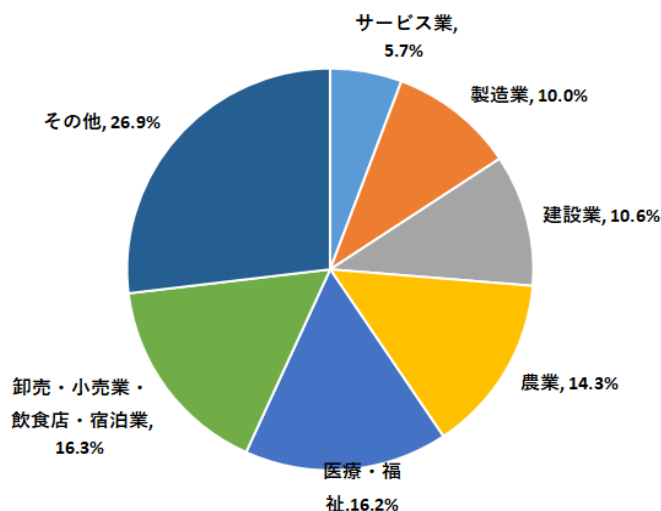


図 2-5 業種別従業者割合（平成 27 年国勢調査）

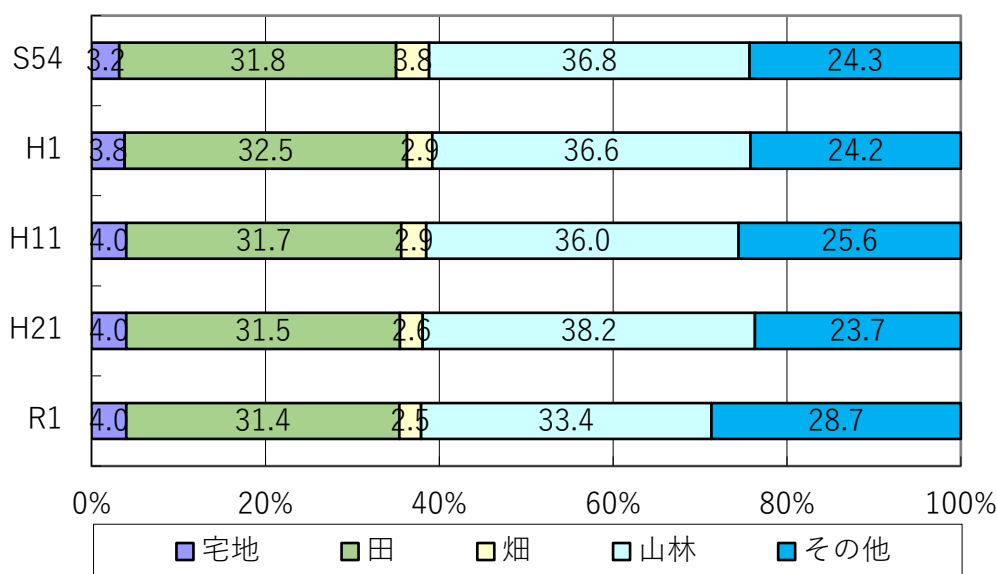


5) 土地利用

土地利用の割合について、1979（昭和 54）年から 2019（令和元）年までの 20 年毎の地目別面積について図 2-6 に整理しています。

これによると、宅地面積は 3.2%から 4.0%とわずかに増加しており、田は 31.8%から 31.4%でほとんど変化していません。また、畑の面積は 3.8%から 2.5%と若干減少しているものの、山林の面積は 36.8%から 33.4%で若干の減少となっており、総じて大きな変化が見られないことがわかります。

図 2-6 地目別面積（各年 1 月 1 日）



出典：美唄市統計書（資料：税務課）

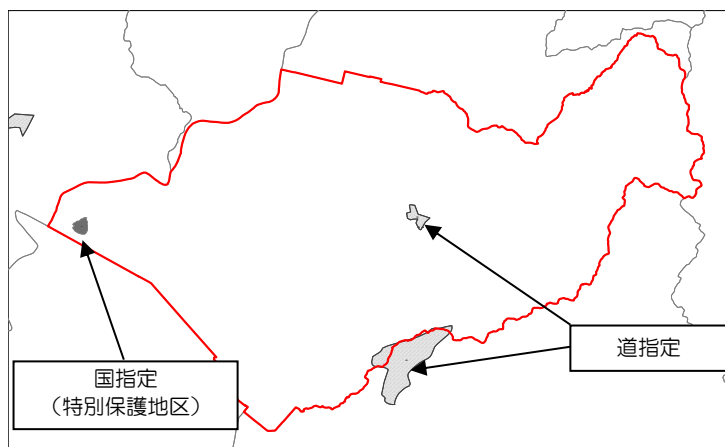
※ここでは課税対象面積を整理しているため、16 頁の森林面積とは値が異なります。

6) 法規制の制定状況等

本市において、自然環境関係の法令等に基づく地域の指定状況等のうち、主なものは次に示すとおりです。これらの指定区域においては、法律等で定められた規制を守ることが必要となります。

図 2-7 鳥獣保護法に基づく指定区域

- ①鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下、「鳥獣保護法」という。）に基づく指定は図 2-7 に示すとおりであり、宮島沼が国より特別保護地区の指定を受けており、また東明地区と峰延地区が道よ



り鳥獣保護区の指定を受けています。

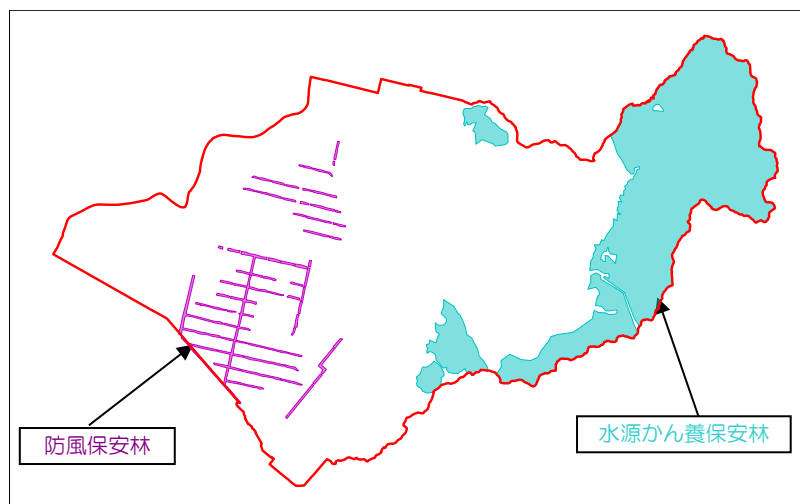
②宮島沼は、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約*）の規定に基づく湿地として指定されています。

③森林法に基づく保安林指定状況は図 2-8 に示すとおりであり、市の東部の森林地帯5,974haが水源かん養保安林*に指定されています。また、市の西には325haの防風保安林があります。

④美唄湿原が北海道自然環境等保全条例に基づく学術自然保護地区*に指定されています。

⑤河川法による河川保全区域*が一級河川*美唄川沿いに指定されており、また砂防法による砂防指定地*が7箇所あります。

図 2-8 森林法に基づく保安林指定区域



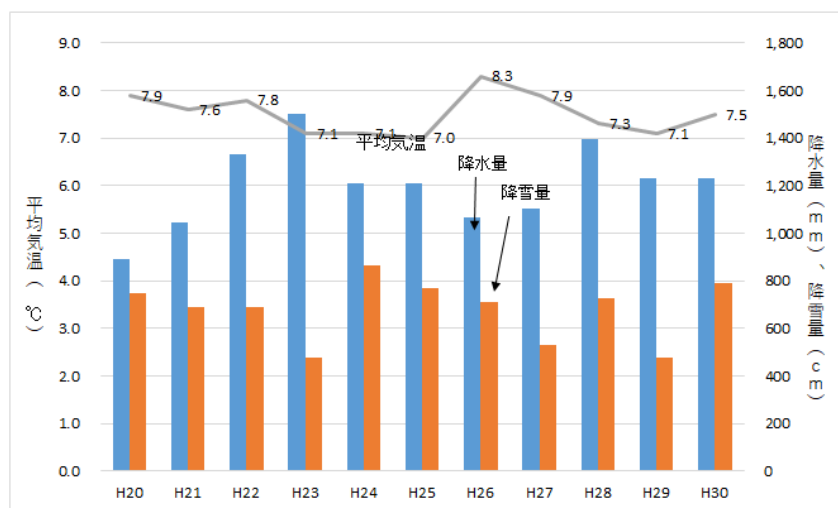
2-2.自然環境

1)気象

本市の気候は「亜寒帯日本海側」に属し、冬季と夏季の寒暖の差が大きく、四季の変化もはっきりしています。冬季には大陸の寒冷な気団が北西の季節風として運ばれ、雪が降りやすく、豪雪地帯に指定されているほどで、氷点下の日も多くなります。一方夏季には、太平洋の温暖な気団が南東の季節風として進入し、最高気温が30℃以上にもなりますが、オホーツク海上に冷たい高気圧が停滞すると一転して気温は下がり、農作物に影響を与えることもあります。

年間の平均気温は8℃前後で、平均風速は2.5m前後、降水量は年間900～1,500mm程度、そのうち降雪量は500～900cm程度となっています。

図 2-9 気象状況



出典：美唄市統計書

2) 河川・水辺

市の西端を北海道で最大の流域を持つ石狩川が流れており、市内には石狩川の支流である美唄川、産化美唄川、旧美唄川があり、さらにそれらの支川として市街地を流れる美唄新川や十一号川など多数の河川があります。

また、市の西部には、マガンやハクチョウが多数飛来する宮島沼をはじめとして、幾つかの沼が点在しています。

写真 2-1 宮島沼の様子



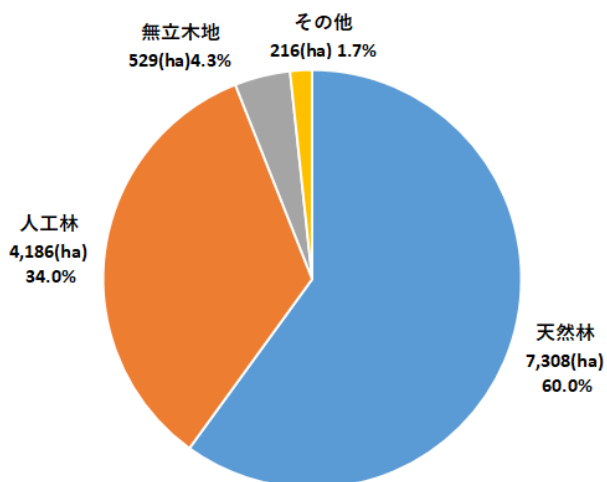
図 2-10 市内の河川



3) 森林

本市では、主に東部の丘陵地帯に森林が分布しており、森林面積は12,239haです。この内訳を見ると、天然林が7,308ha(60%)、人工林が4,186ha(34%)などとなっており、天然林の割合は道全体(69%)よりもやや少なくなっています。

図 2-11 森林面積（平成30年度）



出典：北海道林業統計

4) 植生

本市は山地と低地、天然林と人工林、河川や湖沼、農耕地など多様な環境を有することから、植生の種類也多岐にわたっています。

東部の丘陵地にはトドマツを主とする亜寒帯性針葉樹や、シラカンバ、ミズナラなどの冷温帯性落葉広葉樹が混生していますが、量的には広葉樹の方が多くなっています。

低山帯の大部分は、近年の植林事業により人為的な植林地が拡大し、平地帯の環境と大差なくなり、植生も人里と似かよる傾向が見られます。

農耕地や人里では、在来種ではゲンノショウコウ、クサノオウ、オオバコ、エゾヨモギ、ツユクサ、エノコログサなどがあります。これに対し、ヒメスイバ、エゾノギシギシ、エゾノミツモトソウ、シロツメクサ、アカツメクサ、ヘラオオバコ、ヒメジョオン、ユウゼンギク、ヒメムカシヨモギ、セイヨウタンポポをはじめとする帰化植物*が、これらの地域の大半を占有しています。

平野部の防風林はヤチダモ、シラカンバ、ヨーロッパトウヒ、カラマツなどが植林され、その中にナガバヤナギ、バッコヤナギ、キタコブシ、ハンノキ、ミズナラ、エゾノコリンゴ、ズミ、エゾニワトコなどのほか、蔓性の植物としてはツタ、ツルアジサイ、ヤマブドウやツタウルシが見られ、ハイイヌツゲやフッキソウ、ナニワズなどの低木も混生しています。草本にはかつての原野や湿生林に自生していただろう、バイケイソウ、コバイケソウ、エゾウバユリ、エゾイラクサ、ムカゴイラクサ、キツリフネ、アマチャズル、チョウジソウゼンテイカコバギボウシ、ノハナショウブ、カキツバタなど湿生植物も見られますが、乾燥化に伴うササや帰化植物の繁茂などによって姿を消しつつあります。平野部の湖沼周辺には、ミズドグサ、ミズガヤツリ、カサスゲ、オオカサスゲ、キタヨシなどが生育しています。乾燥化に伴う帰化植物の繁茂が防風林同様に見られ、宮島沼では環境省が指定する特定外来生物であるオオハンゴンソウなどの外来種が61種（全体の21％）確認されています。また、かつては沈水性のクロモやイトモ、浮葉する種類のヒシ、コウホネ、ヒツジグサ、ジュンサイ、食虫植物のタヌキモ、コタヌキモなど多様な水性植物が生育していましたが、水質の悪化などによって多くが絶滅、あるいは消滅の危機にあります。

なお市内では、「北海道レッドデータブック」に掲載されている絶滅危急種がフクジュソウなど5種、希少種がタヌキモなど2種、確認されています。

市内で確認された主な植物を資料編に掲載しています。

表 2-1 美唄市市内で確認された絶滅危惧種等の植物

区分	科名	種名・亜種
絶滅危急種 (Vu)	イグサ	ホロムイコウガイ
	キンボウゲ	フクジュソウ
	ラン	カキラン
	ラン	サワラン
	ラン	トキソウ
希少種 (R)	タヌキモ	タヌキモ
	リンドウ	ホロムイリンドウ

写真 2-2 フクジュソウ



ポイント

※北海道レッドデータブック：北海道内において、絶滅のおそれのある野生の動植物の情報をとりまとめた本のこと。区分は次のとおり（関係分のみ掲載）で、フクジュソウや後述するクマガウは絶滅危急種、タヌキモやエゾライチョウは希少種に分類されています。

- ①絶滅危惧種（En）：絶滅の危機に瀕している種または亜種
- ②絶滅危急種（Vu）：絶滅の危機が増大している種または亜種
- ③希少種（R）：存続基盤が脆弱な種または亜種
- ④留意種（N）：保護に留意すべき種または亜種

5) 生物

市内では宮島沼に飛来するマガンやハクチョウをはじめとし、17目49科242種と非常に多くの鳥類が見られます。そして、山間部や宮島沼を中心に、表2-2に示すように、「北海道レッドデータブック」に掲載されている絶滅危惧種が、オジロワシやタンチョウ等4種、絶滅危急種がオオタカやクマガウ等9種、希少種がマガンやエゾライチョウ等28種、留意種が1種、確認されています。

また、哺乳類についてはエゾヒグマ、エゾリスなど7科21種、両生類はニホンアマガエルなど3科3種、爬虫類はシマヘビやアオダイショウなど4科6種、魚類はウグイやドジョウなど12科24種、水生生物（貝類、甲殻類）はカワニナやニホンザリガニなど8科9種が確認されており、これらの中にはエソトミヨやエゾサンショウウオなど北海道レッドデータブックに掲載されている希少種や留意種等も含まれます。

なお平成18年以降、外来種*であるアライグマが野生化し、これによる農作物への被害が急増しています。また、平成24年には国内外来種であるアズマヒキガエルとトノサマガエルが宮島沼近くの農地で確認され、分布が拡大しています。

市内で確認された主な生物は資料編に添付しています。

写真2-3 マガン（左）、オオハクチョウ（右）

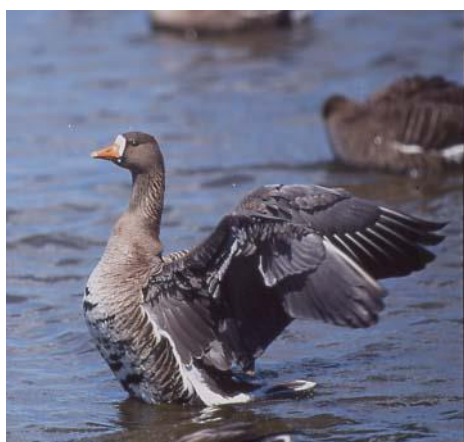


表 2-2 美唄市内で確認された絶滅危惧種等の鳥類

区分	目名	科名	種名・亜種	宮島沼	区分	目名	科名	種名・亜種	宮島沼
絶滅危惧種 (En)	コウノトリ	コウノトリ	コウノトリ		希少種 (R)	タカ	タカ	ハイイロチュウヒ	
	タカ	タカ	オジロワシ	●		タカ	タカ	チュウヒ	●
	タカ	タカ	オオワシ			タカ	タカ	クマタカ	
	ツル	ツル	タンチョウ			タカ	ハヤブサ	シロハヤブサ	
絶滅危惧種 (Vu)	カイツブリ	カイツブリ	カンムリカイツブリ	●		キジ	ライチョウ	エゾライチョウ	●
	カモ	カモ	シジュウカラガン	●		キジ	キジ	ウズラ	●
	カモ	カモ	サカツラガン			ツル	クイナ	クイナ	
	タカ	タカ	ミサゴ			ツル	クイナ	ヒクイナ	
	タカ	タカ	オオタカ	●		チドリ	シギ	ホウロクシギ	●
	タカ	タカ	ハイタカ	●		チドリ	シギ	オオギシギ	●
	タカ	ハヤブサ	ハヤブサ	●		チドリ	シギ	ヤマシギ	
	チドリ	シギ	アカアシシギ			チドリ	セイタカシギ	セイタカシギ	
	キツツキ	キツツキ	クマゲラ			フクロウ	フクロウ	シロフクロウ	
希少種 (R)	コウノトリ	サギ	オオヨシゴイ			フクロウ	フクロウ	トラフズク	
	カモ	カモ	コクガン			ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ	
	カモ	カモ	マガン	●		ブッポウソウ	カワセミ	ヤマセミ	
	カモ	カモ	ヒシクイ	●		ブッポウソウ	カワセミ	アカショウビン	●
	カモ	カモ	ハクガン	●		キツツキ	キツツキ	コアカゲラ	●
	カモ	カモ	コハクチョウ	●		スズメ	セキレイ	ツメナガセキレイ	●
	カモ	カモ	オシドリ			スズメ	モズ	アカモズ	●
	カモ	カモ	トモエガモ			スズメ		シマアオジ	●
	タカ	タカ	ハチクマ			スズメ	ホオジロ	ホオアカ	●
	タカ	タカ	ケアシノスリ	●		キツツキ	キツツキ	オオアカゲラ	
					留意種 (N)				

出展：宮島沼HP「宮島沼の保全と活用」及び北海道レッドデータブックを基に作成

※●：宮島沼周辺にて確認されているもの

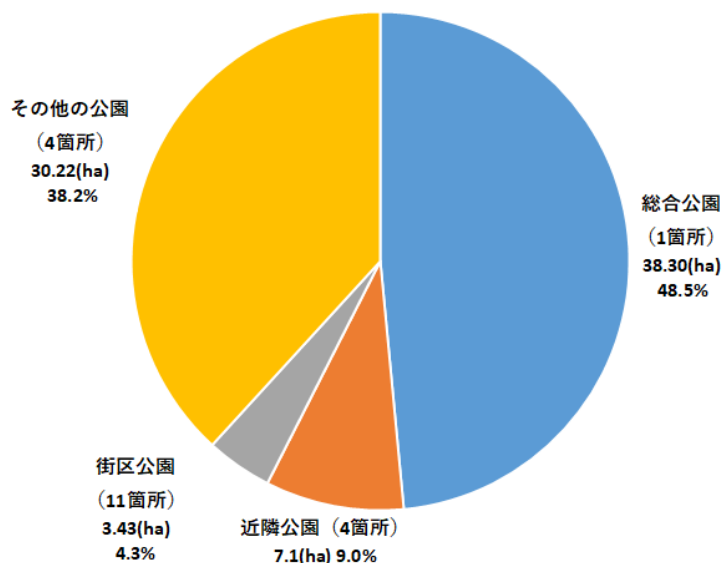
2-3.快適環境

1)公園・緑地

市内の公園面積の内訳について見ると、総合公園が1箇所で38.30ha、近隣公園が4箇所で7.10ha、街区公園が11箇所で3.43ha、その他の公園が4箇所で30.22haとなっています。

これらの公園面積を換算すると、人口一人当たり37.3m²であり、北海道の平均値である28.6m²を大きく上回っています。

図 2-12 美唄市の公園面積の状況（平成 30 年現在）



出典：美唄市統計書

2)文化財（史跡・名勝・天然記念物、埋蔵文化財等）

北海道及び市の指定文化財として表 2-3 に示す 7 つがあり、また表 2-4 に示す 6 箇所の埋蔵文化財包蔵地があります。

また、近代化産業遺産（北海道石炭）として、炭鉱メモリアル公園の三菱美唄炭鉱竪坑櫓、三菱美唄炭鉱原炭ポケット及び三井美唄炭鉱事務所が指定されています。

表 2-3 北海道及び美唄市指定文化財

名称	所在地	指定年月日	概要
美唄屯田兵屋	美唄市大通西1条北2-2-1	1972.2.17	美唄市指定文化財第1号（有形文化財） 北海道指定文化財（有形文化財） 建物：木造平屋建 1893年（明治26年）建設 面積：64.519m ²
峰延獅子舞	峰延町峰樺2区 （峰延獅子舞保存会）	1971.3.3	美唄市指定文化財第2号（無形民俗文化財）
光珠内いん石	所有者：美唄市光珠内町北 田中隆雄氏 所在地：美唄市西2条南1-2-1 （美唄市郷土資料館）	1976.6.5	美唄市指定文化財第3号（天然記念物）
4110型式十輪連結タンク 機関車2号	美唄市東明5条2丁目	1976.6.5	美唄市指定文化財第4号（有形文化財）
美唄屯田騎兵隊火薬庫	美唄市大通西1条北2-2-1	1983.3.2	美唄市指定文化財第5号（有形文化財） 建物：木造平屋建 1891年（明治24年）建設 面積：9.9m ²
旧桜井家住宅	美唄市大通西1条北2-2-1	1992.5.57	美唄市指定文化財第6号（有形文化財） 建物：木造一部2階建 母屋：1933年（昭和8年）建設 四間取り：1918年（大正7年）建設 離れ座敷：1918年（大正7年）建設 面積：415.97m ²
峰延東傘踊り	峰延町公園 （峰延傘踊り保存会）	2000.9.21	美唄市指定文化財第7号（無形民俗文化財）
友情人形（青い目の人形）	美唄市西2条南1丁目2-1	2018.2.27	美唄市指定文化財第8号（有形文化財）

表 2-4 埋蔵文化財包蔵地

名称	所在地	出土遺物
茶志内1遺跡	美唄市茶志内町1810-1	石片
茶志内2遺跡	美唄市茶志内町1812-6	石片
東明遺跡	美唄市東明町3区	石片
東明2遺跡	美唄市字美唄1721-9	土器片、フレーク
共練東遺跡	美唄市字美唄1451-4	土器片、フレーク
3号溜池遺跡	美唄市峰延町3号溜池植林地内	-

写真 2-4 美唄屯田兵屋（左）、三菱美唄炭鉱竪坑櫓（右）



3) 自然景観及び観光資源

主要な自然景観等として、びばい湖、宮島沼、美唄山があり、それらの概要は表 2-5 に示すとおりです。

また本市では、開発道路美唄富良野線の開通を視野に入れながら、東明公園をはじめとし、安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄、我路ファミリー公園、美唄国設スキー場などの整備とともに、平成 15 年には交流拠点施設「ピパの湯ゆ〜りん館」がオープンしました。さらに平成 19 年には、宮島沼水鳥・湿地センター、安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄・体験工房の2つの施設が新たにオープンしました。

また、春の「びばい桜まつり」、夏の「びばい歌舞裸まつり」、冬の「びばい雪んこまつり」などのイベントが開催され、多くの人々が訪れております。

平成 22 年に秋の百万飜まつりが終了し、翌年から観光入込客数は減少しましたが、30 万人は維持しており、近年は回復傾向にあります。

表 2-5 主な自然景観

名称	所在地	概要
びばい湖	美唄市美唄1849-1	洪水調節と都市用水の供給を目的として、一級河川石狩川水系美唄川本流と支流三の沢の二河川をまたいで建設された多目的ダム。1987（昭和62）年に市民公募により「びばい湖」と名称が付けられ、秋の紅葉など多くの人に親しまれている。
宮島沼	美唄市西美唄町大曲3区	美唄市の西端に所在する面積約30haの沼。周辺は数十年前まで美唄原野と呼ばれる国内最大規模の湿地帯だったが、戦後の農地開拓により畑や水田へと農用地化が図られ、水田の真ん中に宮島沼があるという状況になっている。 国の天然記念物のマガンが飛来し、毎年春（3月下旬～5月上旬）にはシベリアへの北帰の中継地として、秋（10月上旬～下旬）には宮城県にある伊豆沼を中心とする越冬地へ南下の中継地として約6万羽が羽を休める。 現在も飛来数が増加傾向にあり、日本最大・最北のマガンの寄留地としてマスコミにも取り上げられ、シーズンには多くの観察者が訪れる。 2002（平成14）年11月22日に国内13番目のラムサール条約登録湿地となった。
美唄山	-	美唄市、芦別市、奈井江町の接点に位置している。平成11年に美唄山岳会や市民ボランティア、行政機関が協力し、美唄側からの登山ルートが開通された。

写真 2-5 びばい湖（左）、東明公園（右）



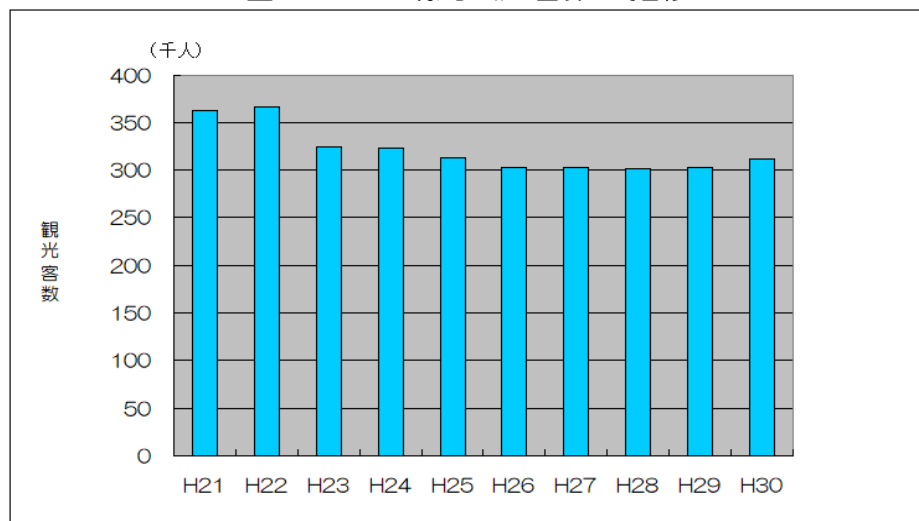
表 2-6 主な公園等

名称	所在地	概要
炭鉱メモリアル森林公園	美唄市東美唄町一ノ沢	1972年（昭和47年）に閉山した三菱美唄炭鉱跡地の一部3.6haを、北海道及び美唄市が市民の憩いの場として整備した公園。石炭を運び出すのに用いた立坑巻き上げ機（深さ170m）2機、電気関係を管理する開閉所、石炭を貯蔵する原炭ポケットの一部を保存し、往時の姿を今に伝える貴重な公園。
東明公園	美唄市東明町2区	東明町の丘陵にある都市公園。道内有数のサクラとツツジの名所で約5000本が咲き誇る。毎年5月には公園内で「びばいさくらまつり」が開催されている。公園内の丘の上には高さ27m（展望台18m）、オランダ製の24個の鐘が時を告げる「スペース・カリヨン」があり、1時間ごとに美しいメロディを聞くことができる。また、隣接している「ふるさと見える丘展望台」からは空知平野を眺望することができる。
安田侃彫刻美術館 アルテピアッツァ 美唄	美唄市落合町栄町	閉山になった炭鉱の学校跡地に、美唄市と、地元出身の彫刻家・安田侃によって、現在も創られている芸術広場。施設の内外には、大理石やブロンズの作品40点余が展示され、当時の面影を残す教室に彫刻が展示されたギャラリーになっている。旧体育館を改装したアートスペースや大理石で作られた屋外の石舞台では、コンサートや舞踊、講演会などが開かれている。その他にも、工房スタジオアルテなどの施設があり、さまざまな催しが行われている。

表 2-7 主な祭事・イベント

名称	場所	概要
びばい桜まつり	東明公園	名所「東明公園」で、毎年5月に開催され、サクラの苗木配布、打上花火、売店の出店がある。
びばい歌舞裸まつり	中央公園	美唄市役所前の中央公園で毎年8月に開催している。「びばい歌舞裸まつり」は、美唄を「歌～うた」、「舞～おどり」、「裸～みこし」で表現しながら多くの市民が参加し、ふるさと美唄の夏を盛り上げるイベント。伝統ある「市民踊り」、美唄神輿会によるみこし渡御と木やり披露、子どもかぶら踊り、カラオケ大会、YOSAKOIソーランなど催しものがたくさん開催される。
びばい雪んこまつり	中央公園付近	昭和28年「美唄雪まつり」として開催されたこのイベントは、「さっぽろ雪まつり」に次ぐ歴史を誇る。寒い冬を吹き飛ばそうと熱気あふれたプログラムが満載。陸上自衛隊美唄駐屯地の隊員たちによる滑り台付き大雪像は、毎年見ごたえがある。

図 2-13 観光入込客数の推移



2-4.生活環境

1)大気

市内には一般大気環境測定局がないので、隣接している岩見沢市及び奈井江町の測定結果により評価を行います。なお、平成 27～29 年度の直近 3 年間のデータについて整理します。

大気環境に係る環境基準の設定されている項目のうち二酸化硫黄*、二酸化窒素*、浮遊粒子状物質*については、3 年間で 1 度も基準超過が見られず、問題ありません。

両市町に挟まれる美唄市も同様の傾向を示すと考えると、大気環境はほぼ良好な状況にあると考えられます。

表 2-8 美唄市周辺の大気環境

物質	市町村	年度	有効測定 日数	測定 時間	年平均値	1 時間値 の最高値	1 時間値が基準 を超過した時間 数とその割合		日平均が基準を超 過した日数とその 割合		日平均値 の 2 % 除外値
			(日)	(時間)	(PPM)	(PPM)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(PPM)
二酸化硫黄 (SO ₂)	岩見沢市	H27	345	8,445	0.006	0.050	0	0.0	0	0.0	0.012
	奈井江町	H27	363	8,700	0.001	0.067	0	0.0	0	0.0	0.005
		H28	322	7,708	0.001	0.043	0	0.0	0	0.0	0.004
		H29	350	8,419	0.001	0.049	0	0.0	0	0.0	0.004
二酸化窒素 (NO ₂)	岩見沢市	H27	361	8,698	0.005	0.056	0	0.0	0	0.0	0.022
	奈井江町	H27	363	8,695	0.006	0.046	0	0.0	0	0.0	0.020
		H28	321	7,705	0.006	0.051	0	0.0	0	0.0	0.019
		H29	350	8,415	0.005	0.054	0	0.0	0	0.0	0.018
浮遊粒子状物質 (SPM)	岩見沢市	H27	354	8,493	0.010	0.153	0	0.0	0	0.0	0.034
	奈井江町	H27	361	8,693	0.013	0.125	0	0.0	0	0.0	0.035
		H28	320	7,705	0.011	0.078	0	0.0	0	0.0	0.029
		H29	349	8,416	0.012	0.094	0	0.0	0	0.0	0.027

注) 浮遊粒子状物質の濃度単位はmg/m³。
 注) 基準値は物質により異なる。
 注) 『北海道の大気環境』を元に作成。

2)水質

市内では、美唄川の上流（錦橋、A 類型）と下流（元村橋、B 類型）で、水質の調査が行われています。

錦橋の水質測定結果は図 2-14 に示していますが、DO*と BOD*については A 類型の基準値を満足しているものの、大腸菌群数については過去 10 年間で 7 回、平均値ベースで基準値を満足していません。

特に平成 28 年度は 8,670MPN/100ml と非常に大きな値となっています。

元村橋の水質測定結果は図 2-15 に示していますが、元村橋も DO*と BOD*については B 類型の基準値を満足しているものの、大腸菌群数については過去 10 年間のうち 2 回、平均値ベースで基準値を満足していません。

大腸菌群数が基準を超過することの原因として、一般には生活排水や、家畜や野生動物の糞尿の流出、熟成されていない堆肥の利用などが言われますが、加えて土壌由来の

場合もあります。そのため、原因に応じた対処を進めていくことが必要と考えられます。

また、市内の都市河川である美唄新川と 10 号川において BOD* の調査が行われており、この結果を図 2-16 に示しています。これらは下水道整備区域下流での調査結果ですが、下水道整備終了後は、それ以前と比較して大幅に水質が改善しています。美唄新川や 10 号川においても水質は改善傾向にありますが、美唄川下流・元村橋と比べてまだ高く、今後、下水道への接続率を向上させること等により、さらに改善していくことが必要と考えられます。

ポイント

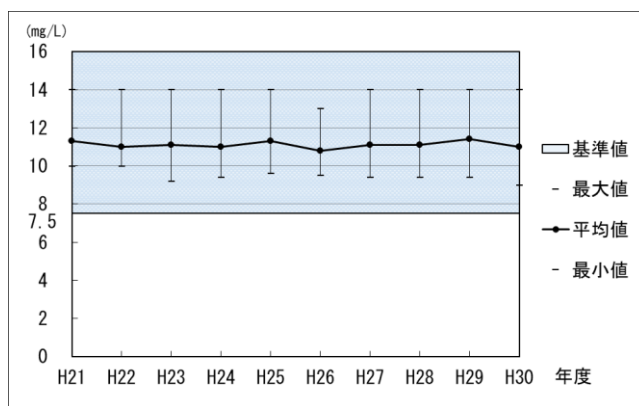
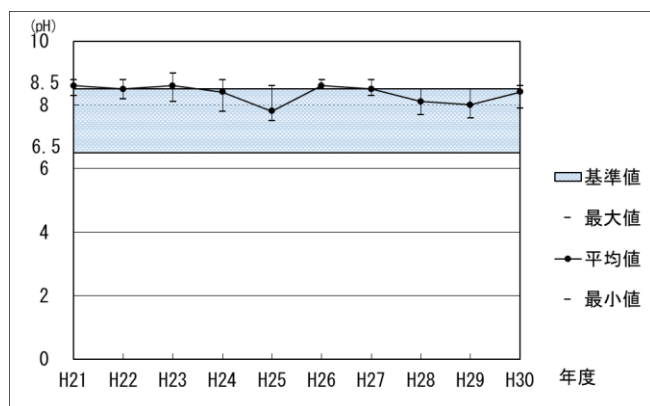
※類型指定：国は水質汚濁の生活環境項目の基準値を類型別に定め、道はこれに基づき、河川等の状況に応じてあてはめ、指定していくものです。

類型は AA 及び A～E の 6 つに区分され、美唄市においては美唄川だけが指定されており、上流（錦橋）が A 類型、下流（元村橋）が B 類型の指定を受けています。

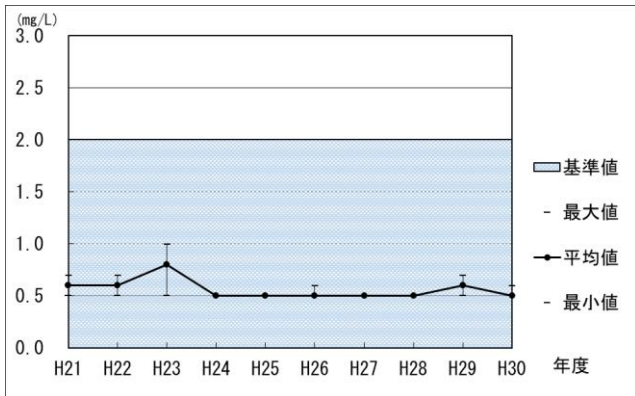
※大腸菌群数：大腸菌群は、人畜の腸の中に生息する細菌（ふん便 1g 中に 10～100 億個が存在）です。大腸菌群自体は有害ではありませんが、それらが水中に存在するか否かによって、その水がし尿などで汚染されているかを判断する指標となっています。

また、数値が高いほど、赤痢菌などの伝染病の細菌も多く存在するといわれており、増加の原因と考えられる生活排水などが直接河川へ流入しないよう、下水道への接続や合併処理浄化槽の設置などが必要とされます。

図 2-14 水質測定結果（美唄川上流・錦橋 A 類型）
(1)pH* (2)DO*



(3)BOD*



(4)大腸菌群数

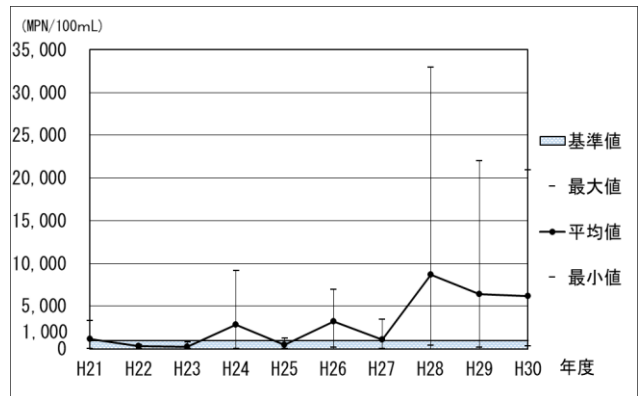
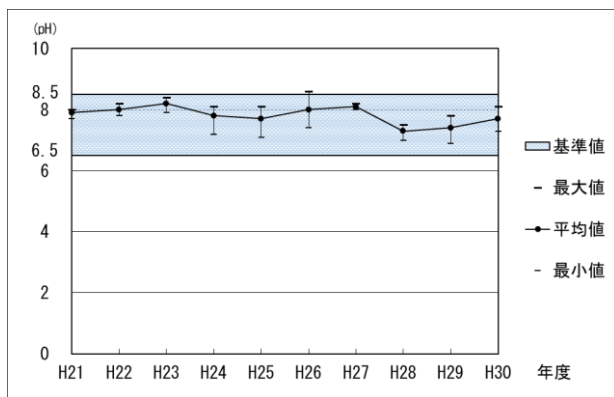
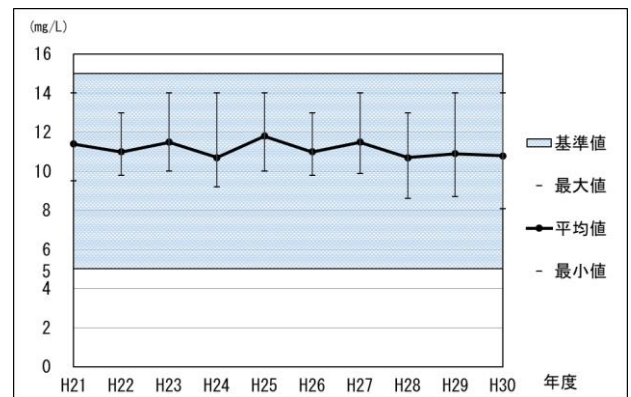


図 2-15 水質測定結果（美唄川下流・元村橋 B 類型）

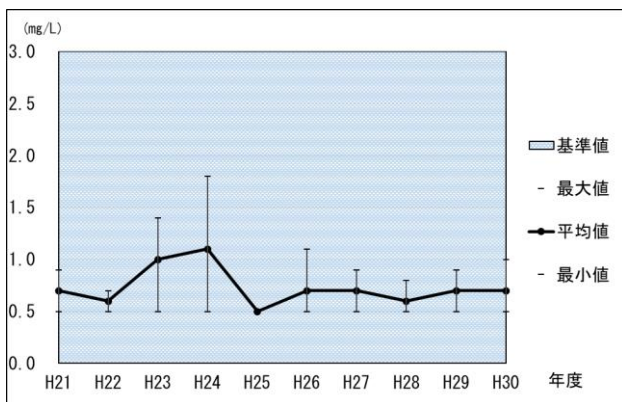
(1)pH*



(2)DO*



(3)BOD*



(4)大腸菌群数

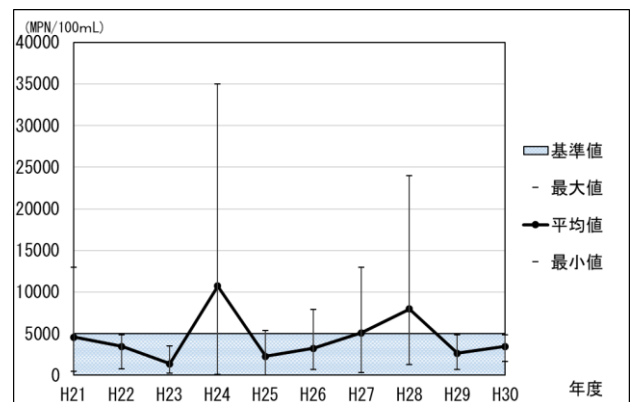
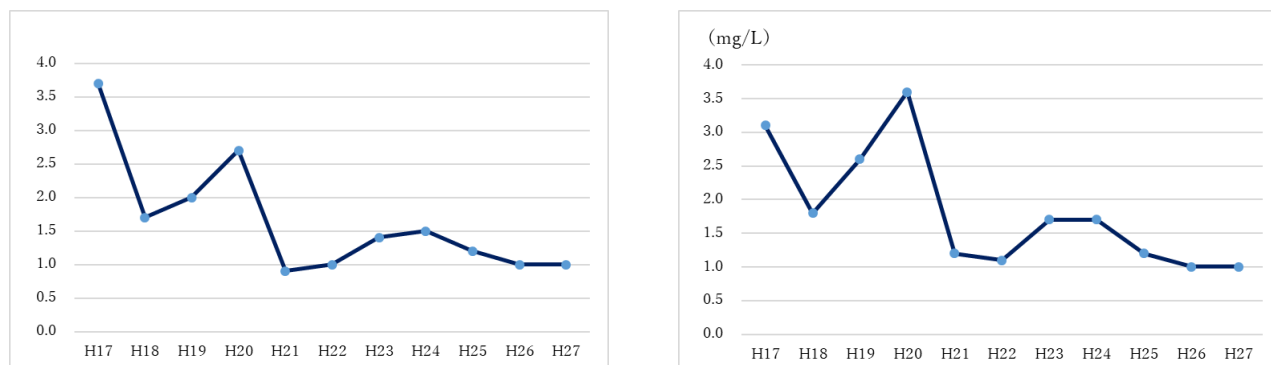


図 2-16 水質測定結果（下水道整備区域下流の市内都市河川の BOD*）
 (1)美唄新川 (2)10号川



3)騒音・振動

市内では国道 12 号線沿いの 3 箇所で、美唄市による騒音測定が実施されています。2017（平成 29）年～2018（平成 30）年に実施された騒音調査結果を表 2-9 に示しています。

この結果を見ると、調査の実施された 3 地点のすべてにおいて、昼間、夜間とも環境基準を超過しているものの、要請限度の超過は昼間、夜間とも見られません。

表 2-9 騒音調査結果

路線名	地点名	環境基準 超過・非超過		要請限度 超過・非超過		騒音レベル (dB)		実測 調査 年度
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間 Leq	夜間 Leq	
国道12号線	峰延町本町	×	×	○	○	70	67	2017
	大通東1条南5丁目1	×	×	○	○	72	67	2017
	茶志内町本町	×	×	○	○	71	68	2018

凡例) ○：非超過、×：超過
 出典) 美唄市資料

図 2-17 美唄市内の主な道路・鉄道



ポイント

※要請限度：自動車騒音がその限度を超えていることによって、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるとき、市町村長が都道府県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るよう要請する際の限度のことをいいます。

環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として設定されているのに対し、要請限度は自動車騒音対策に係る行政措置を講じる上での基準となっています。

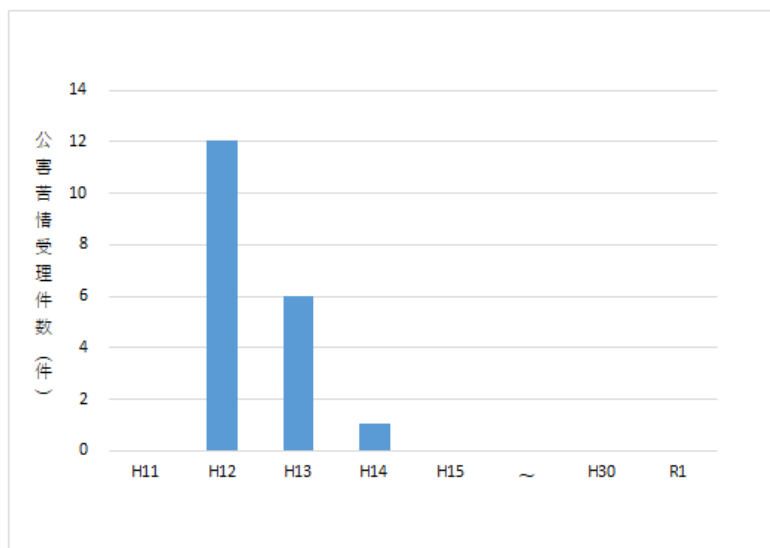


4) その他の公害

公害苦情の受理件数は、平成12年度には12件、平成13年度には6件ありましたが、平成15年度以降は0件を続けています。

これらの公害苦情は全て、大気汚染や水質汚濁、騒音、振動、悪臭等ではなく、不法投棄等、ごみの不適正な排出に係わるものとなっています。

以上より、市内の環境は、公害の面からは非常に良好であることがわかります。



出典：美唄市統計書

図 2-19 下水道普及状況

2-5.資源環境

1) 下水道・し尿処理

下水道の普及率（行政人口に対する下水道処理区域内人口の割合）は、平成22年度の73.2%から令和元年度の77.8%へと向上しており、順調に普及が進んでいます。また、令和元年度の水洗化率（下水道処理区域内人口に対する水洗化人口の割合）は93.9%となっています。

令和元年度末で、下水道へ接続していない人口（区域外人口と区域内未接続人口の和）は5,617人ですが、このうち合併処理浄化槽*人口が1,700人、汲み取りあるいは単独処理浄化槽*人口が3,917人となっています。

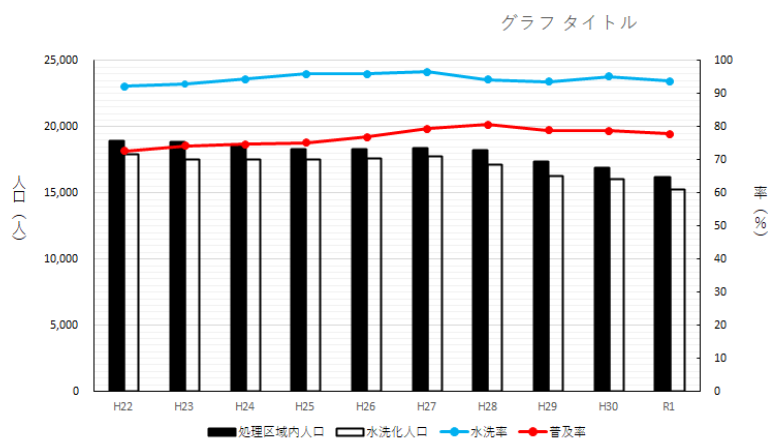
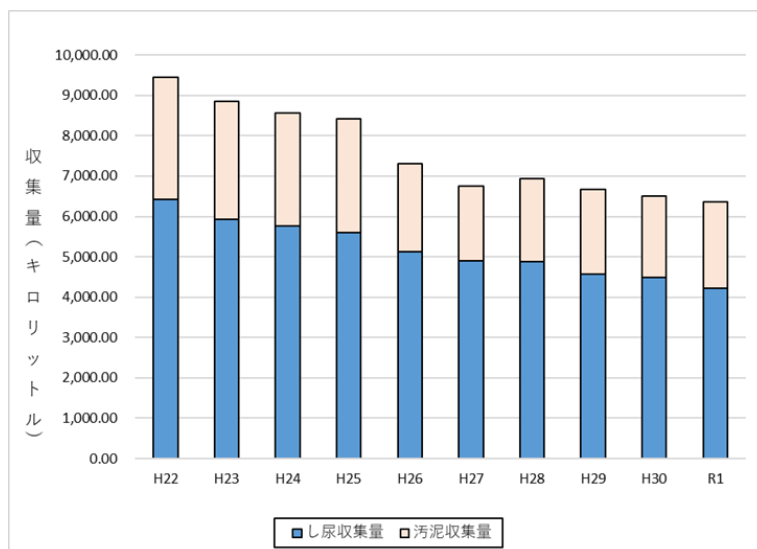


図 2-20 し尿汲み取り量及び浄化槽汚泥収集量



し尿汲み取り量及び浄化槽汚泥収集量は、下水道の普及等により、平成 22 年度の約 9,448 キロリットルから令和元年度の約 6,360 キロリットルまで減少してきています。その内訳を見ると、し尿汲み取り量は一貫して減少していますが、浄化槽汚泥収集量は 2,000 キロリットル程度で推移していることがわかります。

2) ごみ排出量

ごみ排出量は、平成 19 年 10 月からの家庭ごみ有料化の実施から減少傾向にあり、近年は、ごみの適正排出についての市民理解も深まってきたおり、平成 24 年度の 9,380 t から令和元年度の 5,696t と大幅に減少しております。

一人一日あたり平均排出量は、平成 30 年度が 888g、令和元年度が 884g であり、北海道平均（平成 30 年度、969g、一般廃棄物処理実態調査より）よりも若干少なくなっています。

図 2-21 ごみ排出量

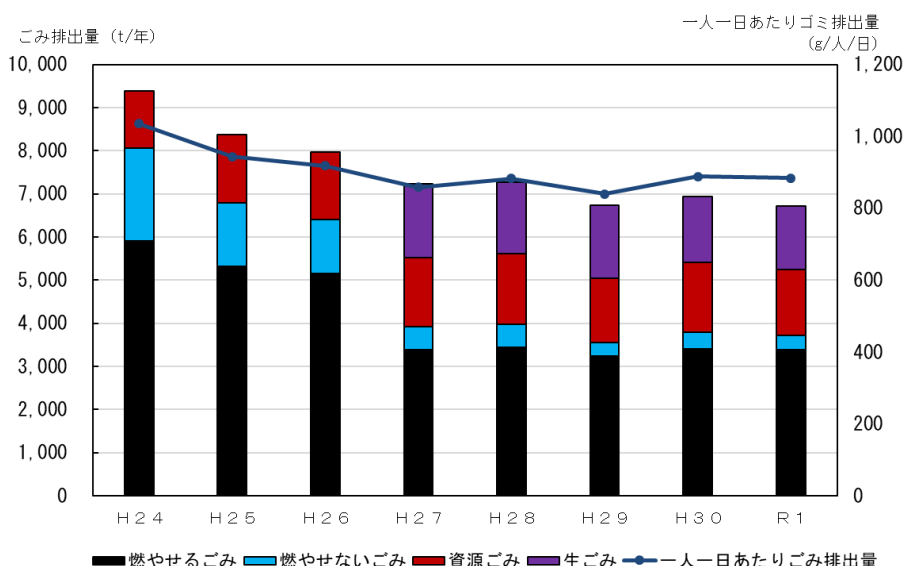
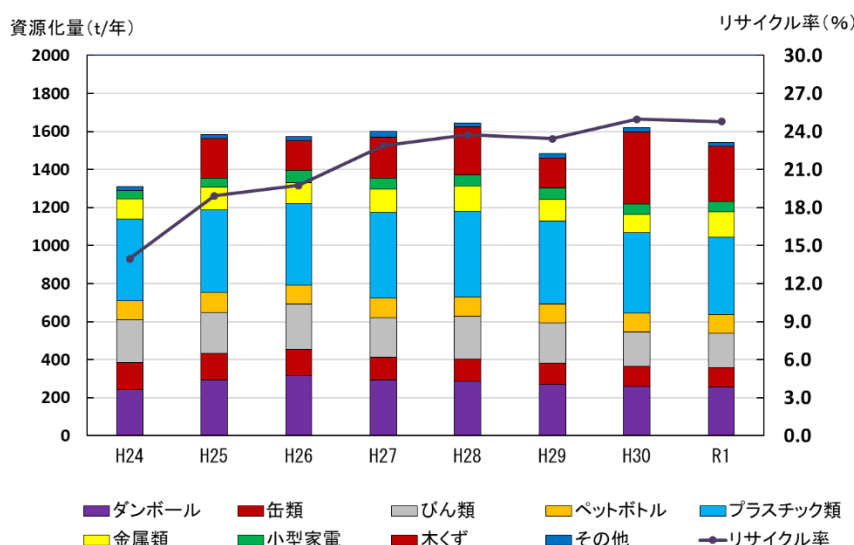


図 2-22 ごみ資源化状況

3) リサイクル率

市の収集による資源化量は平成 24 年度から増加傾向にあり、令和元年度は約 1,579t となっています。リサイクル率についても、平成 24 年度の 14.0%から令和元年度の 25.3%と大幅に向上していますが、平成 30 年度の全道平均 23.9%と比較すると若干上回っています。



出典：美咲市生活環境課調べ

4) 電気・ガス・水道

家庭での電気の使用が中心となる電灯使用量は、人口が減少しているにも関わらず平成 23 年度までほぼ横ばいで推移してきましたが、次年度以降は減少の傾向にあります。また、一人一日当たり電灯使用量は、平成 22 年度及び平成 23 年度に、わずかに増加しましたが、経年的に減少傾向で推移しています。

また、業務での電気の使用である電力使用量は、年度による増減はありますが、経年的には総じて減少傾向で推移しています。

ガス供給量は、平成 25 年度までは 11,000 千 m^3 程度で推移していましたが、その後は減少傾向にあります。一戸当たりの供給量は、平成 21 年度以降、横ばいで推移しています。

水道供給量は、人口の減少に比例して、経年的には減少の傾向にあります。一人一日当たり給水量も、年間給水量と同様、経年的に減少傾向で推移しています。ただし、下水道接続率の向上等により水洗トイレの普及率が上がると、一人一日当たり平均給水量は増加する可能性があります。

図 2-23 電灯・電力使用量

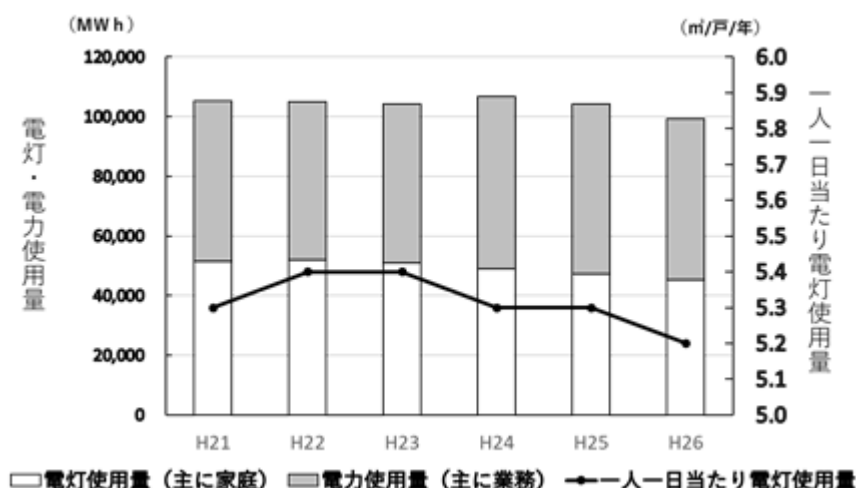


図 2-24 ガス供給量

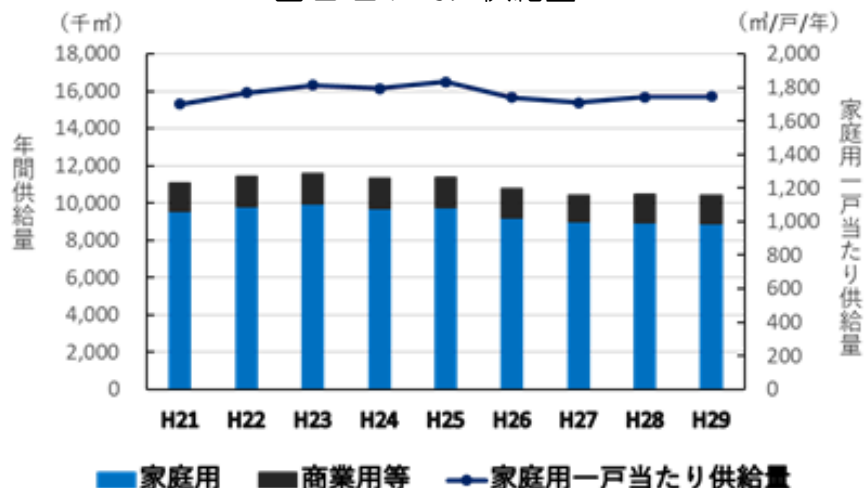
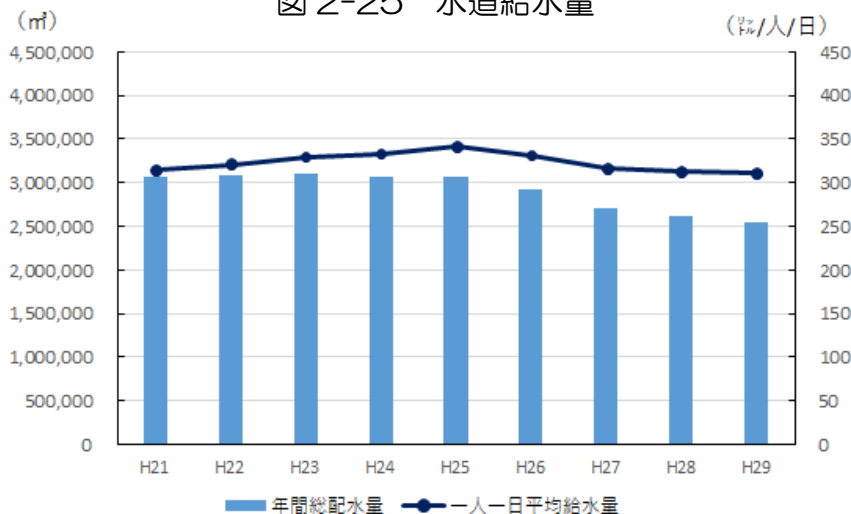


図 2-25 水道給水量



出典：美唄市統計書

2-6.地球環境

1)地球温暖化

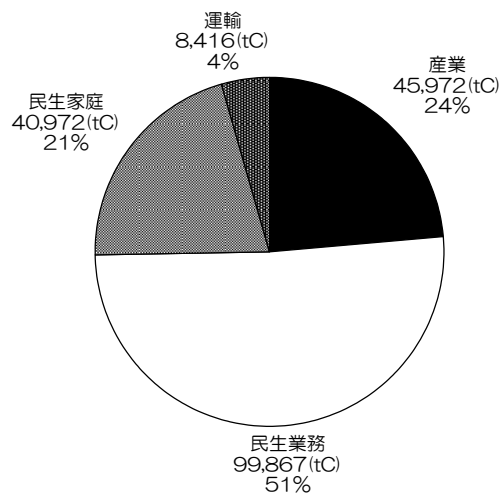
(1)クリーンエネルギー*

本市では平成 14 年度に『美唄市地域新エネルギービジョン』を策定し、平成 13 年度の温室効果ガス排出量を推計しています。美唄市域全体では 19.5 万 t-C の温室効果ガスを排出しており、平成 15 年度の北海道の排出量(2,297 万 t-C)の 0.8%を占めています。部門別では、民生業務部門が約 51%と最も多く、産業部門、民生家庭部門の順で続いています。

人口一人当たりの排出量は、道の平均が 4.07 t-Cであるのに対し、6.33t-C で約 1.5 倍となっています。

『美唄市地域新エネルギービジョン』では、雪氷熱*を中心としたクリーンエネルギー*の導入を検討しており、本市において雪氷熱*エネルギー（雪冷房）を利用している施設は現在までに 13 箇所あります。

図 2-26 温室効果ガス排出量
(平成 13 年度)



出典：美唄市地域新エネルギービジョン

表 2-10 美唄市内の雪氷熱*エネルギー（雪冷房）利用施設

施設名称・施設形態	完成年月日	雪冷房方式	貯雪量
雪冷房マンション：ウエストパレス	平成11年5月	冷水循環式	100トン
個人住宅・事務所	平成12年7月	全空気循環式	15トン
介護老人保健施設：コミュニティーホーム美唄	平成12年3月	水空気併用循環式	300トン
老人福祉施設：ケアハウス ハーモニー	平成14年11月	全空気循環式	121トン
美唄市交流拠点施設：ピパの湯 ゆ〜りん館	平成15年12月	水空気併用循環式	150トン
JAびばい氷室貯蔵研究所	平成11年3月	氷室・自然対流式	48トン
JAびばい米穀雪零温貯蔵施設：雪蔵工房	平成12年9月	閉鎖型全空気循環式	3600トン
JAびばいハイブリッド氷室：雪蔵美人	平成20年10月	氷室に冷凍機併設ハイブリッド式	48トン
個人農家雪冷房米貯蔵施設	平成20年9月	雪山冷水循環式	100トン
ホワイトデータセンター	平成27年10月	冷水循環式	3000トン
市民会館	平成28年3月	冷水循環式	200トン
利雪食品加工研究施設「ホワイトラボ」	平成29年4月	冷水循環式	172トン
市立図書館	令和元年8月	冷水循環式	200トン

出典：美唄自然エネルギー研究会

写真 2-6 雪氷熱*利用施設（雪蔵工房:左、ピパの湯ゆーりん館:右）



(2) 公共交通機関の利用状況

本市には、5つのバス路線系統（中央バス[滝川美唄線、岩見沢美唄線]、美唄自動車学校、市民バス[西線、東線]）があります。

利用状況を見ると、中央バス[岩見沢美唄線]は、運行便数が大きく減少していることもあり、輸送人員も減少しています。ただし、1 便当たりの乗車人数は概ね増加しています。

そのほかの路線については、運行便数が増加しているにも関わらず、1 便当たりの乗車人数は減少の傾向にあり、輸送人数も減少しています。

表 2-11 美唄市バス路線別利用状況

区分	系統名	区分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
中央バス	滝川美唄線	運行便数(便)	2,909	2,889	2,914	滝川ターミナルから砂川ターミナルを経由し、美唄駅まで運行
		輸送人員(人)	71,779	72,477	66,120	
		1便当たりの乗車人数	24.7	25.1	22.7	
	岩見沢美唄線	運行便数(便)	6,774	6,718	4,212	美唄駅から岩見沢ターミナルまで運行
		輸送人員(人)	96,535	88,025	73,313	
		1便当たりの乗車人数	14.3	13.1	17.4	
美唄自動車学校	南美唄線	運行便数(便)	9,737	9,737	9,760	美唄駅から南美唄町まで運行
		輸送人員(人)	52,326	50,165	49,642	
		1便当たりの乗車人数	5.4	5.2	5.1	
市民バス	西線	運行便数(便)	5,778	5,786	6,694	市内西地区11路線のうち8路線がスクールバス混乗 ※輸送人員は有料利用者数
		輸送人員(人)	3,336	3,083	2,807	
		1便当たりの乗車人数	0.6	0.5	0.4	
	東線	運行便数(便)	7,709	7,709	8,012	美唄駅から東明地区を2路線(東明通先回り、旭通り先回り)、循環方式で運行
		輸送人員(人)	67,867	67,258	65,385	
		1便当たりの乗車人数	8.8	8.7	8.2	

出典：美唄市資料

2) その他の地球環境

(1) オゾン*

本市では調査を行っていませんが、札幌市上空の調査結果があります。

札幌市上空のオゾン*量は、1990年代半ばまで減少傾向にありましたが、それ以降は、横ばいもしくは緩やかな増加傾向にあります。

(2) 酸性雨（雪）

酸性雨についても本市では調査を行っていませんが、札幌市衛生研究所による調査では、過去10年間のpH*は5.2～4.8と酸性を示していることがわかります。

また、酸性雪については、北海道環境科学研究センターで4年ごとに調査を実施しており、美唄市内では、美唄ダムで実施していましたが、平成21年以降は調査されていません。

図 2-27 酸性雨調査結果

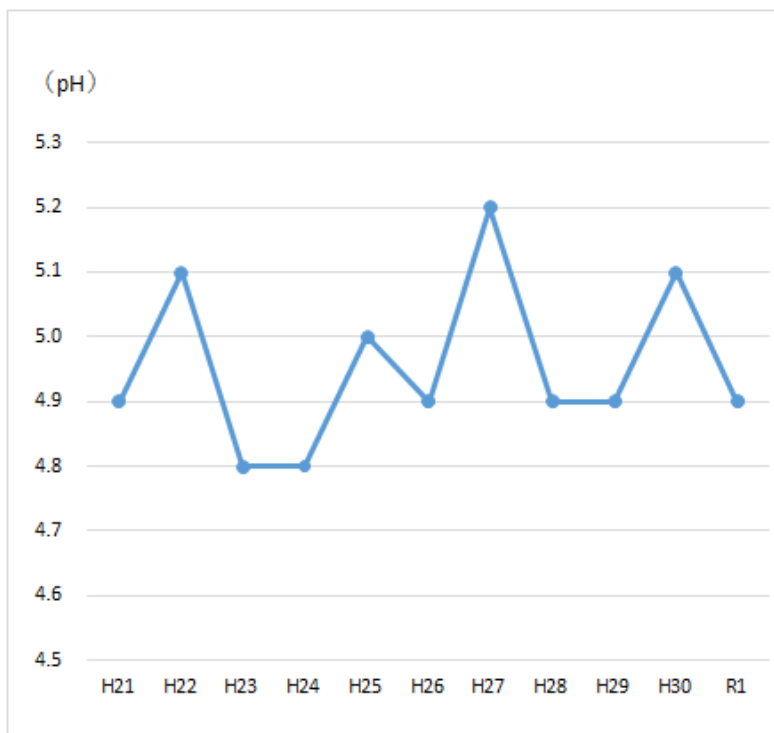
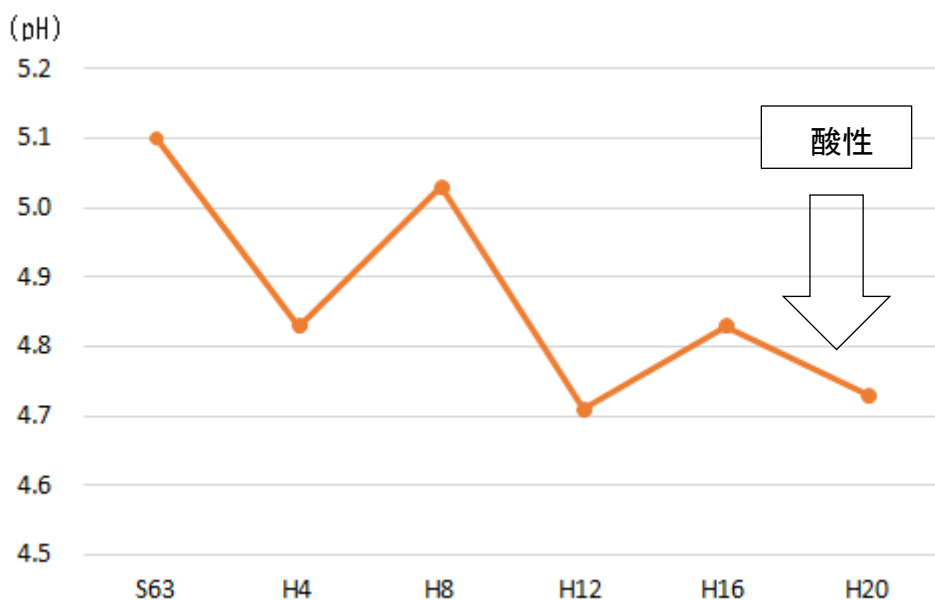


図 2-28 美唄ダムでの酸性雪の pH*



出典：北海道環境科学研究センター

2-7.環境に対する住民意識

環境に対する意識について、市民のみなさんにアンケート調査を行いました。

実施期間 令和2年5月18日～6月22日

対象者 ○ 一般（18歳以上）1,200人 回答率 33.8%

○ 若年層 小学生（10歳～11歳）120人

中学生（13歳～14歳）120人

高校生（16歳～17歳）120人

回答率 49.2%

○ 事業者 80件 回答率 60.0%

全体の回答率 38.4%

1)環境に対する意識について

市民の満足状況を得点化して表2-12に示しています。

【生活環境】

ポイントが最も高いのは「空気のきれいさ」で、一般と事業者では0.5を超え、他の項目よりも満足度が高いことがわかります。次いで「静かさ」も、比較的ポイントが高くなっています。

一方で不満が多いのは「まちのきれいさ」で、一般、若年層、事業所ともマイナスの得点になっています。また「水辺や水質のきれいさ」も満足度が低く、若年層ではマイナスの値となっています。

【自然環境】

「田や畑などの緑の多さ」のポイントが最も高いですが、他の項目のポイントも総じて高く、自然環境に対する満足度が高いことを伺うことができます。

【環境に対する意識からみた課題】

「まちのきれいさ」や「水辺や水質のきれいさ」の満足度が低く、これらの項目を、環境に対する意識からみた課題として上げることができます。

表2-12 環境への満足度合

区分	ポイント			満足している人の割合		
	一般	若年層	事業所	一般	若年層	事業所
【生活環境】						
1.空気のきれいさ（汚れや悪臭がない）	0.630	0.135	0.091	65.9%	67.1%	81.3%
2.川や沼などの水辺や水質のきれいさ	0.126	-0.002	0.017	26.7%	24.8%	31.3%
3.静かさ（騒音や振動がない）	0.482	0.088	0.057	57.0%	51.0%	58.3%
4.まちのきれいさ（ごみのポイ捨てなどがない）	-0.121	-0.044	0.003	18.0%	17.7%	25.0%
5.ごみ処理（分別や収集がうまくいっている）	0.403	0.115	0.052	52.1%	57.4%	50.0%
【自然環境】						
6.森や川など自然の豊かさ	0.598	0.148	0.086	63.2%	72.6%	75.0%
7.動物や鳥など、生き物の種類の多さ	0.459	0.114	0.072	49.4%	59.9%	62.5%
8.まち中の木や花などの緑の多さ	0.447	0.126	0.059	50.9%	64.2%	54.2%
9.田や畑などの緑の多さ	0.691	0.162	0.089	70.9%	76.3%	75.0%

ポイント

※得点の算出方法：「満足」の回答を+1 点、「不満」の回答を-1 点、「どちらともいえない」を 0 点とします。この得点を、回答分、合計すると、満足の回答が多い場合にはプラス側に大きくなり、不満の回答が多いとマイナス側に大きくなります。

この数字を回答者数で割ることで、最大+1、最小-1 の範囲の値となり、+1 に近いほど満足度が高く、-1 に近いほど不満度が高いと判断されます。

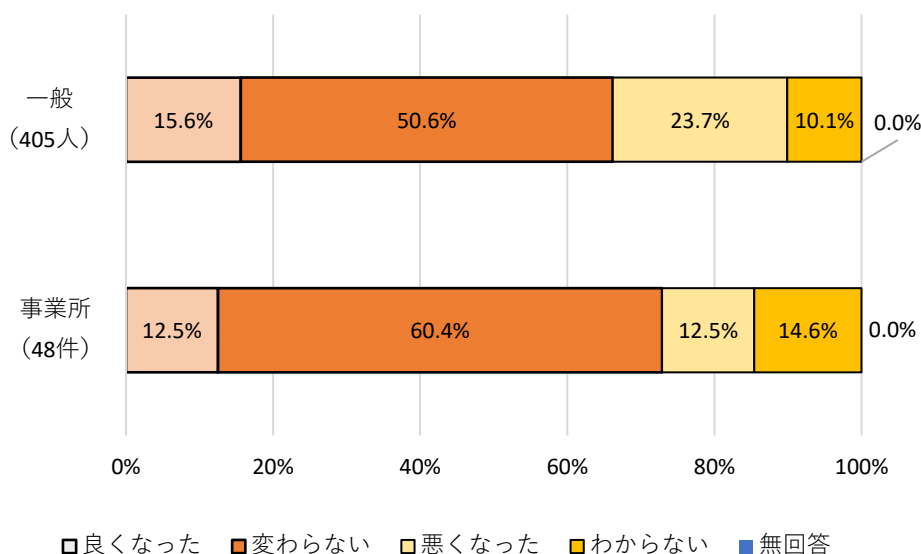
2) 環境の変化について

10 年前との環境の変化についての意識を図 2-3 1 に示しています。

一般については、「悪くなった」(23.7%) が「良くなった」(15.6%) を上回っており、この 10 年間でわずかながら、環境面が悪化していると判断されます。

なお、事業所では「良くなった」(12.5%) と「悪くなった」(12.5%) が同数値となっています。

図 2-3 1 10 年前と比べた環境の変化



3) 一般・若年層の環境への取組みについて

一般と若年層の各取組みの実行率を得点化して表 2-13 に示しています。

【生活環境】

実行率の高い取組みは、一般では「ごみは正しく分別して出す」、「洗剤などは詰め替え製品を買う」、「ものは大切に最後まで使い切る」などで、若年層では「ごみは正しく分別して出す」と「洗剤などは詰め替え製品を買う」です。

逆にほとんど実行されていない取組みは、一般では「生ごみは堆肥化している」で、若

年層では「町内会の美化活動やクリーン作戦に参加している」です。

なお、「生ごみは堆肥化している」も実行が少ないですが、平成 27 年から、市で回収した生ごみは堆肥化しているため、家庭での堆肥化は減少したものとされます。

【地球環境】

比較的実行率の高い取組みは節電や節水で、一般で 1.3、若年層で 0.2 程度となっています。地球温暖化防止の観点から、これらの取組みの実行率をさらに高めていくことが必要です。

全体的に実行率の低い中で、ほとんど実行されていない取組みは、一般では「なるべく公共交通機関を利用している」、若年層では「エコマーク商品を利用している」で、特にこれらの取組みの実行率の向上が必要です。

【環境に関する学習や行動など】

一般、若年層とも実行率が低く、いずれの取組みもほとんど実行されていません。

実行されていない割合の高い取組みとして、一般では「野鳥や森林の観察会に参加している」や「環境保護団体に参加や寄附をしている」などがあり、若年層では「野鳥や森林の観察会に参加している」や「家族や友人と環境問題について話し合う」などがあります。

表 2-13 環境への取組み状況（一般・若年層）

区分	ポイント		いつも行っている人の割合	
	一般	若年層	一般	若年層
【生活環境】				
1. 生ごみや油を排水口に流さない	1.185	0.269	71.9%	71.7%
2. ごみの野焼きを行わない	0.783	—	63.2%	—
3. 農薬の使用量が少ない農産物を購入する	0.630	—	34.3%	—
4. ごみは正しく分別して出す	1.815	0.381	89.6%	85.0%
5. 食品ロス（食べ残しなど食品を無駄にすること）を出さない	1.383	0.270	56.5%	56.7%
6. 買い物のとき、レジ袋をもらわない	1.227	0.185	52.6%	43.3%
7. 洗剤などは詰め替え製品を買う	1.691	0.354	80.2%	76.7%
8. もの大切に最後まで使い切る	1.588	0.306	70.1%	66.7%
9. 生ゴミは堆肥化している	-0.694	—	19.5%	—
10. 古新聞などは回収業者に出している	1.077	—	68.6%	—
11. 町内会の美化活動やクリーン作戦に参加している	0.040	-0.117	32.6%	10.0%
【地球環境】				
12. 節電を心がけている	1.304	0.221	58.5%	41.7%
13. 節水を心がけている	1.306	0.220	57.5%	43.3%
14. 暖房は控えめにしている	1.052	0.258	45.9%	51.7%
15. 省エネ家電を使用している	0.595	—	34.3%	—
16. なるべく公共交通機関を利用している	-0.595	—	13.8%	—
17. エコマーク商品を利用している	-0.106	-0.048	10.4%	6.7%
18. 地元産の農産物を購入している	0.812	—	28.6%	—
【環境に関する学習や行動など】				
19. 野鳥や森林の観察会に参加している	-1.731	0.221	0.7%	3.3%
20. 環境保護団体に参加や寄付をしている	-1.575	0.220	1.2%	5.0%
21. テレビや雑誌などで環境に関するものをよく見て勉強している	-0.573	0.258	4.0%	6.7%
22. 家族や友人と環境問題について話し合う	-0.810	-0.048	2.7%	5.0%

※いつも行っているを＋2、時々行っているを＋1、あまり行っていないを－1、全く行っていないを－2とした合計値を回答者数で除したもの

ポイント

※得点の算出方法：「いつも行っている」を+2点、「時々行っている」を+1点、「あまり行っていない」を-1点、「まったく行っていない」を-2点とします。この得点を回答分合計すると、実行している割合が高い場合にはプラス側に大きくなり、実行している割合が低い場合にはマイナス側に大きくなります。

この数字を回答者数で割ることで、最大+2、最小-2の範囲の値となり、+2に近いほど実行率が高く、-2に近いほど実行率が低いと判断されます。

【一般・若年層の環境への取組みからみた課題】

生活環境では美化活動への参加の実行率が低く、また地球環境や環境に関する学習や行動などでは全般的に実行率が低く、これらの取組みの実行率を上げていくことが課題となります。

また、実行率の高い取組みであっても、「生ごみや油を排水口に流さない」や、「ごみは正しく分別して出す」、あるいは「レジ袋をもらわない」や「詰め替え製品を買う」などは、より高く、100%近い実行率を確保すべきであり、これらの実行率も高めていく必要があります。

4) 事業者の環境への取組みについて

事業者の取組み状況については、図 2-32 に示しています。

【生活環境】

「廃棄物の減量」と「紙の使用量の削減・リサイクル」については、実行率が85%以上と高くなっています。

「低公害車の導入」については、まったくしていないとの回答が多く、実行率が低くなっています。

【地球環境】

「節電」、「節水」及び「適切な暖房温度の設定」は、実行率が90%以上と高くなっています。

しかし「公共交通機関の積極的利用」、「エコマーク商品の利用」については実行率が低く、特に「太陽光や雪などの自然エネルギーの利用」については60%以上の事業者が「まったくしていない」と回答しています。

【環境に関する学習や行動など】

いずれの取組みも実行率が低く、また「あまり実施していない」及び「まったくしていない」との回答が多くなっています。

図 2-32(1) 環境への取組み状況（事業者、その 1）

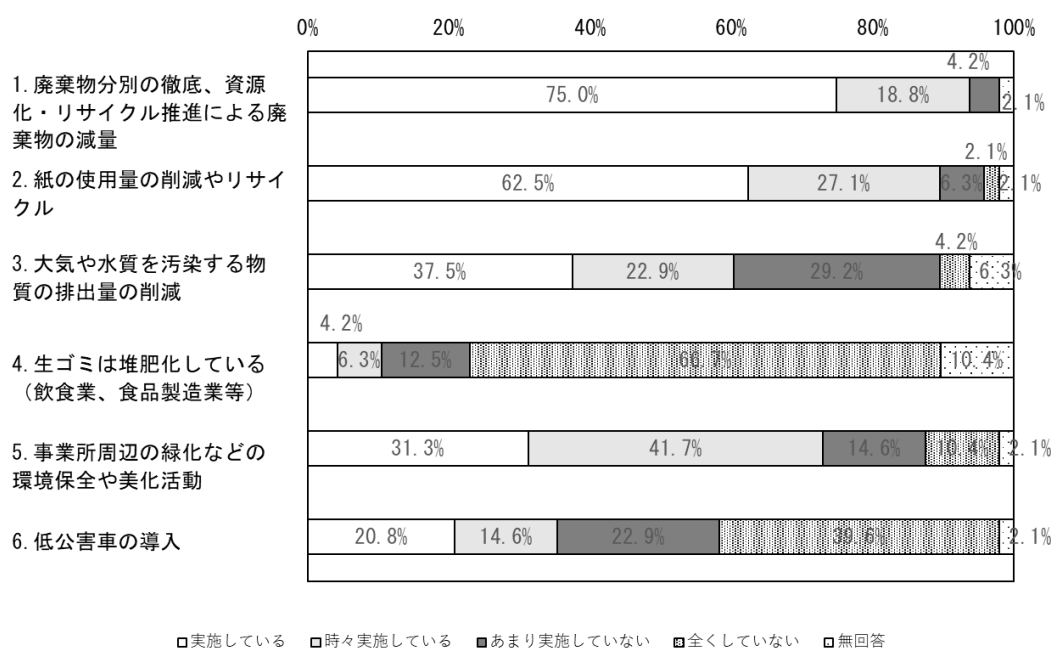
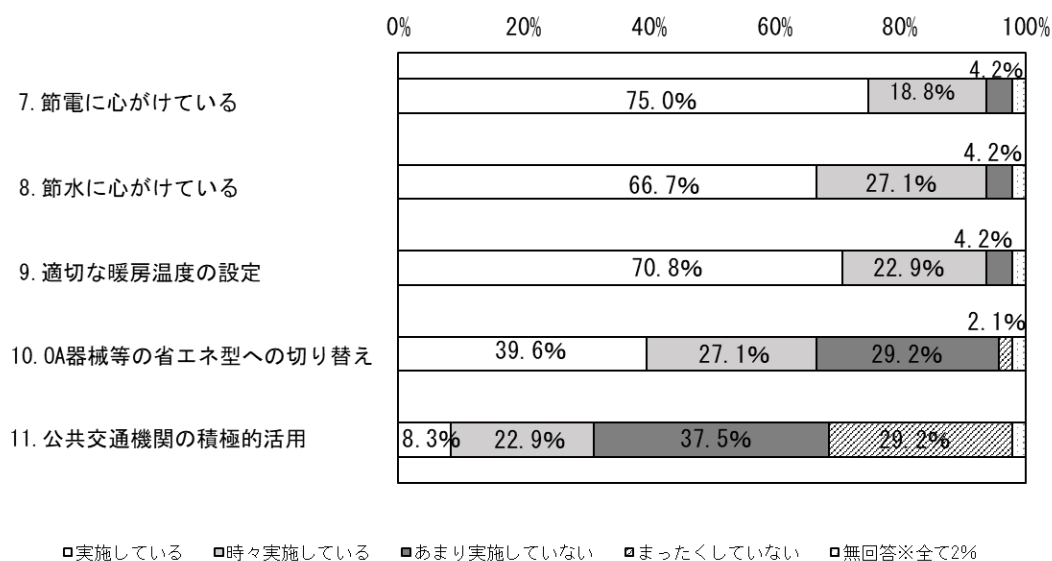
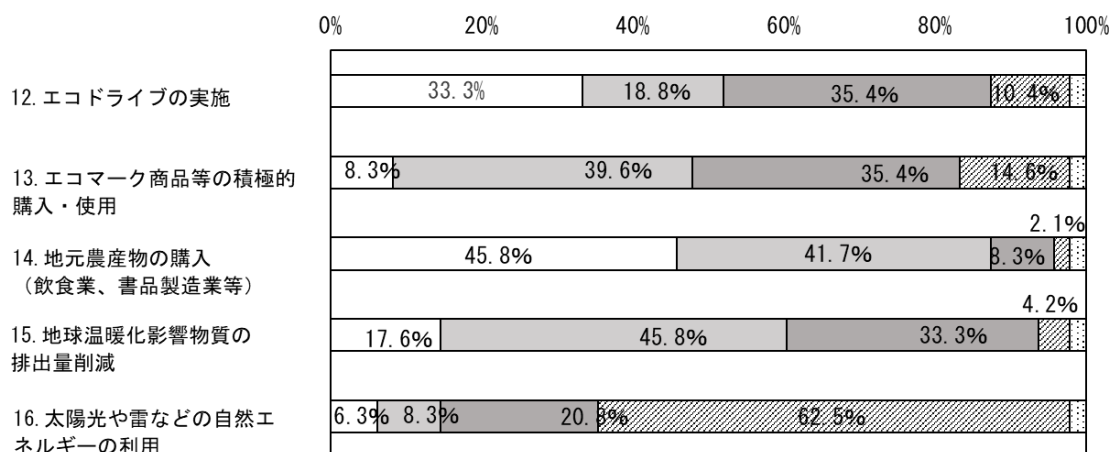
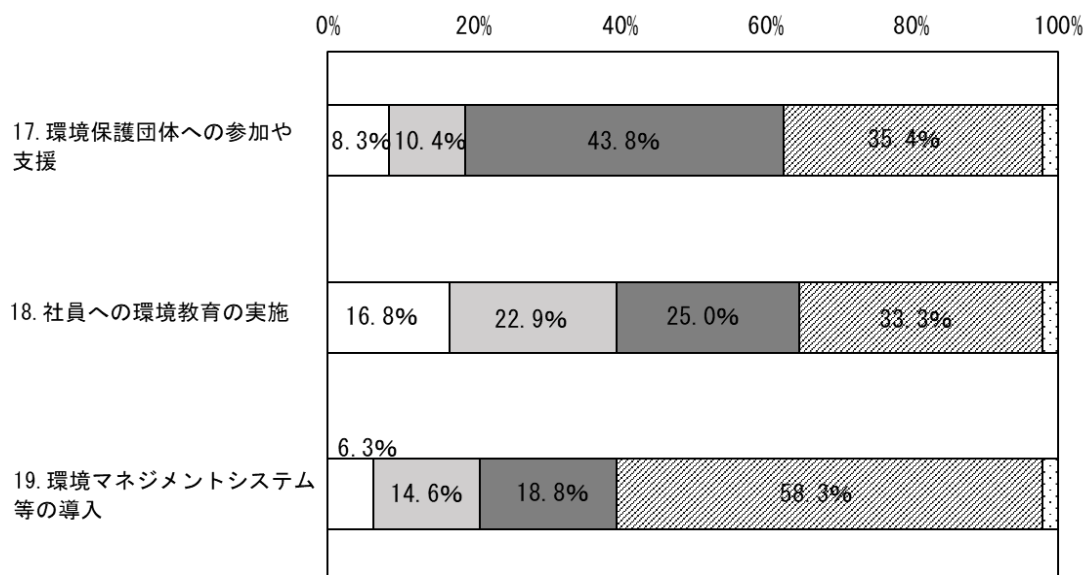


図 2-32(2) 環境への取組み状況（事業者、その 2）





□実施している □時々実施している ■あまり実施していない ■まったくしていない □無回答※全て2.1%



□実施している □時々実施している ■あまり実施していない ■まったくしていない □無回答※全て2%

【事業者の環境への取組みからみた課題】

「まったくしていない」が、「実施している」及び「時々実施している」の合計よりも高い取組みを抽出すると、「低公害車*の導入」、「公共交通機関の積極的活用」、「太陽光や雪などの自然エネルギーの利用」、「環境保護団体等への参加や支援」、「環境マネジメントシステム*等の導入」があります。これら実行率の低い取組みの実行率を上げていくことが課題となります。

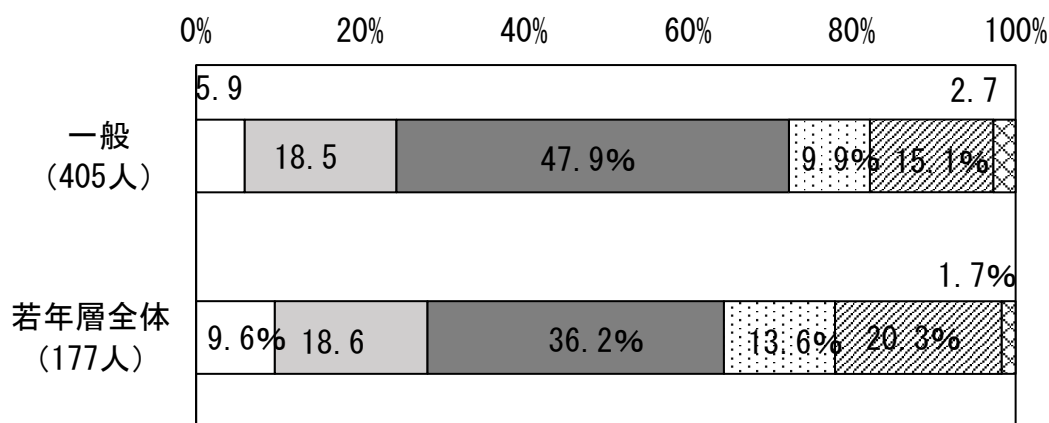
また、ごみの分別の徹底や節電、節水などの実行率の高い取組みについても、より高い実行率を目指し、向上させていくことが必要です。

5)環境と生活負担、事業負担の関係について

一般、若年層とも、「環境よりも生活の便利さを優先させるべきである」との回答が約9%であるのに対し、「環境を良くするためには、生活が多少不便になってもやむをえない」と「環境を良くすることを最優先させるべきである」の合計が50%を超えており、「環境をより良くすべき」との意見が大勢を占めています。

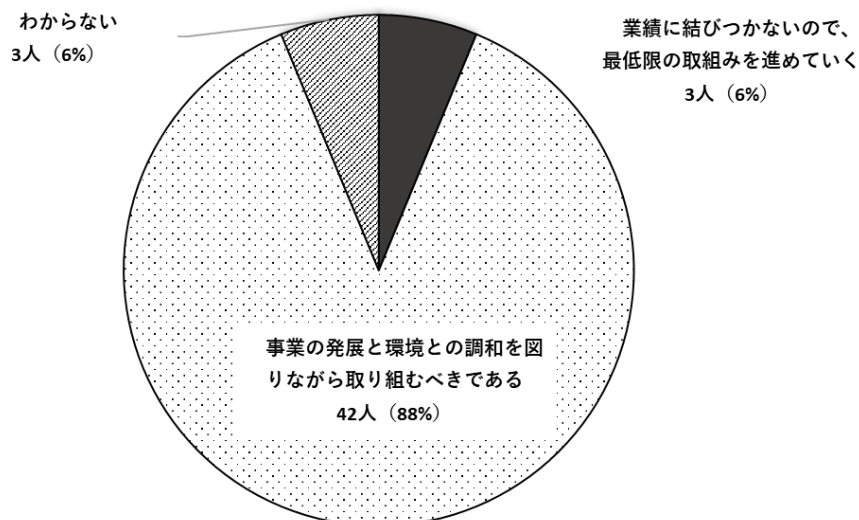
事業者も、「事業の発展より、環境を優先すべきである」との回答が87.5%となっており、環境に対する意識が非常に高くなっています。

図 2-33 環境と生活負担の関係（一般市民、若年層）



- 環境よりも生活の便利さを優先させるべきである
- 環境が多少悪くなっても、生活の便利さを優先させるべきである
- 環境を良くするためには、生活が多少不便になってもやむをえない
- 環境を良くすることを最優先すべきである
- ▨ わからない
- ▩ 無回答

図 2-34 環境と事業負担の関係（事業者）



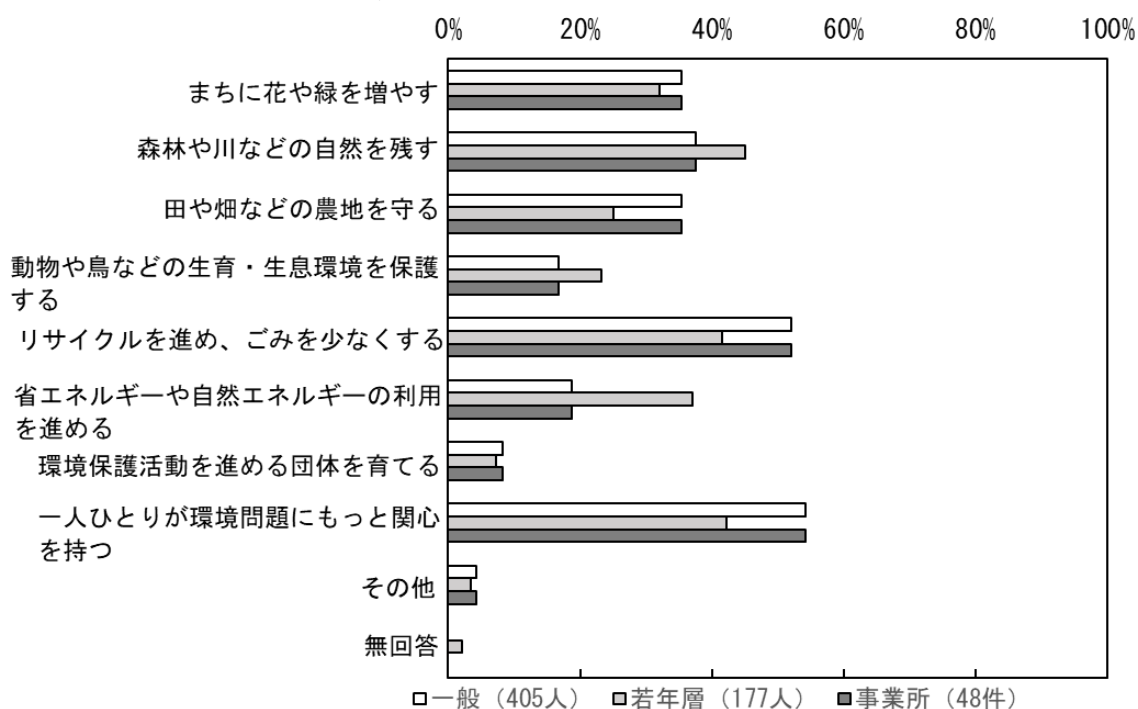
6) 環境をより良くするために必要なものについて

一般と事業者は、「リサイクルを進め、ごみを少なくする」と「一人ひとりが環境問題にもっと関心を持つ」の回答が多くなっています。

若年層は、これらも多いものの、これらよりも「森林や川などの自然を残す」と「CO₂の排出を少なくするため省エネルギーや自然エネルギーの利用を進める」が多くなっています。

これらより、一般・事業者は自らの行動や意識が重要と考え、若年層は自然環境を保全していくことが重要と考えていることがわかります。

図 2-35 環境をより良くするために必要なもの

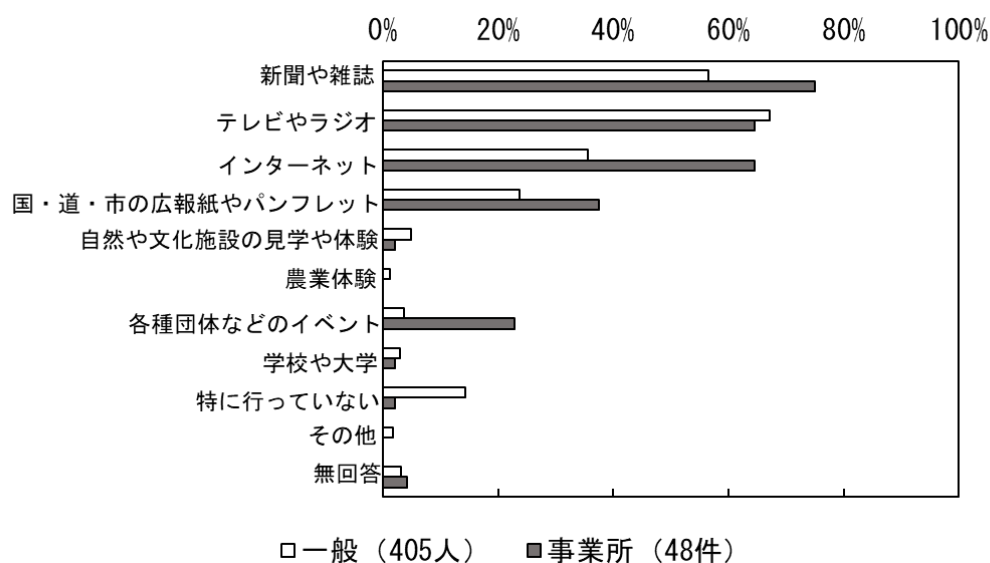


7) 環境に関する情報や知識を取得する媒体について

一般は、「テレビやラジオ」が67.2%と最も多く、次いで「新聞や雑誌」、「インターネット」、「行政の広報紙やパンフレット」と続き、その他は20%を下回っています。

事業者は、「新聞や雑誌」、「テレビやラジオ」、「インターネット」、「行政の広報紙やパンフレット」に加え、「業界のイベントなど」も20%を超えています。

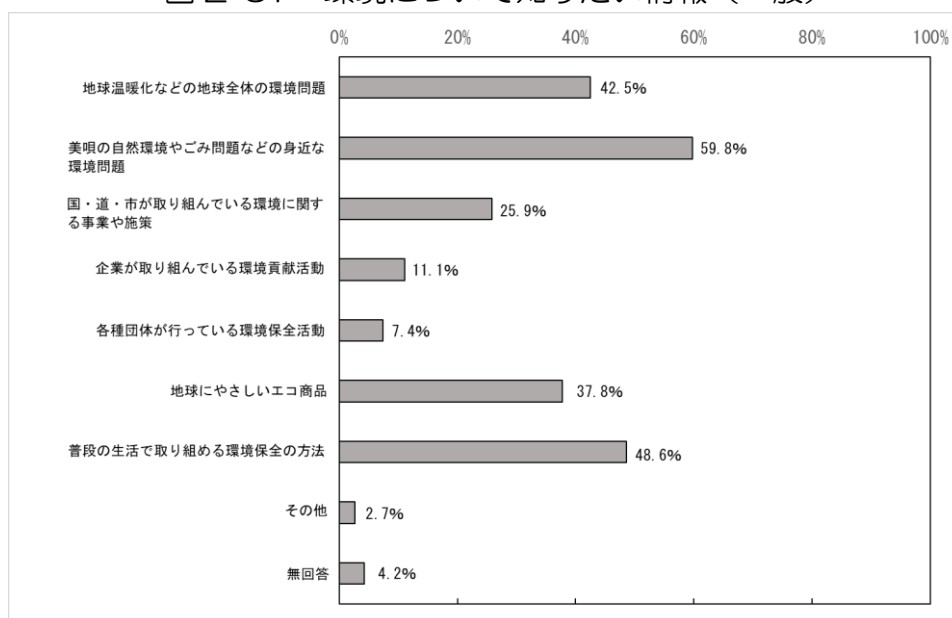
図 2-36 環境に関する情報や知識の入手手段



8) 環境について知りたい情報について

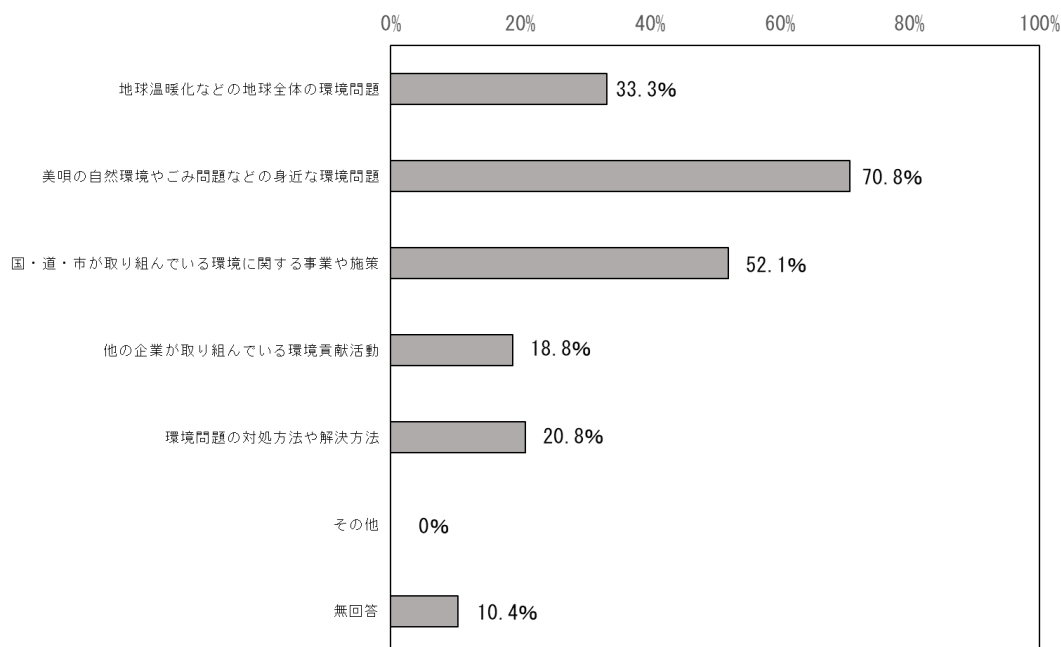
一般は、「美唄の自然環境やごみ問題などの身近な環境問題」や「普段の生活で取り組める環境保全の方法」との回答が多く、身の回りの環境問題を中心とした情報の提供が望まれています。

図 2-37 環境について知りたい情報（一般）



事業者も同様に、「美唄の自然環境やごみ問題などの身近な環境問題」や「国・道・市が取り組んでいる環境に関する事業や施策」との回答が多く、身の回りの環境問題を中心とした情報の提供が望まれています。

図 2-38 環境について知りたい情報（事業者）

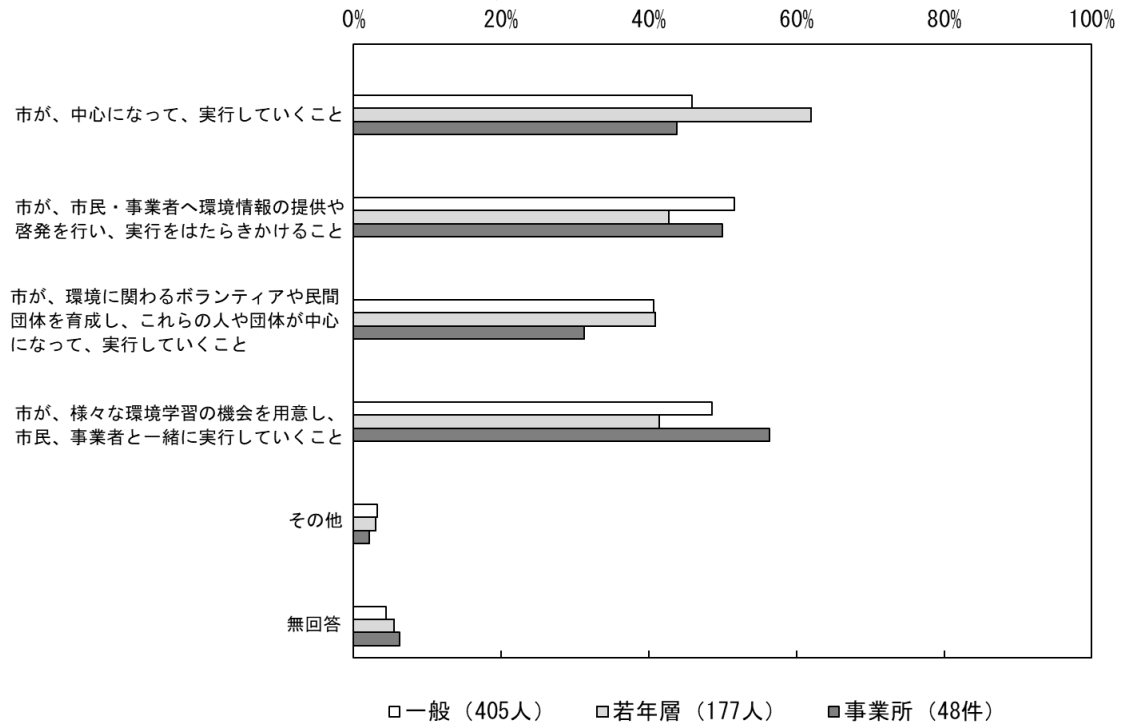


9) 環境基本計画の進め方について

一般と事業者は、「市が、市民・事業者へ環境情報の提供や啓発を行い、実行をはたらかけること」及び「市が、様々な環境学習の機会を用意し、一般、事業者と一緒に実行していくこと」が比較的多く、市からの情報の提供や、協働による取り組みが求められています。

一方若年層は、「市が、中心になって、実行していくこと」が最も多く、また「市が、環境に関わるボランティアや民間団体を育成し、これらの人や団体が中心になって、実行していくこと」も比較的多くなっており、どちらかというところ「自ら進んで協働して行う」というよりは、「行政や民間団体などが中心となって進める」という意見が多くなっています。

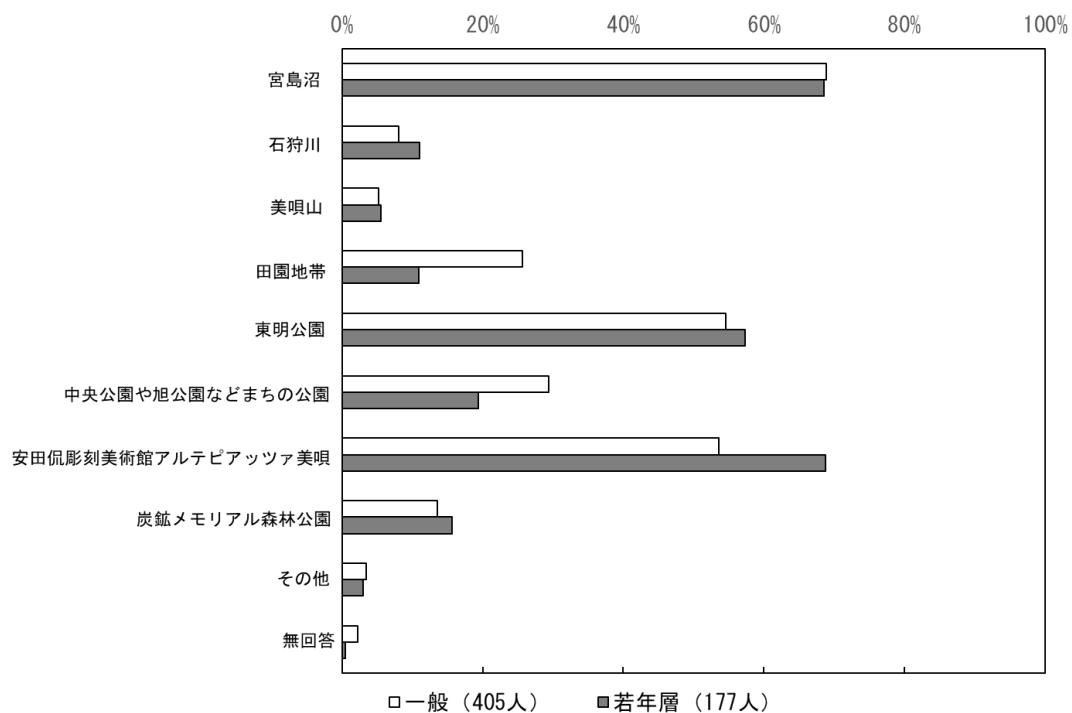
図 2-39 環境基本計画の進め方



10) 残したい環境について

一般は「宮島沼」、「東明公園」、「アルテピアッツァ美唄」の順で多く、若年層は「宮島沼」、「アルテピアッツァ美唄」、「東明公園」の順で多くなっており、これらの環境資源が、一般、若年層とも上位を占めています。

図 2-40 残したい環境



2-8.環境の現状と課題

以上、整理してきた環境基礎調査と環境意識調査の結果に加え、計画策定過程での環境審議会の意見を含め、本市の環境の現状と課題について表 2-14 に整理しました。

今後、取り組んでいくべき課題等として、それぞれ次のことがあげられます。これらの課題等を踏まえ、目標の設定、市の施策や一般・事業者の取り組みの検討を行っていくことが必要になります。

【自然の環境】

本市は豊富な山林や農地を抱えており、近年は山林・農地ともに若干減少しています。またマガンやハクチョウなどの多数の渡り鳥が飛来する宮島沼を抱え、絶滅危惧種である動植物も多数確認されています。一方で、野生化したアライグマなどによる農作物被害が発生しています。

市民意識を見ると、森や川などの自然の豊かさや、田や畑などの緑の多さに対する満足度が高いものの、10 年前より環境が悪くなったとの回答も多くなっています。

また、前回のアンケート調査に比べ、全般的に森林や川などの自然を残すことや、田畑などの農地を守ることへの意向が高くなっているとともに、一人ひとりが環境問題にもっと関心を持つための施策への要望が多くなっています。

そこで、森林や河川の保全をはじめ、野生動物による農業被害の対策を引き続き行いながら、農地や宮島沼など現在の豊かな自然を守るとともに、市民一人ひとりが環境問題にもっと関心を持てるような施策や取り組みが必要です。

【まちの環境】

びばい湖や宮島沼などの自然景観の他、産業遺産群、指定文化財、埋蔵文化財などがあり、大気や水質、騒音などの公害に対する苦情はありません。しかしながら、この 10 年間に於いて、茶志内本町の自動車騒音は基準値以内になりましたが、美唄川上流の大腸菌群数が依然として基準を超過しています。

市民意識を見ると空気のきれいさや静かさに対する満足度も高くなっていますが、ごみのポイ捨てや不適正な排出などにより、まちの景観美化に対する市民意識の向上への要望が高くなっています。

そこで、下水道接続率の向上や合併処理浄化槽*の整備推進などの生活排水対策や、ごみのポイ捨て対策などの環境美化活動、野焼きをしないことなど、啓発などを中心に市民意識の向上に向けた取り組みが引き続き必要です。

また、人口減少に伴い、空き家、空き地が多くなっており、危険性や環境悪化を防ぐための対策が必要なことから、まちの環境をより良くしていくために関係機関と連携した取り組みが必要です。

【循環の社会】

市民一人当たりのごみの排出量は全道平均よりも若干少なくなっており、また、平成27年に生ごみ堆肥化施設を建設し、市内から排出された生ごみを堆肥化しているため、リサイクル率が大きく向上しましたが、全道平均よりも若干低くなっています。

市民意識を見ると、ごみの分別やレジ袋をもらわないことの意識は高く、また、近年のプラスチックごみ海洋汚染問題に伴う、令和2年7月開始のレジ袋有料化により、リサイクルの意識が一層高まるものと考えられますが、アンケート調査の結果では、ごみの削減に向けた分別の分類増加へ、賛成割合が高い一方、回収経費が増加する場合は行わない方がよい割合も高く、加えて、高齢化により分別が困難との意見もありました。

そこで、ごみの分別のさらなる徹底や、リサイクルの理解を深めるため、出前講座や分別説明会の開催を引き続き実施するとともに、資源回収に関する情報提供や啓発、更には新たな分別分類の検討を行い、ごみの排出量の削減と、生ごみ堆肥化の促進などによってリサイクル率の向上を図り、また、併せて高齢者への対策についても関係機関と連携して、取り組んでいくことが必要です。

【地球の環境】

新エネルギーの一つである雪氷熱*エネルギーを利用した施設は13箇所あり、全国的にも先行しています。10年前と比べ、一人当たりのガス供給量や水道給水量は横ばいとなっており、一人一日当たりの電灯使用量と、公共交通の利用者は減少しています。

市民意識を見ると、節電や節水などの取組みに対する意識は比較的高くなっており、事業者においては、10年前に比べ、低公害車の導入割合が高くなっています。

そこで、地球温暖化をはじめとする地球環境問題に関する様々な情報を関係機関と連携しながら市民へ提供し地球環境問題への意識の高揚を図っていくことが必要です。

【環境学習・行動】

環境学習や環境保全活動への参加率は依然低く、前回の調査同様に市民への啓発が少ない、市民同士が交流できる場所が少ないなどの意見があります。また、本市の自然環境やごみ問題などの身近な環境問題や、普段の生活で取り組める環境保全の方法についての情報提供の要望が多くなっています。

そこで、環境問題に関する情報提供を充実させるとともに、関係機関と連携しながら、環境学習や環境教育の機会を増やし、市民一人ひとりが環境問題にもっと関心を持てるような取り組みを推進していくことが必要です。

表 2-14(1) 環境の現状と取組みの方向性

大区分	項目	環境基礎調査	環境意識調査	取組の方向性
自然の環境	森林・農地	◎森林面積は市域の約45% ●山林の面積は若干減少している ●農地面積は若干減少している	◎田や畑などの緑の多さに対する満足度が高い	★森林を保全する活動がもっと必要 ★農地面積を減少させないことが必要
	生物	◎宮島沼を中心に多数の野鳥が飛来する ◎絶滅危惧種が多数確認されている ●アライグマによる被害が発生	◇若年層で、動物や鳥などの生育・生息環境を保護する要望が多い	★野生生物の生息環境の保全・保護が必要 ★害獣による被害（アライグマ、キツネ等）への対策が必要
	自然環境		◎森や川など自然の豊かさに対する満足度が高く、特に若年層は自然環境に対する満足度が全体的に高い ●10年前より環境が悪くなったとの回答が多い ◇自然環境とふれあえる場所がもっと必要	★豊かな自然を残していくことが必要 ★自然環境とふれあえる場所の整備が必要（公園等）

凡例) ◎：良い点、●：悪い点、◇：要望等、★：取組の方向性

表 2-14(2) 環境の現状と取組みの方向性

大区分	項目	環境基礎調査	環境意識調査	取組の方向性
まちの環境	公園・緑地	◎一人当たり公園面積は全道平均を大きく上回る	◇まちに花やみどりを増やすことの要望も多い ●公園の整備が行き届いていない、公園・緑地を活かされていないとの意見がある	★公園・緑地を活かすことが必要
	大気	◎特に問題ないと推察される ◎大気に対する苦情がない	◎空気のきれいさに対する満足度が高い ●野焼きをしていない人の割合は大きいものの、未だ野焼きをしているひとがいる	★野焼きをしないことの啓発が必要
	水辺・水質	●大腸菌群数が基準を超過している ◎水質に対する苦情がない	●水辺や水質のきれいさに対する満足度が低い	★下水道接続率の向上や浄化槽整備により、生活排水処理率の向上を図ることが必要
	騒音・震動など	●騒音は昼間、夜間とも環境基準を超過している ◎騒音に対する苦情がない	◎静かさに対する満足度が高い	★環境基準を超過しないよう、関係機関への働きかけが必要
	景観・文化財など	◎びばい湖、宮島沼、美唄山などの自然環境や産業遺産群がある ◎8つの指定文化財、6箇所の埋蔵文化財などがある ●過去にごみのポイ捨て等への苦情があった	●まちのきれいさに対する満足度が低い ●ポイ捨てが見かけられるとの意見がある ●空き地や空き家の管理に問題があるとの意見がある	★ポイ捨ての防止や町内会等の美化活動など、まちの美化の推進が必要 ★空き地や空き家の環境への対応が必要
循環の社会	ごみ減量	◎一人一日当たり平均排出量は884gで全道平均より少ない	◎ごみ分別の実行率は高い ◎事業者の廃棄物減量の実行率は高い	★ごみの分別率をさらに高めることが必要
	リサイクル	●リサイクル率は25.3%で全道平均より若干少ない ●町内会全体の74.5%が民間事業者による資源回収をいつも又は時々実施	●古紙などの民間事業者による資源回収が低下 ◇リサイクルを進め、ごみ排出量を少なくすることを要望する人が多い	★資源化に関する情報提供や啓発を促進し、リサイクル率の向上を図っていく事が必要 ★生ごみの堆肥化を進めて行くことが必要
地球の環境	地球温暖化	◎雪氷熱エネルギー利用施設が13箇所ある ◎一人一日当たりの電灯使用料は減少傾向にある ●一戸当たりのガス供給量、一人一日当たりの水道給水量は横ばい ●バスの輸送人数は減少している	◎節電、節水などの取組の実行率は高い ◎省エネ家電及び機器の使用率が向上している ●市民、事業者ともに公共交通機関の利用率が低い ●事業者の低公害車導入の意向が低い ●事業者で、太陽光や雪などの自然エネルギーの利用率が低い	★住宅などの省エネルギーの取組をもっと高めることが必要 ★雪氷熱利用は全国的に先行しており、これを他都市等へ広報していくことが必要
	その他の地球の環境		◎地球環境問題に関する意識が向上している	★地球環境問題に関する情報を市民へ提供していくことが必要
環境学習・行動	環境学習・環境教育		●市民、事業者ともに環境学習への取組みの実行率が低い	★市民に環境への意識が根付くよう、環境学習や環境教育の機会を増やしていくことが必要
	啓発・情報提供		◇本市の自然環境やごみ問題などの身近な環境問題や、普段の生活で取り組める環境保全の方法についての情報提供の要望が多い ●一人ひとりが環境問題にもっと関心を持つことが必要との意見が多い ●環境問題に対する啓発が少ないとの意見がある	★地球温暖化防止等の具体的な個々の取組みの情報を提供していくことが必要 ★市民へ、環境問題についての啓発をもっと行って行くことが必要
	環境保全活動		●市民、事業者ともに環境保全活動の実行率が低い	★市民が参加しやすいエコ活動等を計画していく事が必要

凡例) ◎：良い点、●：悪い点、◇：要望等、★：取組の方向性

第3章 望ましい都市像、基本目標と基本方針

この章では、美唄市の望ましい都市像と基本目標、基本方針について整理しています。

持続可能な開発目標（SDGs）



3-1.望ましい都市像

『美唄市環境基本計画』では、望ましい都市像を次のとおり定めます。

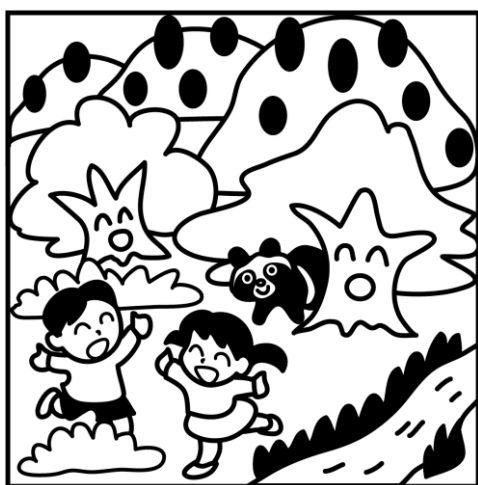
豊かな自然、快適な生活、資源を循環利用する社会を共に創り、
未来に継承するまち

本市は、豊富な山林を有しており、またマガンやハクチョウなどの多数の渡り鳥が飛来し、ラムサール条約*登録湿地にもなっている宮島沼を抱えています。これらの山林や野生生物の生息環境などの「豊かな自然」をみんなで守り、共生しながら次世代へ継承していく社会を目指します。

市街地における道路の緑化や適切な公園整備の実施などにより、身の回りの環境を保全し、創造します。また、田園景観など、美唄らしい景観を再認識するとともに、産業遺産群や文化財などの魅力ある地域の環境資源に関する情報発信を行うなど、新たなネットワークや交流の可能性を創出し、市民の皆さんが「快適な生活」を送ることのできる社会を目指します。

ごみの排出抑制や再使用・再利用についての意識を高め、ごみの減量化に努めるとともに、自然エネルギーの活用や省エネルギーの推進などにより、地球温暖化を防止するための取組みを推進していきます。こうして、みんなが「資源を循環利用」し、省資源・省エネルギーに取り組む社会を目指します。

このような社会を、市民・事業者・市のみんなが協働して創っていくために、望ましい都市像を「豊かな自然、快適な生活、資源を循環利用する社会を共に創り、未来に継承するまち」と設定します。



3-2.基本目標・基本方針

望ましい都市像を実現するために、自然の環境、まちの環境、循環の社会、地球の環境、環境学習・行動のそれぞれの環境ごとに、基本目標を次のとおり定めます。

図 3-1 5つの基本目標

【望ましい都市像】

豊かな自然、快適な生活、資源を循環利用する社会を共に創り、
未来に継承するまち

【基本目標】

豊かな自然と親しみ共生し、未来に継承するまち
(自然の環境)

気持ちよく安心して暮らせるまち
(まちの環境)

ごみを減らし、資源を循環利用するまち
(循環の社会)

地域から地球へ、みんなが未来のために行動するまち
(地球の環境)

みんなで学び、参加し、行動するまち
(環境学習・行動)



豊かな自然と親しみ共生し、未来に継承するまち（自然の環境）

本市の持つ豊かな自然を維持し、これを将来の世代へ継承していくことが、現在のわたしたちの務めです。現在の自然環境を保全するとともに、より自然とふれあえる場を創出し、そこに生息する多様な生物や自然と共生できるまちづくりを進め、この環境を将来世代へ継承していきます。

これを進めていく上で、次の3つを基本方針とし、関連するSDGsの目標を示します。

- (1) 豊かな森林・農地を守り育てる
- (2) 多様な生物と共生する
- (3) ふれあえる自然環境を創出する



気持ちよく安心して暮らせるまち（まちの環境）

市民みんなが健康で安心して暮らしていくことは、わたしたちの願いです。公害のない、きれいな空気、きれいな水辺を維持していくとともに、癒しの場である美しい景観、身の回りの公園・緑地、歴史や文化を大切にし、市民が快適に、健康で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

これを進めていく上で、次の5つを基本方針とし、関連するSDGsの目標を示します。

- (1) 親しみある公園・緑地を創出する
- (2) きれいな大気を保全する
- (3) きれいな水を守り創っていく
- (4) 不快な騒音・振動などをなくす
- (5) 美しい景観、貴重な文化財を保全・活用する



ごみを減らし、資源を循環利用するまち（循環の社会）

資源となるものを積極的にリサイクルし、ごみとなるものを極力減らしていくことは、限りある資源の中で暮らしているわたしたちの務めです。市民一人ひとりのライフスタイルを見直して資源を効率的に利用し、また再使用、再生利用に努め、環境への負荷の少ない循環型の社会*を構築していきます。

これを進めていく上で、次の2つを基本方針とし、関連するSDGsの目標を示します。

- (1) ごみを減らす
- (2) 資源となるものを有効に利用する



地域から地球へ、みんなが未来のために行動するまち（地球の環境）

温室効果ガス排出量の増加による地球温暖化は、自然災害の増加など、地球の環境に対して様々な影響を引き起こしています。この地球温暖化を防止するため、国は、現行の「エネルギー基本計画」を大幅に見直し、「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」方針を示しました。

この「脱炭素社会」の実現は大きな課題ですが、石炭火力などの発電、自動車や航空機による移動、暮らしや産業のさまざまな場面で発生している「温室効果ガス」の削減のために、長年続けてきた石炭火力発電に対する政策を抜本的に転換し、太陽や風力などの再生可能エネルギーの普及を図るための新たな制度の創設など、2050年の脱炭素社会の実現に向け取り組んでいくこととしています。

一方、地球温暖化に限らず、オゾン層*の破壊や酸性雨、生物多様性*の損失など、地球規模の様々な問題が起こっています。わたしたちが暮らしている地球を、将来に亘って住みよい場所にしていくことは現在のわたしたちの務めです。わたしたちの日々の暮らしが地球の環境へ影響していることを意識し、ライフスタイルや事業活動を地域から見直してみんながエネルギーを効率的に利用する環境負荷の少ない社会を構築していくことを目指し、次の2つを基本方針として、関連するSDGsの目標を示します。

- (1) 地球温暖化を防止する
- (2) 地球の環境を守る



みんなで学び、参加し、行動するまち（環境学習・行動）

より良い環境を創っていくためには、市民・事業者・市が協働し、みんなで行動していくことが必要です。わたしたちの日々の行動が、環境に対してどのような負荷を与え、どのように行動することでこれを小さくできるのかをみんなが知り、様々な活動へ参加し、行動するまちづくりを進めます。

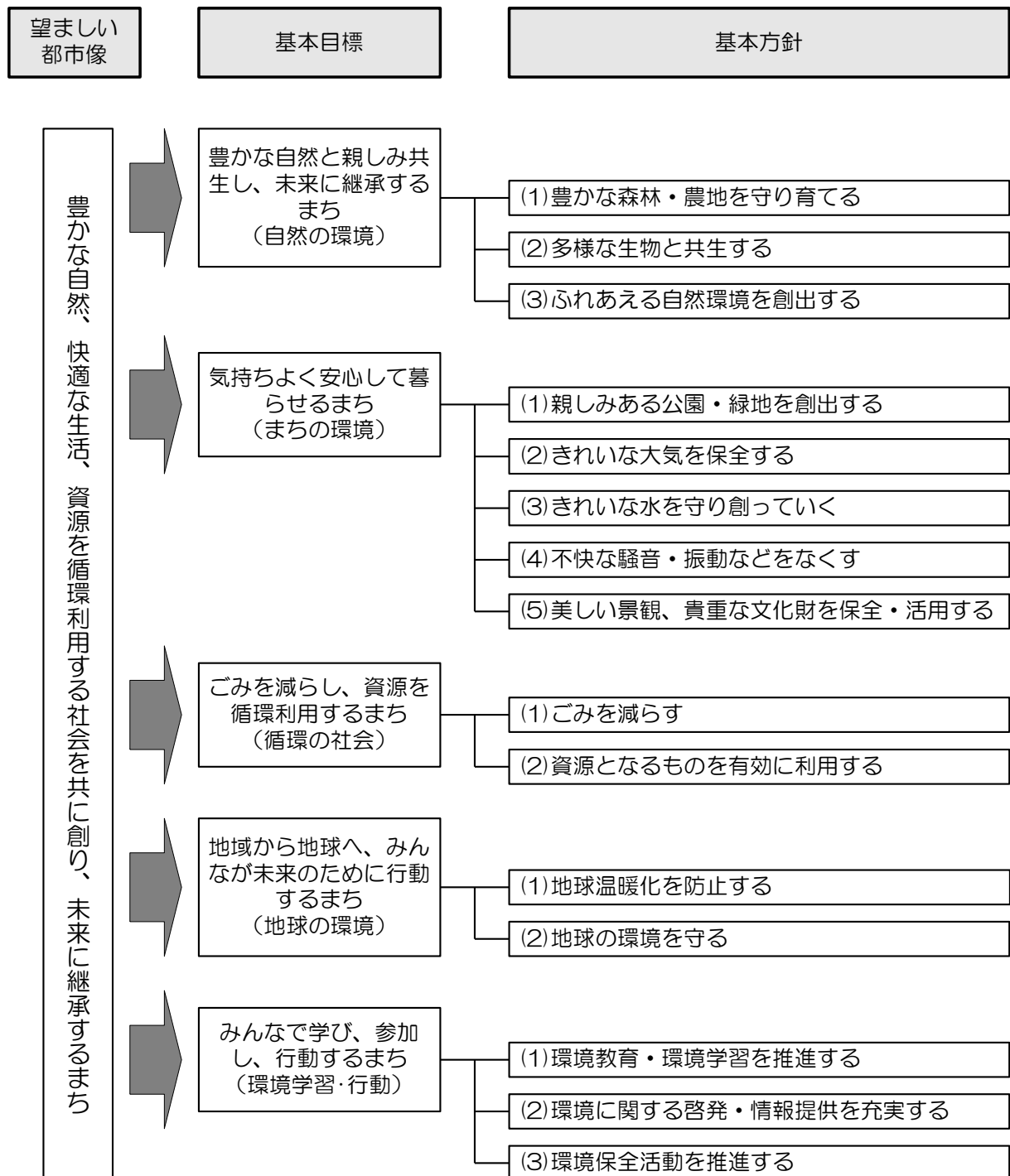
これを進めていく上で、次の3つを基本方針とし、関連するSDGsの目標を示します。

- (1) 環境教育・環境学習を推進する
- (2) 環境に関する啓発・情報提供を充実する
- (3) 環境保全活動を推進する



以上の望ましい都市像、基本目標及び基本方針を整理すると次のようになります。この体系の下、施策や事業を展開するとともに、市民、事業者等による取組を定め、市民・事業者・市の協働、連携により、計画を推進していきます。

図 3-2 施策の体系



第4章 基本目標を実現させるための取組み

この章では、基本目標を実現させるための市・市民・事業者別の取組みについて整理しています。

1.豊かな自然と親しみ共生し、未来に継承するまち

【基本目標】

豊かな自然と親しみ共生し、未来に継承するまち
(自然の環境)

【基本方針】

(1) 豊かな森林・農地を守り育てる

(2) 多様な生物と共生する

(3) ふれあえる自然環境を創出する

(1) 豊かな森林・農地を守り育てる

本市の面積の約 45%を森林が、約 34%を田畑が占め、市域の 80%近くをこれら森林と農地が占めています。これらのうち森林は、水や大気の浄化、二酸化炭素*の吸収、地下水の涵養など様々な機能を有しており、また野生生物の生息の場としても欠くことのできないものです。また農地は、その田園風景がわたしたち市民の原風景として、潤いや安らぎを与えてくれます。

これらの森林や農地が、その機能を十分に発揮するとともに、わたしたちの生活の安全を支え、潤いや安らぎを与えてくれるよう、積極的に維持、保全していきます。

市の取組

●森林の保全

◇森林による二酸化炭素*の吸収なども考慮し、美唄市森林整備計画に基づき、市民や民間団体とともに、森林整備や保全活動を進めます。

●農地の保全

◇農薬や化学肥料の適正使用など、クリーン農業をさらに推進します。

◇安全な農産物を地元で消費する「地産地消」運動を推進します。

◇多面的機能支払交付金事業の活動を支援していきます。

◇新たな農業への就農、後継者対策など農業の担い手の育成に努めます。

◇グリーンツーリズム*など、農作業体験を通して自然とふれあえる場の整備を推進します。

市民の取組

- ◇市域内の森林や植物に関する正しい知識とマナーを身につけます。
- ◇植林等のボランティア活動に参加、協力します。
- ◇森林による二酸化炭素*吸収機能について理解します。
- ◇地元で生産された有機栽培や減農薬栽培などの安全な農産物を積極的に購入します。

事業者の取組

- ◇山林等の開発を行う場合は開発区域を最低限にとどめ、既存の樹林地などの保護に努めます。
- ◇保有している山林は放置せず、間伐、下草刈りなど手入れを行います。
- ◇植林等のボランティア活動に参加、協力します。
- ◇森林による二酸化炭素*吸収機能について理解します。
- ◇有機肥料の利用による土づくりに努めるなど、環境と調和した安全で高品質な農産物を安定的に生産できる農業を目指します。
- ◇農村と都市間の交流体験の場を提供し、地域の農業をPRします。
- ◇農薬を使用する場合は、農薬の散布を必要最小限とするなどにより、環境への負荷を低減します。

【目標値】

指標名	現状値	目標	目標値
認定農家者数	439人 (R1)		現状を維持
イエス・クリーン表示制度登録集団数	11集団 (R1)		現状より増加
森林面積	12,239ha		現状を維持

ポイント

※木の二酸化炭素*吸収量

森林による二酸化炭素*吸収量は、樹種や林齢などの条件により異なります。例えば50年生のトドマツ1本の年間炭素吸収量は4.2kg-C（約15.4kg-CO₂）です。

本市の試算結果では、美唄市の森林（12,239ha）での1年間の二酸化炭素*吸収量は約71,200t-CO₂です。人間1人が呼吸により排出する二酸化炭素*は年間約300kgですから、およそ約238,000人分の排出量に相当します。

(2)多様な生物と共生する

本市の植生は、東部の山地帯から低地帯、河川や湖沼・田畑などの土地利用区分に従って多様なものになっています。また、マガンやハクチョウをはじめとして多数の渡り鳥が飛来する宮島沼があります。このような自然の下、フクジュソウやタヌキモなど7種の植物、クマゲラやエゾライチョウなど42種の鳥類など、絶滅危惧種等の指定を受けている貴重な動植物も多数確認されています。今後は、これらの多様な生物と共生していくために、野生生物が生息する場を保全していきます。

一方、キツネや野生化したアライグマなどによる農業被害が発生しており、この対策が必要となっています。これについては、適切な外来種*対策や鳥獣被害の防止対策を進めていきます。

市の取組

●生息環境の保全

- ◇希少な野生生物の盗掘や密猟などを防止するための啓発活動を推進します。
- ◇天然記念物のマガン、希少動物の保護などの監視・通報体制について、関係機関と連携の充実を図ります。
- ◇野生動植物の生息環境として、健全な森林・農地・緑地の保全を推進します。

●鳥獣被害の防止

- ◇外来種*の情報提供や外来種*問題の普及啓発などにより、美唄の生態系等に悪い影響を与えるおそれのある外来種*の野生化を防止するとともに、アライグマなど野生化した侵略的外来種*の駆除等の対策を推進します。
- ◇エゾシカ・ヒグマ・キツネなどの野生動物による農林業などへの被害防止対策を進めるとともに、野生動物との共存を図っていきます。

市民の取組

- ◇身近な動植物を大切にし、野生動植物の生息環境の保全に努めます。
- ◇身近な動植物調査や観察会に参加・協力し、自然が環境に果たす役割や生物との共存について学び、考えていきます。
- ◇外来の動植物を自然に放棄しません。

事業者の取組

- ◇開発行為などの事業の実施にあたっては、自然への影響を可能な限り回避、最小化し、在来樹種を使った緑化や多自然型工法*の導入などにより、野生動植物の生息環境の保全に努めます。

(3)ふれあえる自然環境を創出する

市内には東部の山林地帯や宮島沼など多くの自然環境が残されており、自然の豊かさに対する市民の皆さんの満足度は非常に高くなっています。しかしながら一方では、自然とふれあえる場所が少ないとの意見が寄せられています。

そこで、今ある自然環境を適正に保全するとともに、これらの自然環境へ十分な配慮を行いつつ、自然がより身近になるよう、自然とふれあうことのできる場を創出していきます。

市の取組

●自然環境の保全

- ◇宮島沼など市内の湿地環境の適正な保全を図ります。
- ◇森林、公園、農村地区など、今ある自然環境を適正に保全します。
- ◇美唄市の自然とふれあうことのできる姿として推進します。

市民の取組

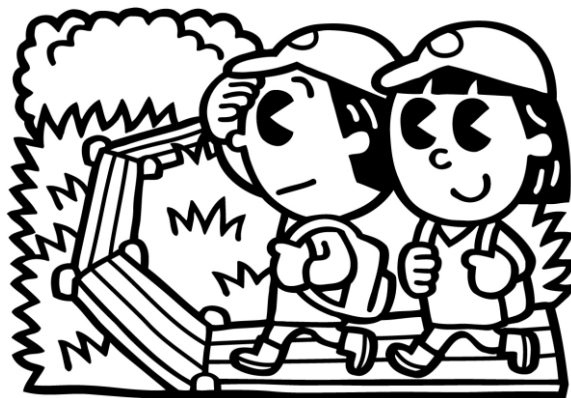
- ◇登山、ハイキングなどを通じて自然とのふれあいを大切にします。
- ◇フットパスの利用や自然環境を適正に保全します。

【目標値】

指標名	現状値	目標	目標値
市内の自然環境の満足度	83.0% (R1)		現状より増加

ポイント

※フットパス：森林や田園地帯、古い街並みなど、地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くことができる小道のことです。イギリスを発祥とし、歩くの“Foot”と小道の“Path”からフットパスと言います。



2.気持ちよく安心して暮らせるまち

【基本目標】

気持ちよく安心して暮らせるまち
(まちの環境)

【基本方針】

(1) 親しみある公園・緑地を創出する

(2) きれいな大気を保全する

(3) きれいな水を守り創っていく

(4) 不快な騒音・振動などをなくす

(5) 美しい景観、貴重な文化財を保全・活用する

(1) 親しみある公園・緑地を創出する

市内には、総合公園、都市緑地*、近隣公園など、全部で20箇所、約79haの公園・緑地があり、人口一人当たりの面積は全道平均並みです。これらの公園や緑地が、市民の身近な場所にあることによって、市民の憩いや癒しの場となり、また自動車の排出ガスや騒音の吸収など、環境負荷を低減する効果も期待されます。また市民の皆さんからは、もっと街中に花や緑を増やして欲しいといった要望も寄せられています。

そこで、本市の自然環境を活かし、市民の親しめる公園・緑地を創出しています。

中央公園



和田公園



市の取組

●公園の整備

- ◇公園緑地への花卉や樹木の植栽を推進します。
- ◇公園緑地や街路樹などの適切な維持管理や、整備・改修を実施します。
- ◇美唄の豊かな自然資源を活かし、公園を整備・保全していきます。
- ◇公園については、市民との協働による維持管理を推進していきます。

●市街地の緑化

- ◇「美唄市地域緑化推進計画」等に基づき、緑環境の保全や創出に関する施策を推進します。
- ◇市民に、緑化に関する正確な情報を提供し、緑化意識の向上、植栽に関する知識の普及等を促進していきます。
- ◇市民記念植樹や緑化イベントの開催などにより、都市の快適さについての市民意識の向上を図り、市民参加による緑豊かなまちづくりを推進します。

市民の取組

- ◇公園などの身近な緑を大切にします。
- ◇緑や花を育てるための地域の緑化活動や公園の整備などに積極的に参加・協力します。
- ◇庭に植物を植えるなど、家庭内の緑化に努めます。

事業者の取組

- ◇事業所の敷地などの植栽または緑化をします。

【目標値】

指標名	現状値	目標	目標値
公園や緑地の利用率	44.3% (R1)		現状より増加

(2)きれいな大気を保全する

空気のきれいさに対する市民の皆さんの満足度は高く、周辺都市の状況から大気については良好な状態にあるといえます。しかしながら、一部では未だごみの野焼き*が行われています。

より良い大気環境を目指すため、自動車などの移動発生源対策、事業所などの固定発生源対策と合わせ、ごみの野焼き*の禁止についての啓発なども進めていきます。

市の取組

●汚染源対策の推進

- ◇公用車への低公害車の導入を推進するとともに、市民・事業者へも低公害車の導入を啓発していきます。
- ◇公共交通機関の利用による自動車交通量の低減を図るとともに、徒歩、自転車利用を促進する施策を推進します。
- ◇市民・事業者に対し、ごみの野焼きの禁止について啓発していきます。
- ◇日常生活や事業活動から排出される大気汚染物質等の削減を啓発し、空気のきれいなまちづくりを推進します。

市民の取組

- ◇マイカーの購入の際は、低公害型のものを選びます。
- ◇自動車利用時は、アイドリングストップを行います。
- ◇できるだけマイカーの使用を控え、バスなどの公共交通機関や自転車を利用します。
- ◇ごみの野焼き*は行いません。

事業者の取組

- ◇業務用自動車などは、低公害車を導入するよう努めます。
- ◇自動車利用時は、アイドリングストップを実施します。
- ◇マイカー通勤を控え、バスなどの交通機関や自転車の利用を推進します。
- ◇事業活動において焼却を行う場合は、適切な排ガス対策を行います。
- ◇ボイラーなどの燃焼機器の更新の際には、環境への負荷の少ないものを選択します。

【目標値】

指標名	現状値	目標	目標値
公害苦情受理件数	0件 (R1)		現状を維持

(3)きれいな水を守り創っていく

本市には、たくさんの渡り鳥が飛来する宮島沼や、多くの河川があり、水辺が身近なものになっています。宮島沼周辺は野鳥の生息の場として保全されており、また市内河川の水質は下水道整備が進むにつれ、大きく改善されてきました。

今後も、河川や沼などの水辺の清掃活動や親水空間の整備を行うとともに、下水道区域内においては下水道整備と接続率の向上、下水道区域外においては合併処理浄化槽への切り替えと適正な維持管理などにより生活排水対策を推進し、水環境を保全していきます。

市の取組

●水環境の保全

- ◇河川敷周辺の清掃などにより、美しい河川を確保していきます。
- ◇河川の水質を測定し、河川水質の定期的な監視を継続していきます。
- ◇河川や沼などの水辺について、親水空間としての整備を検討していきます。

●生活排水対策の推進

- ◇下水道供用開始区域内では、下水道への接続を促進します。
- ◇市民への水洗化の周知、融資制度や水洗化工事に関する相談指導を行います。
- ◇下水道未整備地区では合併処理浄化槽*への切り替えを促進し、水質汚濁を防止します。
- ◇浄化槽*使用者に対して、浄化槽*の適切な維持管理を指導します。

市民の取組

- ◇川岸や側溝などの清掃活動へ参加・協力します。
- ◇合成洗剤や油など、水質を悪化させる原因となるものは流さないように心がけます。

事業者の取組

- ◇水辺の緑化や美化活動に参加・協力するとともに、保護・保全について考えます。
- ◇事業活動に伴う排水を適正に管理します。

【目標値】

指標名	現状値	目標	目標値
美唄川（錦橋）の水質改善（大腸菌群）	6, 180 MPN/1,000ML (H30)		1, 000 MPN/1,000ML
下水道普及率	77.8% (R1)		81.3% (R7)

(4)不快な騒音・振動などをなくす

市民の皆さんの静かさに対する満足度は高いですが、より住み良いまちとしていくためには、自動車による騒音や、工事や工事現場などから出る騒音を、できるだけ小さくしていく必要があります。そのため、自動車などの移動発生源対策を行うとともに、工場や事業所等の固定発生源対策についても推進していきます。

また、悪臭などのその他の公害についても、適切な指導・啓発や情報の提供を行っていきます。

市の取組

●騒音・振動対策の推進

- ◇自動車騒音についての国等の調査結果を確認し、環境基準を超過している場合には、この改善について関係機関と協議していきます。
- ◇家庭生活にともなう騒音防止対策の啓発に努めます。
- ◇騒音や振動の発生する建設工事等に対しては、「騒音規制法」や「振動規制法」に基づく規制基準を守るよう指導を徹底します。
- ◇法に基づく特定施設以外の工場・事業場に対しても、著しい騒音・振動を発生させないよう指導・啓発を行います。

市民の取組

- ◇楽器やオーディオ機器などは、時間や場所などを考え、迷惑のかからない使い方をします。
- ◇車を運転する際は、急発進やカーステレオの音、夜間のエンジン音などに配慮し、迷惑とならないように気をつけます。

事業者の取組

- ◇事業活動において、騒音や振動を発生させないよう配慮します。
- ◇くい打ちなどの建設作業の際は、騒音や振動が規制基準を下回る工法を選択します。
- ◇事業活動で悪臭発生が予想される場合には、悪臭防止策を講じ、悪臭公害の未然防止を図ります。

【目標値】

指標名	現状値	目標	目標値
公害苦情受理件数	0件 (R1)		現状を維持

(5)美しい景観、貴重な文化財を保全・活用する

本市には、びばい湖、宮島沼、美唄山に加え、田園風景などの優れた自然景観があります。また、まちの歴史を伝える指定文化財や埋蔵文化財があります。これらの景観や文化財はわたしたちの財産であり、これを保全するとともに、市民の皆さんが親しむことのできるよう活用を図っていきます。

また、このような優れた景観を活かすためには、ごみのポイ捨てなどがない、きれいなまちにしていける必要があります。市民の皆さんが快適に暮らすことのできるよう、まちの景観をより良くするため、ごみのポイ捨てや不法投棄を防止するための啓発を進めていくとともに、空き地や空き家についても所有者への指導等を関係機関と連携のうえ、進めていきます。

市の取組

●まちの景観の整備

◇公共建築物等は周囲の景観に配慮するとともに、豊かな景観の形成に努めます。

◇農地については、防風林などの自然環境や地形を生かした景観づくりを進めるなど、田園景観の確保を図ります。

●歴史的環境の保護・活用

◇郷土の歴史に対し、理解を深める事業を推進します。

◇歴史的な建造物や文化財などの保存と活用を図ります。

◇交流施設等のマップや行事案内の整備を推進します。

●不法投棄対策・環境美化の推進

◇監視・指導体制の充実とパトロールの強化や意識の啓発により、不法投棄の未然防止に努めます。

◇不法投棄等が見つかった場合は、関係機関と連携して厳正かつ適切な対応に努めます。

◇ごみのポイ捨て防止、ペットのふんの処理などについて啓発を進め、きれいなまちづくりを推進します。

◇空き地などが荒地化しないよう、土地所有者に対する適正管理の指導や、地域と連携した環境美化などを行います。

◇民間団体の行う環境美化運動を支援します。

◇3R*推進委員体制を確立し、地域におけるごみの減量、リサイクルなどを推進します。

市民の取組

◇美唄の歴史と文化を学び、大切にします。

◇地域行事や文化活動、文化財を保護するための取り組み等に積極的に参加するとともに、伝統文化を継承します。

◇まちの美化活動に積極的に参加・協力します。

◇ペットボトル、空き缶、タバコの吸い殻などを公共の場所に捨てないようにします。

◇ごみの持ち帰りを徹底します。

◇空き地管理者は、空き地の適正管理に努めます。

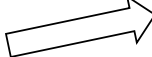
◇犬や猫などの排せつ物の処置について、地域に迷惑をかけない飼育に努めます。

事業者の取組

◇建物の新築や改築にあたっては、周囲の景観との調和について配慮します。

◇清掃活動や環境美化活動へ協力します。

【目標値】

指標名	現状値	目標	目標値
公害苦情受理件数	0 件 (R 1)		現状を維持
ごみ不法投棄件数	2 3 8 件 (R 1)		0 件
市内のきれいさ、衛生状況の満足度	1 9 . 8 % (R 1)		現状より増加

美唄屯田騎兵隊火薬庫



旧桜井家住宅



峰延獅子舞



峰延東傘踊り



3.ごみを減らし、資源を循環利用するまち

【基本目標】

ごみを減らし、資源を循環利用するまち
(循環の社会)

【基本方針】

(1)ごみを減らす

(2)資源となるものを有効に利用する

(1)ごみを減らす

一人一日当たりのごみの排出量は884g(令和元年度)で、北海道平均より若干少ないものになっています。市民の皆さんのごみの分別やレジ袋をもらわないことの実行率も非常に高くなっています。

ごみの排出量が多いことは、これを処理するために多大な費用がかかるだけでなく、処理・処分することが環境への負荷になります。そのため、可能な限り減らしていくことが必要です。そこで、ごみ減量化の取り組みをさらに徹底し、より一層、ごみの減量化に努めていきます。

市の取組

●ごみ減量化の推進

- ◇簡易包装キャンペーンの実施などにより、過剰包装を抑制するため、買い物袋の持参(マイバック運動)を推進し、ごみの減量化を促進します。
- ◇使い捨て製品の購入を抑制し、長期間使用できる製品や詰め替え製品、再生品、環境ラベル製品の購入・利用を促進します。
- ◇ごみの分別排出を徹底するため、出前講座・分別説明会の開催及びサンアール推進員や消費者協会と連携した活動を実施し、ごみの減量化を促進します。

市民の取組

- ◇買い物袋の持参や容器・包装の少ない商品を購入するよう努めます。
- ◇使い捨て商品の購入を控え、耐久性の高い商品や詰め替え型の商品、エコマーク商品やグリーンマーク商品などの環境ラベル商品を購入・利用し、ごみの減量化に努めます。
- ◇ごみステーションをきれいに利用します。

事業者の取組

- ◇事業活動の中で、できるだけごみを出さないよう努めます。
- ◇再生品販売コーナーの設置や再生品の表示方法を検討します。
- ◇事務用品は、エコマーク商品やグリーンマーク商品などの環境ラベル商品を使用し、使い捨て商品はできるだけ使用しません。
- ◇従業員一人ひとりが分別ルールをきちんと守ります。

【目標値】

指標名	現状値	目標	目標値
市民一人一日当たりゴミ排出量	884g (R1)		820g以下
最終処分率	16.9% (R1)		11.0%以下
詰め替え製品を選んでいる人の割合	80.2% (R1)		現状より増加

ポイント

●環境ラベルとは

エコマーク等の環境ラベルには様々なものがあります。そのうちのいくつかのものについて紹介します。



エコマーク：再生資源を利用した製品や、ごみや汚染物質を減らすなど、環境保全に役立つ商品に付けられています。



グリーンマーク：紙のリサイクル、古紙の利用拡大を目的にしており、リサイクル原料に古紙を規定の割合以上利用していることを示すマークです。



再生紙使用マーク：古紙パルプ配合率を示すマークで、100と表記されている場合は古紙パルプ配合率100%再生紙を使用しています。



国際エネルギースタープログラム：パソコンなどのオフィス機器が、稼働時やスリープ・オフ時の消費電力に関する基準を満たす場合につけられるマークです。



ポイント



統一省エネラベル：省エネ法に基づき、小売事業者が省エネ性能の評価や省エネラベル等を表示する制度です。



PET ボトルリサイクル推奨マーク：PET ボトルのリサイクル品を使用した商品につけられるマークです。

(2)資源となるものを有効に利用する

本市のリサイクル率は、25.3%と国や道の平均より高くなっています。これは、燃やせるごみの減量化の推進と平成27年度より生ごみの分別収集を開始し、堆肥化したことが影響しています。

今後も、分別意識のさらなる徹底や、民間業者による資源化の促進などにより、リサイクル率の向上を図っていきます。

市の取組

●資源化・リサイクルの推進

- ◇ごみの分別区分パンフレットやごみカレンダーなどを配布してごみの分別の徹底を指導し、再資源化、処理の効率化などを促進します。
- ◇民間団体等による資源回収を促進します。
- ◇フリーマーケットの開催やリサイクルショップとの協働などにより、不要品を交換できる場を提供します。
- ◇リサイクルに関する情報の収集、提供や、体験学習会や施設見学会を開催し、意識の向上を図ります。
- ◇商店と連携して、店頭におけるトレイなど資源物の回収場所の拡大や情報の提供に努めていきます。
- ◇廃食用油をはじめとし、新たな品目の資源化が行われる場合には、その情報を市民へ提供し、リサイクルを推奨していきます。
- ◇可燃ごみのリサイクルなどについて検討していきます。

市民の取組

- ◇ごみの分別をしっかりと行い、資源ごみの回収に協力し、リサイクルできるものはしっかりとリサイクルするよう意識付けを行っていきます。
- ◇町内会などによる資源ごみの回収に協力します。
- ◇フリーマーケットやリサイクルショップを利用します。
- ◇生ごみの水きりや堆肥化を行うなど、家庭から排出される生ごみの減量化に努めます。
- ◇用紙類の再利用、古紙の分別、再生紙の利用に努めます。
- ◇廃食用油などの再利用に協力します。

事業者の取組

- ◇事業所内のごみの分別を徹底し、資源ごみの回収に協力します。
- ◇事業活動の中で発生する廃棄物の再資源化に努めます。
- ◇用紙類の再利用、古紙の分別、再生紙の利用に努めます。
- ◇廃食用油などの再利用に協力します。
- ◇建築資材など、できるだけ再利用可能なものを使用するように努めます。

【目標値】

指標名	現状値	目標	目標値
適正分別率	81.2% (R1)		90.0%以上
リサイクル率	25.3% (R1)		28.0%以上
不要物を再利用する人の割合	11.2% (R1)		現状より増加

美唄市リサイクルセンター



エコの丘びばい



4.地域から地球へ、みんなが未来のために行動するまち

【基本目標】

地域から地球へ、みんなが未来のために行動するまち
(地球の環境)

【基本方針】

(1) 地球温暖化を防止する

(2) 地球の環境を守る

(1) 地球温暖化を防止する

わたしたちは、日々の暮らしや事業活動の中で、灯油や重油、ガソリンなどの化石燃料を使っています。電気を使う場合も、国内の発電量の約70%は火力発電によるもので、化石燃料を使用していることになります。これらの化石燃料の利用は二酸化炭素*などの温室効果ガス*を発生させ、これが影響して地球温暖化が引き起こされるとされています。

地球温暖化を防止するためには、電気や灯油、ガソリンなどのエネルギーをできるだけ使わないことが重要です。そしてそのためには、雪氷熱*などの新エネルギーを利用して化石燃料の使用量を減らすことや、省エネルギーに努めてエネルギー使用量自体を減らすことなどが必要となります。

そこで本市では、国や道の取り組みや目標を踏まえつつ、雪氷熱*などの新エネルギーの導入や省エネルギーの推進などにより、積極的に温室効果ガス*排出量の削減に取り組んでいます。

ポイント

※地球温暖化問題

近年、世界各地で地球温暖化によるとみられる様々な影響が出ています。海水面の平均は20世紀の間に10~20cmも上昇し、異常気象による森林火災も各地で多発しています。また、大雨による洪水被害が、世界各地で増えており、干ばつによる被害も出ています。

地球温暖化の主な原因となるのが、大気中に蓄積している二酸化炭素*をはじめとした温室効果ガス*の増加とされています。様々な研究結果によれば、気温上昇幅がおよそ2℃を越えると、急激に悪影響の規模が大きくなるといわれています。

もし二酸化炭素*の排出を早急に減らせたとしても、気候はすぐには安定せず、濃度の安定化に関しては、数百年という時間がかかると言われています。

だからこそ早急な対応・対策が必要なのです！

市の取組

●温室効果ガス*排出量削減の推進

◇地球環境の現状や温暖化防止に対する取組みなどについての情報を収集し、市民・事業者へ提供していきます。

◇エコドライブ*の啓発を行います。

◇公共交通機関を積極的に利用するよう啓発を行います。

●新エネルギーの利活用

◇再生可能エネルギーに関する情報を収集し、市民・事業者へ提供します。

◇雪氷熱*エネルギーなど地域特性にあったエネルギーやエネルギーの効率的な利用についての研究、開発を産官学民の協力で推進します。

●省エネルギーの推進

◇住宅・建築物の省エネルギー改修、ESCO 事業*の活用を促進します。

◇節電や節水など、家庭や事業所での省エネルギー・省資源に関する啓発を行います。

◇ペレット*など環境負荷の小さい暖房方式の普及を検討していきます。

市民の取組

◇自動車利用時は、エコドライブ*（アイドリングストップ、急発進・急加速しないなど）を行います。

◇マイカーの使用を控え、バスなどの公共交通機関や自転車を利用します。

◇住宅における採光の工夫やソーラーシステムの導入など、できるだけ太陽光を利用します。

◇電気製品の購入の際は、省エネルギー型のものを選びます。

◇省エネルギー型のライフスタイルを実践し、節電や燃料の節約に努めます。

◇雨水やお風呂の残り湯を利用し、節水に努めます。

◇住宅の新築や改築の際は、高気密・高断熱のものにします。

事業者の取組

◇自動車利用時は、エコドライブ*（アイドリングストップ、急発進・急加速しないなど）の実施を指導します。

◇マイカー通勤を控え、バスなどの交通機関や自転車を利用します。

◇事務所の採光の工夫やソーラーシステムの導入など、できるだけ太陽光を利用します。

◇OA 機器の導入の際は省エネルギー型のものを選び、節電に心がけて効率的に使用します。

◇事業場の効率的なエネルギー利用に努めます。

◇雪氷熱*エネルギーなどの新エネルギーの利用について検討をしていきます。

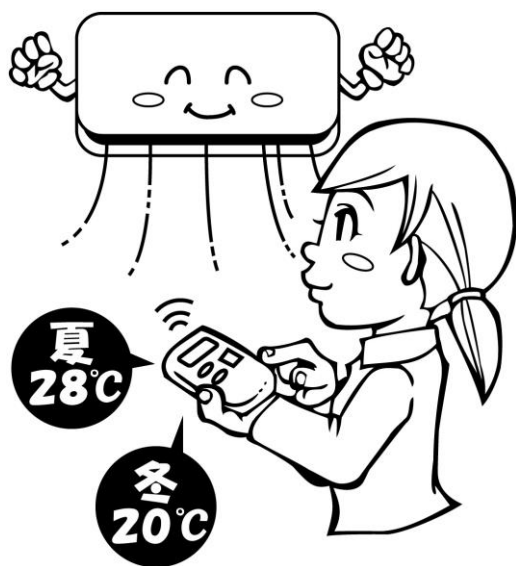
◇冷暖房機は適温で使用します。

◇事業活動において節水に努めます。

◇事務所の新築や改築の際は、高気密・高断熱のものにします。

【目標値】

指標名	現状値	目標	目標値
地球にやさしい生活をしている市民の割合	77.1% (R1)		現状より増加
節電・節水に努めている人の割合	15.8% (R1)		現状より増加
自動車のアイドリングを止めている人の割合	7.0% (R1)		現状より増加
エコマーク商品になるべく選んでいる人の割合	2.9% (R1)		現状より増加
市内公共交通の満足度	57.2% (R1)		80.0% (R7)



(2)地球の環境を守る

地球温暖化以外にも、気候変動、海洋プラスチックごみ汚染、生物多様性*の損失など、地球規模で様々な問題が起こっています。これらの環境問題は、発生源や被害地を一定地域に限定できず、広域的な問題となっています。そのため、気が付かないうちに、わたしたちの日々の行動が、これらの問題の原因となっている場合もあります。

そこで、これら地球規模の環境問題について、その仕組みや現状、取組みなどについての情報を収集し、提供していきます。

市の取組

●地球環境問題への対策の推進

◇酸性雨の現状や取組みなどの情報を収集し、市民・事業者へ提供していきます。

◇オゾン層*破壊の現状や取組みなどの情報を収集し、市民・事業者へ提供していきます。

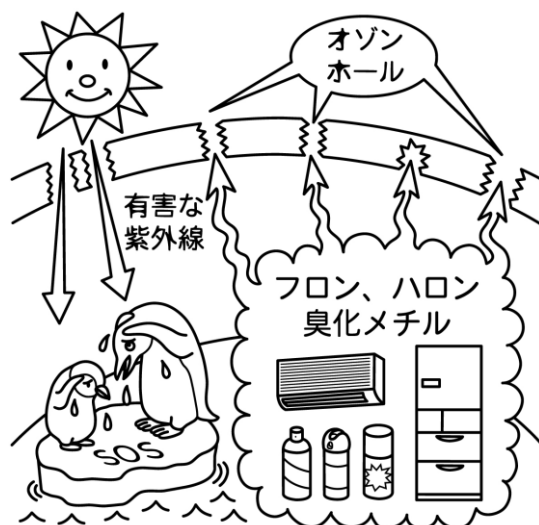
◇生物多様性*の減退や生態系の破壊の現状や取組みなどの情報を収集し、市民・事業者へ提供していきます。

市民の取組

◇酸性雨やオゾン層*の破壊、生物多様性*の減退などの地球環境問題に関する理解を深めます。

事業者の取組

◇酸性雨やオゾン層*の破壊、生物多様性*の減退などの地球環境問題に関する理解を深めて、事業活動に活かしていきます。



5.みんなで学び、参加し、行動するまち

【基本目標】

みんなで学び、参加し、行動するまち
(環境学習・行動)

【基本方針】

(1)環境教育・環境学習を推進する

(2)環境に関する啓発・情報提供を充実する

(3)環境保全活動を推進する

(1)環境教育・環境学習を推進する

市民の皆さんの環境学習等の実行率は低いものになっています。これは、わたしたち一人ひとりの関心や意識の高さによる部分も大きいですが、そのような環境学習等の機会が十分でないことも考えられます。

わたしたちの日々の行動が、身の回りの環境や地球環境に対してどのような負荷を与えているかを知り、理解することは、環境に配慮した行動を行っていく上で非常に大切なことです。これらを知り、理解するためには、学校での子供たちへの環境教育、家庭や職場、町内会などで、市民や事業者を対象とした環境学習が効果的です。

そこで、様々な場面で環境教育、環境学習の機会を提供していきます。

市の取組

●環境教育の推進

- ◇家庭・学校・NPO等の民間団体・事業者・行政など様々な主体の連携・協働による環境教育を推進します。
- ◇学校教育の一環として社会科副読本を配布・活用するほか、校内におけるリサイクル活動を推進します。
- ◇食を通して農産物等が育った環境や食生活などについて考える食育を推進します。
- ◇市内の研究機関を通じて、人と木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育む木育を推進します。
- ◇市街地周辺での自然観察会、環境クラブなどにより、自然の大切さを学ぶ機会を活性化します。
- ◇環境教育、環境学習を通じて、食品ロスの周知徹底を図るとともに、食品ロス削減を推進します。

●環境学習の充実

- ◇校外における子供の自主的な取組を推進します。
- ◇環境関連団体などと連携し、学べる機会を設けていきます。
- ◇環境アドバイザーなど、環境に関する人材育成を推進します。

市民の取組

- ◇町内会や市民団体による環境教育・環境学習の実施に努めます。
- ◇環境に関する学習会や観察会、環境保全活動などに積極的に参加するとともに、出前講座などを利用して環境問題への理解を深めます。
- ◇身の回りだけではなく、様々な環境問題にも関心を深めるようにします。

事業者の取組

- ◇事業所内で、従業員に対する環境教育・環境学習の実施に努めます。



【目標値】

指標名	現状値	目標	目標値
宮島沼に関する環境学習会への参加者数	1, 230人 (R1)		現状を維持

(2)環境に関する啓発・情報提供を充実する

市民の皆さんが環境について知りたい情報としては、「美唄の自然環境やごみ問題などの身近な環境問題」や「普段の生活で取り組める環境保全の方法」など、身の回りの環境問題が中心となっています。また、環境に関する情報を取得する媒体としては、テレビやラジオ、新聞や雑誌、インターネットや広報誌、パンフレットなどとなっています。

市民の皆さんに環境の現状を理解していただくためには、これらの情報の提供は不可欠です。身の回りの環境問題から地球規模の環境問題まで、様々な情報をわかりやすく、様々な手段により提供していきます。

市の取組

●普及啓発の推進

◇環境に関するイベントを実施し、環境に対する意識の向上を図ります。

●環境情報提供の充実

◇ホームページや広報紙により、日常生活や事業活動が環境へ与える影響や地球規模の環境問題についての情報を提供していきます。

◇環境に関するパンフレットやガイドブックなどの作成・配布により、環境情報の提供を推進します。

市民の取組

◇環境家計簿*を活用し、日常生活での環境への負荷の程度を把握します。

◇新たな環境問題について、自ら情報を収集し、知識を深めます。

事業者の取組

◇事業所の保有する環境に関連する情報を、市民や市に提供します。

◇社内誌やパンフレットなどにより、従業員に対して定期的に環境問題に関する情報を提供します。

【目標値】

指標名	現状値	目標	目標値
エコセミナー参加者数	30人 (R1)		100人(R7)

(3)環境保全活動を推進する

環境教育・環境学習と同様、市民の皆さんの環境保全活動への参加率は非常に低いものになっています。これは、わたしたち一人ひとりの関心や意識の高さによる部分も大きいですが、環境保全活動についての情報が十分に伝わっていないこと、環境保全活動の内容が興味を引くものになっていないことなども考えられます。

また、環境保全活動を行っていくには、国、道、周辺自治体との連携はもちろんのこと学校や行政機関、市民団体、事業者などとの連携も大切です。そこで、これら様々な主体とのネットワークを構築するとともに、様々な団体等が実施する環境保全活動に関する情報を提供していきます。

市の取組

●行政による活動の推進

◇法規制の動向や、より広域的な環境の状況・取組などについての情報を収集するため、国や北海道などの関係機関とのネットワークづくりを推進します。

◇本市周辺の環境の状況・取組などについての情報を収集するため、周辺自治体とのネットワークづくりを推進します。

●市民・事業者による活動の支援

◇市民全体全員が参加できる環境イベント等を開催し、環境保全活動への参加を促進します。

◇町内会などと協力し、地域における環境保全活動への市民参加や協働の機会の確保に努めます。

◇事業者の環境に配慮した製品の製造を促進するとともに、環境に配慮した製品の購入・使用を促進します。

◇環境保全活動を積極的に行っている事業者を公表します。

●各主体間の連携強化

◇市民、事業者、市民団体と協働して環境学習会や環境に関するイベントなどを開催します。

市民の取組

◇日常生活の中で、環境とのかかわりを意識し、環境にやさしい生活を心がけます。

◇地域環境づくりや環境保全活動などに積極的に参画し、地域全体の快適な環境づくりを進めます。

◇環境教育や環境学習及び環境保全活動に率先して参加します。

事業者の取組

◇環境保全活動に積極的に参加します。

【目標値】

指標名	現状値	目標	目標値
町内会、自治会活動への参加率	58.0% (R1)		現状より増加

第 5 章 計画推進体制、進行管理

この章では、環境基本計画を推進していくための体制や、計画の進行管理方法について整理しています。

5-1 推進体制

1) 計画の推進体制の確立

計画の効率的な推進に向け、図 5-1 に示す推進体制を構築します。

市民・事業者等の代表により構成されている美唄市環境審議会は、本計画の進捗状況についての意見や提言を行うとともに、市長の諮問に応じて計画の見直しについての審議や答申を行います。

市民・事業者等は市と協働し、市からの情報提供や啓発、支援等を受け、環境の保全及び創造に関する取組みを推進していきます。

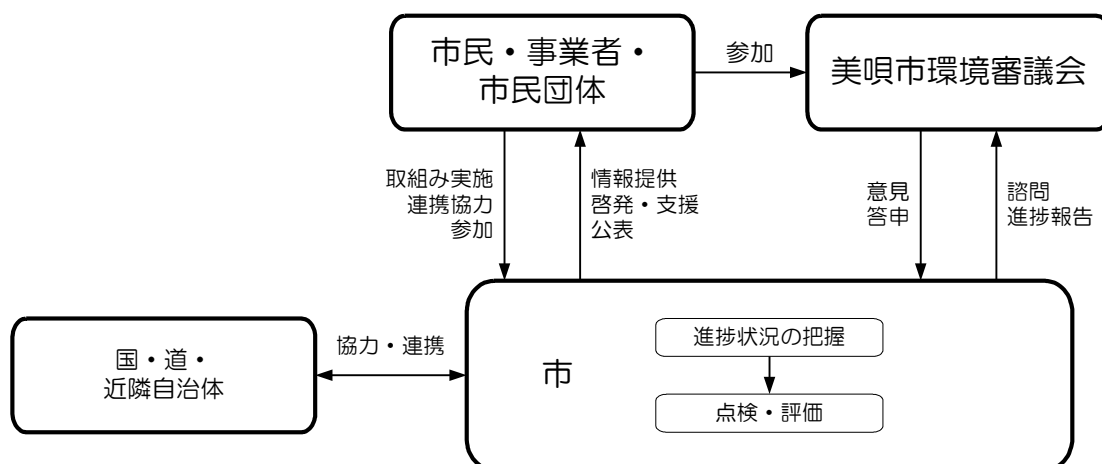


図 5-1 計画の推進体制

2) 計画を推進していくために留意すべき事項

以下では、計画を推進していく上で留意すべき事項を示します。

(1) 環境に配慮した取組みの推進（市、市民、事業者それぞれの推進）

市は、率先して環境に配慮した取組みを実行していくとともに、計画の目的および内容について市民、事業者、各種団体等へ周知し、様々な情報の提供や支援を行っていきます。

市民・事業者は、計画の趣旨を理解し、自らの責任において環境に配慮した生活に切り替えていきます。また、家庭、学校、職場、地域等多種多様な機会をとらえ、優れた環境の保全及び新たな環境の創出についての教育・学習に取り組んでいきます。

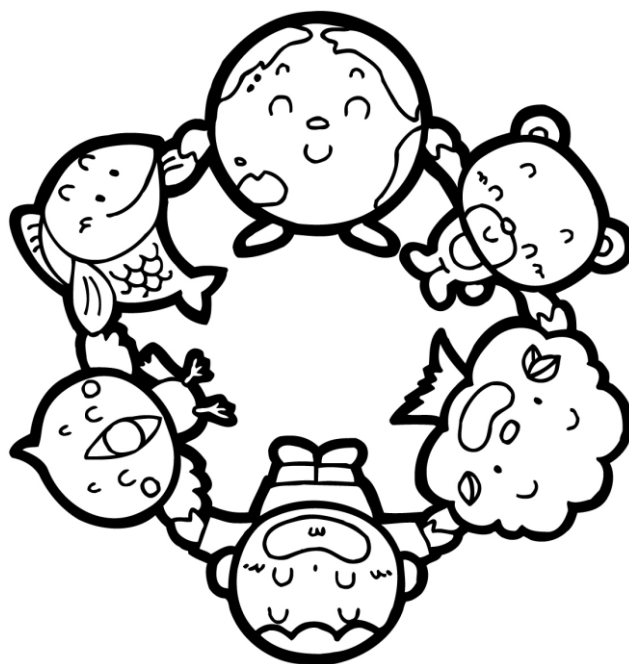


(2) 事業者、地域、民間団体のネットワーク化

市民（個人、団体を問わず）や事業者の主体的な活動を広げ、地域のよりよい環境作りのための活動の連携を促すため、市民・事業者による幅広い環境活動のネットワークを形成していきます。

(3) 国、道、周辺自治体等との協力体制づくり

国や道、周辺自治体等と連携しながら計画を推進します。



5-2 進行管理

1) 進行管理の手法

環境基本計画で定めた様々な取り組みを実践し、継続的な改善を図るためには、計画の進行管理を行う必要があり、進捗状況を点検・評価し、さらにそれを次の取り組みに反映させる仕組みが重要です。

進行管理は PDCA サイクルを用いて行います。すなわち環境基本計画を策定（Plan）し、これに基づいて事業や施策を実施（Do）し、環境の現状や施策の実施状況を把握して施策評価指標の達成状況を評価（Check）し、この結果を受けて計画を改善（Act）します。この流れの中で環境審議会では、施策評価指標の達成状況について評価（Check）し、計画見直し（Act）の必要性について審議します。

また、このサイクルは 1 年を基本単位として実施しますが、進捗状況や様々な社会情勢等の変化を踏まえながら、必要に応じて施策の内容や計画全体の見直しを行います。

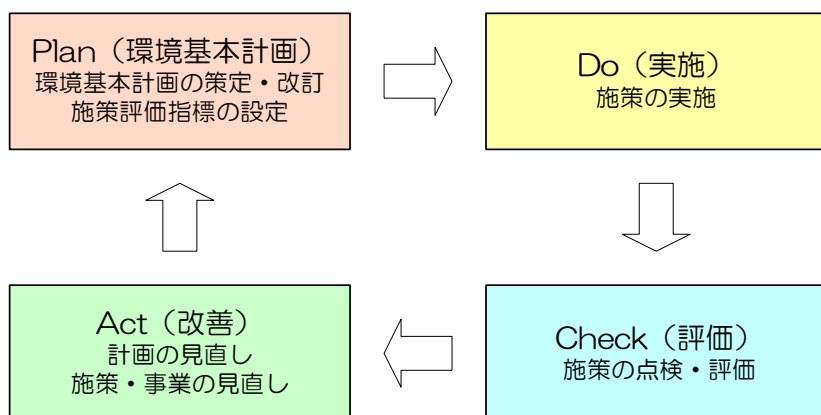


図 5-2 進行管理の流れ（PDCA サイクル）

2) 進捗状況の点検・評価

計画の推進を図るためには、適切な進行管理が必要です。そのため、本計画で掲げている個々の事業や施策、市民・事業者の取り組み等の進捗状況については年度ごとに把握し、点検・評価を行います。

3) 計画の進捗状況の公表、見直し

計画の進捗状況については、ホームページや「美唄市の環境の概要」等を利用して市民及び事業者へ公表、報告していきます。

環境審議会では、毎年 of 報告を受け、強化すべき点等の指摘を行うとともに、5 年に 1 度程度、具体的な見直し方針等を指示します。市はこれを受け実施施策の見直し等について検討していきます。

なお、環境に関する国内外の動向や社会経済情勢の変化、技術革新などの状況等に適切に対応するため、計画期間にとらわれず必要に応じて見直しを図ります。

資料編

本計画策定にあたって利用した資料や、策定の経過、用語解説などを掲載しています。

資料-1 美唄市美しきまちづくり条例

(平成 20 年 3 月 26 日条例第 14 号)
改正 平成 22 年 3 月 19 日条例第 10 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条―第 7 条)
- 第 2 章 基本的施策(第 8 条―第 15 条)
- 第 3 章 具体的な施策
 - 第 1 節 美しい自然環境づくり(第 16 条―第 19 条)
 - 第 2 節 清潔な生活環境づくり(第 20 条―第 25 条)
 - 第 3 節 かけがえのない地球環境への貢献(第 26 条―第 28 条)
- 第 4 章 美唄市環境審議会(第 29 条―第 31 条)
- 第 5 章 補則(第 32 条)
- 附則

わたしたちの生活は、生産性の向上や利便性の追求の結果、飛躍的に豊かになる反面、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式を生み、ひいては地球温暖化やオゾン層の破壊など、地球規模の問題を引き起こしています。

美唄市の緑豊かな美しい自然環境は、四季折々の変化に富み、わたしたち市民の貴重な財産です。わたしたちは、健康で文化的な生活を営む上で必要とする健全で良好な環境の確保と環境美化を促進し、この美しい自然環境を次世代へ継承する役割があります。

このため、わたしたちは、それぞれの役割を自覚し、協働により環境の保全及び創出に取り組み、環境への負荷の少ない循環型社会を目指し、ここに「美しきまちづくり条例」を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする健全で良好な環境の確保と環境美化を促進し、環境への負荷の少ない循環型社会の創造と、美しきまちづくりの実現を図ることを目的とします。

(定義)

第 2 条 この条例で使う用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 美しきまちづくり 大気、水、緑その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保つとともに、清潔で快適な生活環境を確保することにより、人の健康を保護し、潤いや安らぎを感じることができるまちづくりをいいます。
- (2) 市民 市内に居住する人、市内で働く人、学ぶ人、市内で事業を営む法人、個人及び団体、その他市内で活動する団体をいいます。
- (3) 事業者 市民のうち事業を営む法人、個人及び団体をいいます。
- (4) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響で、美しきまちづくりを進める上で支障の原因のおそれのあるものをいいます。
- (5) 公害 環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいいます。
- (6) 公共の場所 市が所有し、又は管理する場所のほか、市内の道路、公園、河川、緑地その他の公共の用に供する場所で、多数の人が利用し、かつ、常に出入りができるものをいいます。
- (7) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」といいます。)第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいいます。
- (8) 土地所有者等 市内に土地を所有し、占有し、又は管理する者をいいます。
- (9) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全で、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいいます。

(基本理念)

第 3 条 わたしたち市民は、人類を取り巻く環境が多様な構成要素の密接な関連のもとに調和が保たれていることを認識し、この豊かな環境を将来の世代へ継承するよう、人の活動によって引き起こされる影響に配慮したまちづくりを行うとともに、健全な自然とのふれあいを確保することにより、自然と人が共生で

きる社会の実現を目指します。

- 2 わたしたち市民は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷を可能な限り低減することにより、人と自然とが共生できる循環型社会を構築することを目指します。
- 3 わたしたち市民は、地球環境保全が人類共通の重要課題であり、日常の様々な活動が地球環境に影響を及ぼすものであることを認識し、すべての日常生活や事業活動において、自主的かつ積極的に地球環境保全に取り組みます。
- 4 わたしたち市民は、それぞれの役割に応じた適切な役割分担と市との協働により、自主的かつ積極的に美しきまちづくりを進めます。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念に則り、その日常生活に伴う環境への負荷を低減するよう努めます。

- 2 市民は、前項に定めるもののほか、美しきまちづくりに自ら努めるとともに、市が実施する美しきまちづくりに関する施策に協力するよう努めます。

(滞在者及び通過者の協力)

第5条 本市に滞在し、又は通過する者は、前条に定める市民の役割に準じて、美しきまちづくりに協力するものとします。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に則り、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生じる公害を防止するとともに、環境への負荷の低減に努めます。

- 2 事業者は、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品又は役務等を利用するように努めます。
- 3 事業者は、前2項に定めるもののほか、美しきまちづくりに自ら努めるとともに、市が実施する美しきまちづくりに関する施策に協力するよう努めます。

(市の役割)

第7条 市は、基本理念に則り、美しきまちづくりに関する施策を実施します。

- 2 市は、施策の策定及び実施に当たっては、美しきまちづくりに配慮するとともに、環境への負荷の低減に率先した役割を果たします。

第2章 基本的施策

(施策の策定等に係る方針)

第8条 市は、基本理念の実現を図るために、次に掲げる基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に推進します。

- (1) 公害を防止することにより、人の健康の保護及び生活環境の保全を図り、市民が健康で文化的かつ快適な生活を送ることができる社会を実現します。
- (2) 水や緑に親しむことのできる都市空間、地域の個性を生かした美しきまちづくりに資する施設を整備することにより、潤いと安らぎのある快適な都市環境を創造します。
- (3) 歴史的、文化的遺産を保存し、及び活用することにより、伝統と文化の香り高い都市環境を確保します。
- (4) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保、森林、農地、河川等における多様な自然環境の保全、緑の創出等を図ることにより、自然と共生する豊かな環境を創造します。
- (5) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用並びにエネルギーの消費の抑制及び有効利用を積極的に推進することにより、循環を基調とする社会を実現します。

(環境基本計画)

第9条 市長は、美しきまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとします。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとします。

- (1) 環境への負荷の低減に関する取組み
- (2) 廃棄物の減量化等に関する取組み
- (3) 地球環境保全に関する取組み
- (4) 前3号に掲げるもののほか、美しきまちづくりの実現を目指す取組み

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるとともに、美唄市環境審議会の意見を聴かなければなりません。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表します。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用します。

(環境教育の充実等)

第10条 市は、美しきまちづくりに関する教育及び学習の推進並びに広報活動の充実により、市民が人と

環境のかかわり合い等の基本的な知識を習得するとともに、美しきまちづくりに関する活動を行う意欲が増進されるよう必要な措置を講じます。

(参画機会の確保)

第 11 条 市は、美しきまちづくりに関する施策の策定及び実施に当たっては、市民の意見を反映することができるよう参画の機会を確保します。

(情報の収集及び提供)

第 12 条 市は、美しきまちづくりに関する情報を収集するとともに、その情報の適切な提供及び公開に努めます。

(広域的連携)

第 13 条 市は、地球環境の保全その他の広域的な取組みを必要とする美しきまちづくりに関する施策の実施に当たっては、国、他の地方公共団体その他関係団体と協力して行うよう努めます。

(美しきまちづくり推進月間)

第 14 条 美しきまちづくりに関する意識向上を図り、日常的な実践活動を推進するために、毎年 5 月を「美しきまちづくり推進月間」と定め、この月を中心に、市民及び市が一体となって、市内の一斉清掃及び美しきまちづくりの推進に関する啓発活動を行うものとします。

(年次報告)

第 15 条 市長は、毎年、環境の状況及び美しきまちづくりに関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表します。

第 3 章 具体的な施策

第 1 節 美しい自然環境づくり

(自然環境の保全)

第 16 条 わたしたち市民は、良好な自然環境を保全するため、それぞれの立場で自然環境の保全に努めます。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第 17 条 市は、自然環境の保全上の支障を防止するための施設の整備、森林の整備及び生物の多様性の向上に関する施策を進めるため、必要な措置を講じます。

2 市は、前項に定めるもののほか、自然環境の適正な整備及び健全な利用のための施策を進めるため、必要な措置を講じます。

(事業者の配慮義務)

第 18 条 事業者は、自らの事業活動を行うに当たっては、あらかじめその活動に係る自然環境の保全について、配慮するように努めます。

(生物の生息が可能な環境の保全と創出)

第 19 条 事業者及び市は、生物の生息環境を確保するため、生物の生息が可能な環境の保全と創出に努めます。

第 2 節 清潔な生活環境づくり

(廃棄物の減量化及び適正処理の推進)

第 20 条 わたしたち市民は、ごみの減量化や資源の有効利用について、積極的に取り組むとともに、廃棄物処理法及び美唄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成 3 年条例第 5 号)を遵守し、廃棄物の減量化及び適正処理に努めます。

[美唄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例]

2 市は、廃棄物の減量化等を推進するため、廃棄物の発生抑制及び再資源化に関する施策を実施します。

(廃棄物の自己処理の責務)

第 21 条 事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任と負担において適正に処理します。

(土地所有者等の責務)

第 22 条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地の良好な環境の確保について配慮するよう努めます。

(ごみ集積場所の清潔の保持等)

第 23 条 ごみ集積場所の利用者は、自らの責任において、そのごみ集積場所を清潔に保つよう努めるとともに、廃棄物が散乱しないよう良好に管理します。

(公害の防止)

第 24 条 市は、市民の健康を守り、生活環境を保全するため、公害の防止に関して必要な措置を講じます。

(公共の場所の清潔保持)

第 25 条 誰であっても、健全で良好な環境の確保と環境美化を推進するため、道路、公園、その他公共施

- 設等若しくは他人が所有し、管理する場所に空き缶、たばこの吸い殻等のポイ捨てをしてはいけません。
- 2 誰であっても、公共の場所において、落書きをし、又は張り紙をしてはいけません。
- 3 ペットの飼い主又は管理者は、公共の場所において、ふんを放置する等他人の迷惑になる行為をしてはいけません。

第3節 かけがえのない地球環境への貢献 (地球環境保全への貢献)

第26条 市民及び市は、それぞれの事業活動及び日常活動が地球環境保全と密接に関係していることを認識し、地球温暖化の防止、資源の循環利用その他の環境への負荷の低減による取組みを通じ、地球環境の保全に貢献します。

(市の環境の管理への率直的な取組み)

第27条 市は、施設の管理その他の活動について、水資源の循環的な利用、エネルギーの効率的な利用、水と緑を活かした都市基盤の整備その他環境への負荷の低減のための措置の導入に努め、自主的な環境の管理に率先して取り組みます。

(緑化の推進)

第28条 市は、道路、公園その他の公共施設において、緑のまちづくりの先導的な役割を果たすとともに、国、他の地方公共団体その他関係団体と連携して、緑化を推進します。

第4章 美咲市環境審議会

(環境審議会)

第29条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、美咲市環境審議会(以下「審議会」といいます。)を設置します。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議します。

- (1) 環境基本計画に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか環境の保全及び創造に関する基本的事項

3 審議会は、前項に定める事項に関し、市長に意見を述べることができます。

4 審議会は、委員15人以内で組織し、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱するものとします。

- (1) 市民公募による者
- (2) 学識経験者
- (3) 民間諸団体の代表者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第30条 委員の任期は、2年とし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。ただし、再任を妨げるものではありません。

(規則への委任)

第31条 前2条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

第5章 補則

(立入調査等)

第32条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市職員に、土地及び建物に立ち入り、その土地及び建築物で行われている行為の状況を調査させ、又は関係者に対し必要な指示若しくは指導を行わせることができます。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめその居住者の承諾を得るものとします。

2 前項の規定により立入調査を行う市職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとします。

附 則

この条例は、平成20年6月1日から施行します。

附 則(平成22年3月19日条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(美咲市特別職の非常勤職員に関する報酬及び費用弁償条例の一部改正)

2 美咲市特別職の非常勤職員に関する報酬及び費用弁償条例(昭和31年条例第37条)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

資料-2 美唄市環境審議会規則

(平成 22 年 3 月 19 日規則第 7 号)

改正 平成 23 年 4 月 1 日規則第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、美唄市美しきまちづくり条例(平成 20 年条例第 14 号)第 31 条の規定に基づき、美唄市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長ともに事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要に応じ、審議会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 4 条 審議会の庶務は、市民部環境課において行う。

(補則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

美唄市環境審議会委員

No.	委員氏名	選出区分	団体等の名称
1	谷村 清美	農業団体	美唄市農業協同組合
2	吉村 俊子	農業団体	峰延農業協同組合
3	斉藤 道範	商業団体	美唄商工会議所
4	佐藤 勇治	鉱工団体	美唄振興企業クラブ
5	岸本 友宏	鉱工団体	美唄建設業協会
6	三谷 純一	林業団体	そらち森林組合
7	本堂 令子	消費者団体	美唄消費者協会
8	藤巻 裕蔵	自然保護団体	宮島沼の会
9	荻野 昌崇	青年団体	美唄青年会議所
10	古谷野満里子	女性団体	びばい女性フォーラム
11	佐藤 弘和	学識経験者	地方独立行政法人北海道立総合研究機構森林研究本部林業試験場
12	岩崎 利明	市民公募	
13	平本 明彦	市民公募	
14	廣岡 文衛	市民公募	
15	舛森 優	市民公募	

美 生 環 第 1 2 2 号
令和 2 年 7 月 2 8 日

美唄市環境審議会
会長 藤 巻 裕 蔵 様

美唄市長 板 東 知 文



美唄市環境基本計画について（諮問）

美唄市美しきまちづくり条例第 29 条第 2 項の規定により、美唄市環境基本計画の策定について、貴審議会の意見を求めます。

令和 2 年 12 月 1 日

美唄市長 板東 知文 様

美唄市環境審議会
会 長 藤 巻 裕 蔵



美唄市環境基本計画（素案）について（答申）

令和 2 年 7 月 28 日付け美生環第 122 号で諮問のありました「美唄市環境基本計画（素案）」につきまして、慎重な審議を重ねた結果、適切であると認め、「美唄市美しきまちづくり条例」に基づく基本理念を具現化し、環境に配慮したまちづくりを推進するために、下記の意見を付して答申します。

記

- ① 本計画の推進にあたっては、計画の取り組み内容等について十分な周知を行い、市民及び事業者と連携・協働を図り、着実な実施に努めること
- ② 計画の進行管理にあたっては、社会状況の変化や各種取組の達成状況などを踏まえ、PDCA サイクルによる適切な進行管理を行い、実効性を高めること

資料-4 環境基本計画策定までの経過

資料 4-1 策定経過

年月日	内容
令和2年7月28日	○第1回環境審議会 1. 会長及び副会長の互選 2. 環境基本計画策定の概要及びスケジュール 3. 基本的事項について 4. 美唄市の環境の現況と課題について
8月31日	○第2回環境審議会 1. 望ましい都市像と、基本目標と基本方針 2. 基本目標を実現するための取組み
10月27日	○第3回環境審議会 1. 計画推進体制、進行管理
11月13日	○第4回環境審議会 1. 美唄市環境基本計画（案）について

資料-5 美唄市内で確認された動植物

次頁以降に美唄市内で確認された動植物を整理し、示します。なお、これらの表は以下の資料を基に作成しています。

【出典】

- ・ホームページ 宮島沼の保全と活用
(http://www.city.bibai.hokkaido.jp/miyajimanuma/10_hozen/10_hozen.htm)
- ・平成 12 年度 国設鳥獣保護区設定に関する調査（宮島沼）、野生生物総合研究所 2001
- ・平成 13 年度 国設鳥獣保護区設定に関する調査（宮島沼）、野生生物総合研究所 2002
- ・三美炭鉱西向沢露天坑採掘事業に係る森林施業等への影響調査報告書、平成 20 年 7 月 31 日、北海道三鉱石油株式会社（現：三美鉱業株式会社）
- ・美唄市百年史、1991、美唄市百年史編さん委員会
- ・美唄市史、1970、美唄市史編さん委員会
- ・第 2 回自然環境保全基礎調査（北海道動植物分布図）、昭和 56 年、環境庁
- ・北海道レッドデータブック、2017 年、北海道
- ・みんなでマガンを数える会 25 周年記念誌、宮島沼の会 2012
- ・H19 宮島沼保全事業基本計画策定業務報告書
- ・H20 国指定宮島沼鳥獣保護区保全事業調査設計業務報告書
- ・H20 宮島沼周辺植生調査事業報告書
- ・H22 国指定宮島沼鳥獣保護区保全事業実証試験等実施業務報告書
- ・モニタリングサイト 1000 ガンカモ類調査
- ・宮島沼 BioBlitz2018（未発表、宮島沼水鳥・湿地センター）
- ・美唄山の植物ハンディ図鑑、新田紀敏、2019
- ・美唄山の維管束植物相、新田紀敏、2019
- ・宮島沼と防風林で見られる植物ハンディ図鑑、宮島沼の会、2020
- ・北海道レッドリスト改訂版（2014-2019）
- ・北海道ブルーリスト（2010、一部改訂）
- ・藤巻裕蔵、1973、美唄の鳥類 1、生息期間と生息環境、鳥 22:38-46
- ・正富宏之・草野貞広・星子廉彰・田辺至、1993、北海道中央部の美唄における鳥類相、専大北海道紀要 26:21-37
- ・正富宏之、1993、美唄とその周辺における動物相の解明とその保護、専大北海道環境研紀要 3:185-197

資料 5-1 市内で確認された鳥類（その 1）

No	目名	科名	種名・亜種	宮島沼	RDB	No	目名	科名	種名・亜種	宮島沼	RDB
1	アビ	アビ	アビ			61	タカ	タカ	オオワシ	●	Vu
2	カイツブリ	カイツブリ	カイツブリ	●		62			オオタカ	●	Nt
3			ハジロカイツブリ	●		63			クマタカ		En
4			ミミカイツブリ	●		64			ツミ		Dd
5			アカエリカイツブリ	●		65			ハイタカ	●	Nt
6			カンムリカイツブリ	●		66			ケアシノスリ	●	
7	ペリカン	ペリカン	モモイロペリカン	●		67			ノスリ	●	
8		ウ	カウウ	●		68			ハイイロチュウヒ	●	
9			ウミウ	●		69		ハヤブサ	チュウヒ	●	En
10			ヒメウ		En	70			シロハヤブサ		Dd
11	コウノトリ	サギ	ヨシゴイ			71			ハヤブサ	●	Vu
12			オオヨシゴイ		Dd	72			チゴハヤブサ	●	
13			アマサギ	●		73			コチョウゲンボウ	●	
14			ダイサギ	●		74			チョウゲンボウ		
15			チュウサギ	●		75	キジ	ライチョウ	エゾライチョウ		Nt
16			コサギ			76		キジ	ウスラ		Nt
17			カラシラサギ	●	Dd	77			キジ		
18			アオサギ	●		78	ツル	ツル	タンチョウ	●	Vu
19			ムラサキサギ			79			アネハツル		
20		コウノトリ	コウノトリ		Cr	80		クイナ	クイナ		
21		トキ	ハラサギ	●		81			ヒクイナ		Dd
22	カモ	カモ	シジュウカラガン	●	Vu	82			バン	●	
23			コクガン	●	N	83			オオバン	●	
24			ハイイロガン			84	チドリ	チドリ	コチドリ	●	
25			マガン	●	N	85			イカルチドリ		Dd
26			カリガネ	●	Nt	86			メダイチドリ		
27			ヒシクイ	●	N	87			ムナグロ		
28			オオヒシクイ	●	N	88			ダイゼン		
29			ハクガン	●	N	89			タゲリ		
30			サカツラガン	●	Dd	90		シギ	キョウジョシギ		
31			コブハクチョウ	●		91			トウネン		
32			ナキハクチョウ			92			ヒバリシギ		
33			オオハクチョウ	●		93			ウスラシギ		
34			コハクチョウ	●		94			ハマシギ	●	Nt
35			アカツクシガモ			95			コオハシギ		
36			オシドリ	●	Nt	96			オハシギ		
37			マガモ	●		97			ミユビシギ		
38			カルガモ	●		98			エリマキシギ		
39			コガモ	●		99			オオハシシギ		
40			トモエガモ	●	N	100			ツルシギ	●	Vu
41			ヨシガモ	●		101			アカアシシギ		Vu
42			オカヨシガモ	●		102			コアシシギ		
43			ヒドリガモ	●		103			アオアシシギ	●	
44			アメリカヒドリ	●		104			クサシギ		
45			オナガガモ	●		105			タカブシギ	●	Vu
46			シマアジ	●		106			キアシシギ		
47			ハシビロガモ	●		107			イソシギ	●	
48			ホシハジロ	●		108			ソリハシシギ		
49			オオホシハジロ			109			オグロシギ	●	
50			キンクロハジロ	●		110			オオソリハシシギ		Dd
51			スズガモ	●		111			ホウロクシギ		Vu
52			コオリガモ	●		112			ヤマシギ		N
53			ホオジロガモ	●		113			タシギ		
54			ミコアイサ	●		114			オオジシギ	●	Nt
55			ウミアイサ	●		115			アオシギ		
56			カワアイサ	●		116		セイタカシギ	セイタカシギ		Nt
57	タカ	タカ	ミサゴ	●	Nt	117		ヒレアシシギ	アカエリヒレアシシギ		
58			ハチクマ		Nt	118		カモメ	ユリカモメ	●	
59			トビ	●		119			セグロカモメ	●	
60			オジロワシ	●	Vu	120			オオセグロカモメ	●	Nt

資料 5-2 市内で確認された鳥類（その 2）

No	目名	科名	種名・亜種	宮島沼	RDB	No	目名	科名	種名・亜種	宮島沼	RDB
121	チドリ	カモメ	シロカモメ	●		185	スズメ	ツグミ	シロハラ		
122			カモメ	●		186			マミチャジナイ	●	
123			ウミネコ		Nt	187			ツグミ	●	
124			ズグロカモメ			188			コマドリ		
125			ミツユビワカモメ			189		ウグイス	ヤブサメ		
126			アジサシ	●		190			ウグイス	●	
127			コアジサシ	●		191			エゾセンニュウ	●	
128			クロハラアジサシ	●		192			シマセンニュウ		
129			ハジロクロハラアジサシ	●		193			マキノセンニュウ		Nt
130			ハシブトアジサシ	●		194			コヨシキリ	●	
131		ウミスズメ	エトロフウミスズメ			195			オオヨシキリ	●	
132			コウミスズメ			196			メボソムシクイ		
133			キジバト	●		197			エゾムシクイ		
134	ハト	ハト	アオバト	●		198			センダイムシクイ		
135	カッコウ	カッコウ	ジュウイチ			199			キクイタダキ		
136			カッコウ	●		200		ヒタキ	キビタキ		
137			ツツドリ			201			オオルリ		
138	フクロウ	フクロウ	シロフクロウ		Dd	202			サメビタキ		
139			トラフズク		Nt	203			エゾビタキ		
140			コミミズク			204			コサメビタキ		
141			コノハズク			205		エナガ	エナガ	●	
142			アオバズク		Dd	206			シマエナガ		
143			フクロウ			207		シジュウカラ	ハシブトガラ	●	
144	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ		Nt	208			コガラ		
145	アマツバメ	アマツバメ	ハリオアマツバメ			209			ヒガラ	●	
146			アマツバメ			210			ヤマガラ	●	
147	ブッポウソウ	カワセミ	ヤマセミ		N	211			シジュウカラ	●	
148			アカショウビン		Vu	212		ゴジュウカラ	ゴジュウカラ	●	
149			カワセミ	●		213		キバシリ	キバシリ		
150	キツツキ	キツツキ	アリスイ	●		214		メジロ	メジロ		
151			ヤマゲラ	●		215		ホオジロ	ホオジロ	●	
152			クマガラ	●	Vu	216			コジュリン		
153			アカゲラ	●		217			ホオアカ	●	Nt
154			オオアカゲラ		Dd	218			コホオアカ		
155			コアカゲラ	●	Dd	219			カシラダカ	●	
156			コゲラ	●		220			ミヤマホオジロ		
157	スズメ	ヒバリ	ヒバリ	●		221			シマアオジ	●	Cr
158		ツバメ	ショウドウツバメ	●		222			アオジ	●	
159			ツバメ	●		223			クロジ		
160			イワツバメ			224			オオジュリン	●	
161		セキレイ	ツメナガセキレイ		Nt	225			ユキホオジロ		
162			キセキレイ	●		226		アトリ	アトリ	●	
163			ハクセキレイ	●		227			カワラヒワ	●	
164			セグロセキレイ			228			マヒワ	●	
165			ビンズイ	●		229			ベニヒワ		
166			タヒバリ			230			ハギマシコ		
167		ヒヨドリ	ヒヨドリ	●		231			オオマシコ		
168		モズ	モズ	●		232			ギンサンマシコ		Nt
169			アカモズ		En	233			イスカ		
170			オオモズ			234			ベニマシコ	●	
171		レンジャク	キレンジャク			235			ウソ	●	
172			ヒレンジャク			236			イカル	●	
173		カワガラス	カワガラス			237			シメ	●	
174		ミソサザイ	ミソサザイ			238		ハタオリドリ	ニューナイスズメ	●	
175		イワヒバリ	カヤクグリ			239			スズメ	●	
176		ツグミ	ノゴマ			240		ムクドリ	コムクドリ	●	
177			コルリ			241			ムクドリ	●	
178			ルリビタキ			242		カラス	カケス	●	
179			ジョウビタキ			243			ハシボソガラス	●	
180			ノビタキ	●		244			ハシブトガラス	●	
181			トラツグミ			245			ドバト	●	
182			マミジロ			246			ミヤマカケス	●	
183			クロツグミ	●		計	17目	49科	246種		
184			アカハラ	●		凡例) ●：宮島沼周辺にて確認されているもの RDB：北海道レッドデータブック掲載					

資料 5-3 市内で確認された哺乳類

No	科名	種名・亜種	RDB	No	科名	種名・亜種	RDB
1	イタチ	オコジョ		14	ネズミ	エゾアカネズミ	
2		エゾクロテン	Nt	15		カラフトアカネズミ	N
3		コエゾイタチ		16		ハツカネズミ	
4		ホンDOIイタチ		17		エゾヤチネズミ	
5		ミンク		18		クマネズミ	
6	イヌ	エゾタヌキ		19		ドブネズミ	
7		キタキツネ		20		ヒメネズミ	
8	ウサギ	エゾユキウサギ		21	リス	エゾシマリス	Dd
9	クマ	エゾヒグマ		22		エゾリス	
10	シカ	エゾシカ		23		エゾモモンガ	
11		ニホンジカ		24	アライグマ	アライグマ	
12	トガリネズミ	オオアシトガリネズミ		計	9科	24種	
13		エソトガリネズミ					
14		ヒメトガリネズミ					

資料 5-4 美唄市で確認された両生類

No	科名	種名・亜種	RDB	No	科名	種名・亜種	RDB
1	サンショウウオ	エゾサンショウウオ	Lp	5	アカガエル	ツチガエル	
2	アマガエル	ニホンアマガエル		6	ヒキガエル	アズマヒキガエル	
3	アカガエル	エゾアカガエル		計	4科	6種	
4		トノサマガエル					

資料 5-5 美唄市で確認された爬虫類

No	科名	種名・亜種	RDB	No	科名	種名・亜種	RDB
1	トカゲ	ニホントカゲ		4	ナミヘビ	シマヘビ	
2	カナヘビ	ニホンカナヘビ		5		アオダイショウ	
3	クサリヘビ	ニホンマムシ		6		ジムグリ	
				計	4科	6種	

資料 5-6 美唄市で確認された魚類

No	科名	種名・亜種	RDB	No	科名	種名・亜種	RDB
1	アユ	アユ	Nt	15	タイワンドジョウ	カムルチー	
2	カサゴ	エゾハナカジカ		16	チョウザメ	チョウザメ	Ex
3		ハナカジカ		17	トゲウオ	ニホンイトヨ	N
4	キュウリウオ	キュウリウオ		18		エソトミヨ	Nt
5		ワカサギ		19		トミヨ属淡水型	
6	コイ	ウグイ		20	ドジョウ	ドジョウ	
7		エソウグイ	N	21		フクドジョウ	
8		モツゴ		22		エソホトケドジョウ	En
9		タモロコ		23	ナマズ	ナマズ	
10		ギンブナ		24	ハゼ	ウキゴリ	
11		コイ		25		ヨシノボリ	
12		ヤチウグイ	Nt	26	ヤツメウナギ	カワヤツメ	
13	サケ	イトウ	En	27		スナヤツメ	
14		サケ			12科	27種	

資料 5-7 美唄市で確認された貝類

No	科名	主な種	RDB	No	科名	主な種	RDB
1	タニシ	マルタニシ		4	モノアラガイ	モノアラガイ	
2		オオタニシ		5	イシガイ	ドブガイ	
3	カワニナ	カワニナ		計	4科	5種	

資料 5-8 美唄市で確認された甲殻類

No	科名	主な種	RDB	No	科名	主な種	RDB
1	キタヨコエビ	トゲオヨコエビ		3	アメリカザリガニ	ニホンザリガニ	
2	テナガエビ	スジエビ		4	イワガニ	モズクガニ	
				計	4科	4種	

資料 5-9 美唄市で確認された昆虫類

No	科名	種名・亜種	RDB	No	科名	種名・亜種	RDB
1	アオイトトンボ	アオイトトンボ		61	シロチョウ	ツマキチョウ	
2		エソオツネトンボ		62		モンキチョウ	
3	アゲハチョウ	アゲハチョウ		63		モンシロチョウ	
4		カラスアゲハ		64	スズメガ	ウチスズメ	
5		キアゲハ		65		ベニスズメ	
6		ヒメギフチョウ		66		モモスズメ	
7		ミヤマカラスアゲハ		67	スズメバチ	モンスズメバチ	
8	アシダカグモ	アシナガグモ		68	セセリチョウ	コチャバネセセリ	
9	アブ	アカウシアブ		69	セミ	アブラゼミ	
10		ゴマフアブ		70		エゾゼミ	
11		メクラアブ		71		エソハルゼミ	
12	アブラムシ	アブラムシ		72	タテハチョウ	アカタテハ	
13	アメンボ	アメンボ		73		ウラギンヒョウモン	
14	アリ	クロヤマアリ		74		エルタテハ	
15		ムネアカオオアリ		75		オオヒカゲ	
16	イエバエ	イエバエ		76		カラフトヒョウモン	
17	イナゴ	エソイナゴ		77		キベリタテハ	
18		ハネナガフキバッタ		78		クジャクチョウ	
19	イラガ	イラガ		79		クロヒカゲ	
20	オサムシ	アオゴミムシ		80		コヒオドシ	
21		エソカタヒロオサムシ		81		コムラサキ	
22		エソマイマイカブリ		82		サカハチチョウ	
23	オナジマイマイ	エソマイマイ		83		シータテハ	
24	オニヤンマ	オニヤンマ		84		ヒメウラナミジャノメ	
25	カ	アカイエカ		85		ミドリヒョウモン	
26		シナハマダラカ		86		ルリタテハ	
27	カミキリムシ	ウスバカミキリ		87	テントウムシ	オオニジュウヤホシテントウ	
28		ゴマダラ		88		カメノコテントウ	
29		ノコギリカミキリ		89		シロホシテントウ	
30	カメムシ	スコットカメムシ		90		ナナホシテントウ	
31	カレハガ	オビカレハ		91	ドクガ	マイマイガ	
32	カワトンボ	カワトンボ		92	トコジラミ	トコジラミ	
33	クロバエ	オオクロバエ		93	トンボ	アキアカネ	
34	クワガタムシ	コクワガタ		94		シオカラトンボ	
35		ノコギリクワガタ		95		シオヤトンボ	
36		ミヤマクワガタ		96		ナツアカネ	R
37	ゲンゴロウ	ゲンゴロウ	Nt	97		ノシメトンボ	
38		ヒメゲンゴロウ		98		ミヤマアカネ	
39	コウラナメクジ	ノナメクジ		99	バッタ	トノサマバッタ	
40	コオロギ	エンマコオロギ		100		ミヤマフキバッタ	
41	コガネグモ	オニグモ		101	ハナアブ	ハナアブ	
42	コガネムシ	アオカナブン		102	ハムシ	ルリハムシ	
43		スジコガネ		103	ハンミョウ	ヒメハンミョウ	
44		マメコガネ		104	ヒシバッタ	ヒシバッタ	
45	コマユバチ	アオムシコマユバチ		105	ヒトリガ	シロヒトリ	
46	コメツクムシ	ルリツヤハダコメツク		106	ブユ	キアシオオブユ	
47	シグモ	シグモ		107	マダニ	フタトゲチマダニ	
48	シジミチョウ	ゴマシジミ		108	ミスズマシ	ミスズマシ	Nt
49		ベニシジミ		109	ミツバチ	オオマルハナバチ	
50		ルリシジミ		110		セイヨウミツバチ	
51		コツバメ		111		ニホンミツバチ	
52	シテムシ	ヒラタシテムシ		112	ムカシトンボ	ムカシトンボ	N
53	シャクガ	スモモエダシャク		113	ヤガ	アウヨトウ	
54		リンゴツノエダシャク		114		ヨトウガ	
55	ジャノメチョウ	ヤマキマダラヒカゲ		115	ヤママユガ	オオミスアオ	
56	ジョウカイボン	アオジョウカイ		116		ヤママユガ	
57	ショウジョウバエ	キイロショウジョウバエ		117	ユスリカ	オオユスリカ	
58	シロチョウ	エソシロチョウ		118	ウラジムシ	ウラジムシ	
59		エソスジグロシロチョウ		計	59科	118種	
60		スジグロチョウ					

資料 5-10 美唄市で確認された植物（その 1）

No	科名	種名・亜種	RDB	No	科名	種名・亜種	RDB
1	アオイ	ムクゲ		61	イネ	オオアワガエリ	
2		シナノキ		62		オニウシノケグサ	
3		オオバボダイジュ		63		カモガヤ	
4	アオギリ	アオギリ		64		クサヨシ	
5	アカザ	シロザ		65		クマイザサ	
6	アカネ	オククルマムグラ		66		シバムギ	
7		エソノヨツバムグラ		67		スズメノカタビラ	
8		クルマバソウ		68		チシマザサ	
9		ツルアリドオシ		69		ナガハグサ	
10	アカバナ	タニタデ		70		ヌマガヤ	
11		ミヤマタニタデ		71		ネマガリダケ	
12		イワアカバナ		72		ホソムギ	
13		メマツヨイグサ		73		ヤマアワ	
14		ヤナギラン		74		ヨシ	
15	アブラナ	エソワサビ		75	イノモトソウ	クジャクシダ	
16		オオバタネツケバナ		76	イラクサ	アカソ	
17		キレハイヌガラシ		77		エソイラクサ	
18		コンロンソウ		78		ムカゴイラクサ	
19		スカシタコボウ		79		ミス	
20		タネツケバナ		80		アオミス	
21		ナズナ		81		ヤマトキホコリ	
22		ヤマガラシ		82	イワテンダ	イワテンダ	
23		ハルザキヤマガラシ		83	コウヤワラビ	イヌガンソク	
24	アヤメ	カキツバタ		84		クサソテツ	
25		キショウブ		85	ウキクサ	ウキクサ	
26		ノハナショウブ		86	ウコギ	ウド	
27	アリノトウグサ	アリノトウグサ		87		コシアブラ	
28	イグサ	ホロムイコウガイ	Vu	88		タラノキ	
29		クワイ		89		ハリギリ	
30		ヌカボシソウ		90		トチバニンジン	
31		イグサ		91		ヤマウコギ	
32	イチイ	イチイ		92	ウマノスズクサ	オクエゾサイシン	
33	イチヤクソウ	イチヤクソウ		93	ウラボシ	ミヤマノキシノブ	
34		ウメガサソウ		94		オシャグジテンダ	
35		コイチヤクソウ		95	ウリ	アマチャヅル	
36		ジンヨウイチヤクソウ		96		ミヤマニガウリ	
37		ベニバナイチヤクソウ		97	ウルシ	ツタウルシ	
38	イチョウ	イチョウ		98		ヌルデ	
39	イヌガヤ	ハイイヌガヤ		99		ヤマウルシ	
40	イネ	ススキ		100	エゴノキ	ハクウンボク	
41		ヌカボ		101	オオバコ	オオバコ	
42		コヌカグサ		102		ジギタリス	
43		エソヌカボ		103		ヘラオオバコ	
44		ハルガヤ		104	オシダ	オシダ	
45		ヒメノガリヤス		105		コウヤワラビ	
46		タカネノガリヤス		106		サカゲイノテ	
47		イヌビエ		107		オクヤマシダ	
48		ドウジョウツナギ		108		ホソバナライシダ	
49		ヒロハノドジョウツナギ		109		ホソイノテ	
50		カラフトドジョウツナギ		110		ジュウモンジシダ	
51		ササガヤ	R	111		シラネワラビ	
52		キタササガヤ	R	112		リュウメンシダ	
53		コメガヤ		113	オトギリソウ	オトギリソウ	
54		イブキヌカボ		114		ミスオトギリ	
55		ミヤマネスミガヤ		115	オモダカ	アギナン	
56		オオネスミガヤ		116		サジオモダカ	
57		ネスミガヤ		117		ヘラオモダカ	
58		ヌカキビ		118	カエデ	イタヤカエデ	
59		アキノエノコログサ		119		サトウカエデ	
60		エノコログサ		120		ハウチワカエデ	

資料 5-11 美唄市で確認された植物（その2）

No	科名	種名・亜種	RDB	No	科名	種名・亜種	RDB
121	カエデ	アカイタヤ		181	キク	エソノサウアザミ	
122		エソイタヤ		182		エソヨモギ	
123		ミネカエデ		183		オオアワダチソウ	
124		オガラバナ		184		オオハンゴンソウ	
125		ヤマモミジ		185		オオヨモギ	
126	カタバミ	カタバミ		186		コウゾリナ	
127		コミヤマカタバミ		187		サワシロギク	
128		エゾタチカタバミ		188		セイタカアワダチソウ	
129	カツラ	カツラ		189		セイヨウタンポポ	
130	カバノキ	ウダイカンバ		190		タンポポモドキ	
131		ケヤマハンノキ		191		チシマアザミ	
132		ヒメヤシャブキ		192		ノボロギク	
133		サウシバ		193		ハチジョウナ	
134		ツノハシバミ		194		ハナニガナ	
135		ダケカンバ		195		ハハコグサ	
136		ミヤマハンノキ		196		ハンゴンソウ	
137	ガマ	ガマ		197		ヒメジョオン	
138	カヤツリグサ	ウキヤガラ		198		ヒメムカシヨモギ	
139		オオイヌノハナヒゲ		199		ヒヨドリバナ	
140		オオカサスゲ		200		ブタナ	
141		カサスゲ		201		フランスギク	
142		ショウジョウスゲ		202		ミヤマヤブタバコ	
143		ヒメカンスゲ		203		ヤナギタンポポ	
144		ナルコスゲ		204		ユウゼンギク	
145		ミヤマジュズスゲ		205		ヤマハハコ	
146		オクノカンスゲ		206		エソノコンギク	
147		アオスゲ		207		アメリカセンダングサ	
148		ヒメシラスゲ		208		コバナアザミ	
149		ミノボロスゲ		209		シロバナニガナ	
150		ヒメスゲ		210		イワニガナ	
151		グレースゲ		211		ヤマニガナ	
152		ヒカゲシラスゲ		212		エダウチチコグサ	
153		アズマナルコ		213		コウリンタンポポ	
154		オオカワズスゲ		214		ナガバキタアザミ	
155		アブラガヤ		215		ミヤマアキノキリンソウ	
156		コジュズスゲ		216		オニノゲシ	
157		サンカクイ		217		オニタビラコ	
158		タマガヤツリ		218		ヨツバヒヨドリ	
159		ヌマハリイ		219		ヨブスマソウ	
160		ヒロードスゲ		220	キジノオシダ	ヤマソデツ	
161		フトイ		221	キョウチクトウ	イケマ	
162		ホタルイ		222	キンボウゲ	エソノリュウキンカ	
163		ホロムイスゲ		223		カラマツソウ	
164		マツバイ		224		アキカラマツ	
165		ミカズキグサ		225		エソトリカブト	
166		ミスガヤツリ		226		シラネアオイ	
167		ムジナスゲ		227		キツネノボタン	
168		ヤチスゲ		228		サラシナショウマ	
169		ワタスゲ		229		ニリンソウ	
170	ガンコウラン	ガンコウラン		230		ヒメイチゲ	
171	キキョウ	ツルニンジン		231		フクジュソウ	Vu
172		タニギキョウ		232		ミツバオウレン	
173		アゼムシロ		233		ルイヨウショウマ	
174		サウギキョウ		234	グミ	ナツグミ	
175	キク	アキタブキ		235	クルミ	オニグルミ	
176		アキノキリンソウ		236	クワ	ヤマグワ	
177		アメリカオニアザミ		237	ケシ	エソエンゴサク	
178		イヌカミツレ		238		エソキケマン	
179		エソゴマナ		239		クサノオウ	
180		エソタンポポ		240	サクラソウ	オカトラノオ	

資料 5-12 美唄市で確認された植物（その 3）

No	科名	種名・亜種	RDB	No	科名	種名・亜種	RDB
241	サクラソウ	コツマトリソウ		301	センリョウ	ヒトリシズカ	
242		コナスビ		302	タデ	イヌタデ	
243		ツマトリソウ		303		オオイヌタデ	
244		ヤナギトラノオ		304		ヤノネグサ	
245	サトイモ	ザゼンソウ		305		タニソバ	
246		コウライテンナンショウ		306		ハナタデ	
247		ミズバショウ		307		ミチヤナギ	
248	シシガシラ	シシガシラ		308		エゾノギシギシ	
249	シソ	ウツボグサ		309		オオイタドリ	
250		ヤマクルマバナ		310		ヒメスイバ	
251		クルマバナ		311		ミソソバ	
252		イヌトウバナ		312	タヌキモ	コタヌキモ	
253		ナギナタコウジュ		313		タヌキモ	R
254		オドリコソウ		314	チャセンシダ	コタニワタリ	
255		コシロネ		315		トラノオシダ	
256		ヒメシロネ		316	ツゲ	フッキソウ	
257		ヒメジソ		317	ツツジ	ハナヒリノキ	
258		ツルニガクサ		318		アキノギンリョウソウ	
259		エゾタツナミソウ		319		ギンリョウソウ	
260		エゾシロネ		320		ムササキヤシオツツジ	
261		ヒメナミキ		321		コヨウラクツツジ	
262		ミヤマトウバナ		322		ウスノキ	
263	シナノキ	オオバボダイジュ		323		アクシバ	
264		シナノキ		324		クロウスゴ	
265	ジンチョウゲ	ナニウス		325		オオバスノキ	
266	スイカズラ	エゾニワトコ		326		イソツツジ	
267		オオカメノキ		327		エゾムラサキツツジ	
268		カンボク		328		キレンゲ	
269		タニウツギ		329		ツルコケモモ	
270		ベニウツギ		330		ドウダンツツジ	
271		ミヤマガマズミ		331		ヒメシヤクナゲ	
272		ムシカリ		332		ヤマツツジ	
273		マルバキンレイカ		333		レンゲツツジ	
274	スイレン	コウホネ		334	ツボミゴケ	イチョウゴケ	
275		ジュンサイ		335	ツユクサ	ツユクサ	
276		スイレン		336	ツリフネソウ	キツリフネ	
277	スギ	スギ		337		ツリフネソウ	
278	スグリ	コマガタケスグリ		338	ユズリハ	エゾユズリハ	
279	スベリヒユ	スベリヒユ		339	トウダイグサ	エノキグサ	
280	スミレ	アギスミレ		340		コニシキソウ	
281		オオバタチツボスミレ		341	トクサ	スギナ	
282		ツボスミレ		342		ミスドグサ	
283		フイリミヤマスミレ		343	トチカガミ	クロモ	
284		タチツボスミレ		344	トチノキ	トチノキ	
285		ミヤマスミレ		345	ナス	オオマルバノホロシ	
286	セリ	ウマノミツバ		346	ナデシコ	ウシハコベ	
287		エゾボウフウ		347		ミミナグサ	
288		ミヤマトウキ		348		シラオイハコベ	
289		アマニュウ		349		カラフトホソバハコベ	
290		オオバセンキュウ		350		ノミノフスマ	
291		エゾノヨロイグサ		351		ハコベ	
292		エゾニュウ		352	ナヨシダ	ウサギシダ	
293		ミツバ		353	ニガキ	ニガキ	
294		ハクサンボウフウ		354	ニシキギ	コマユミ	
295		オオハナウド		355		ツリバナ	
296		ドクゼリ		356		ヒロハノツリバナ	
297		ノラニンジン		357		クロツリバナ	
298	ゼンマイ	ゼンマイ		358		ツルウメモドキ	
299		ハゼンマイ		359		ツルマサキ	
300		ヤマドリゼンマイ		360		ニシキギ	

資料 5-13 美唄市で確認された植物（その 4）

No	科名	種名・亜種	RDB	No	科名	種名・亜種	RDB
361	ニレ	オヒョウ		421	フクロソウ	ゲンノショウコ	
362		コブニレ		422	ブドウ	ツタ	
363		ハルニレ		423		ノブドウ	
364	ハイノキ	サワフタギ		424		ヤマブドウ	
365	ハエドクソウ	ハエドクソウ		425	ブナ	アカナラ	
366		ミゾホオズキ		426		カシワ	
367	ハナシノブ	シバザクラ		427		ミズナラ	
368	ハナヤスリ	エソフユノハナワラビ		428	ベンケイソウ	ミツバベンケイソウ	
369	ハマウツボ	エソシオガマ		429		エソノキリンソウ	
370	バラ	アズキナシ		430	ホウライシダ	イワガネゼンマイ	
371		エソイチゴ		431	ボタン	ヤマシャクヤク	
372		エソシロバナシモツケ		432	ホロムイソウ	ホロムイソウ	
373		エソノクサイチゴ		433	マタタビ	サルナシ	
374		エソノコリンゴ		434		ミヤママタタビ	
375		エソノミツモトソウ		435		マタタビ	
376		エソヘビイチゴ		436	マツ	アカエゾマツ	
377		エソヤマザクラ		437		カラマツ	
378		エビガライチゴ		438		エゾマツ	
379		キンミズヒキ		439		トドマツ	
380		アズキナシ		440	マツブサ	チョウセンゴミシ	
381		オオヤマザクラ		441	マメ	アカツメクサ	
382		ノウゴウイチゴ		442		ヤブマメ	
383		オオタカネバラ		443		イヌエンジュ	
384		コガネイチゴ		444		エゾヤマハギ	
385		ホザキナナカマド		445		シナガワハギ	
386		オニシモツケ		446		シロツメクサ	
387		コキンバイ		447		ヌスビトハギ	
388		シウリザクラ		448		ハリエンジュ	
389		ズミ		449		フジ	
390		チシマザクラ		450		ムラサキツメクサ	
391		カラフトダイコンソウ		451	ミカン	キハダ	
392		ナガボノシロワレモコウ		452		ウチダツルキシミ	
393		ナナカマド		453		ツルキシミ	
394		ナワシロイチゴ		454	ミクリ	タマミクリ	
395		ノイバラ		455	ミズキ	ミズキ	
396		バラ		456	ミズゴケ	オオミズゴケ	
397		ヒメゴヨウイチゴ		457		チャミズゴケ	
398		ヒメヘビイチゴ		458	ミソハギ	エゾミソハギ	
399		ホロムイイチゴ		459	ミツバウツギ	ミツバウツギ	
400		ヤマブキショウマ		460	ムラサキソウ	オニルリソウ	
401		ユキヤナギ		461	メシダ	ミヤマメシダ	
402	ヒカゲノカズラ	ヒカゲノカズラ		462		エゾメシダ	
403		ホソバトウゲシバ		463		ヤマイヌワラビ	
404		マンネンスギ		464		オオメシダ	
405		ヤチスギラン		465		ミヤマシケシダ	
406	ヒシ	オニヒシ		466		ウスバミヤマシケシダ	
407		ヒシ		467	メギ	サンカヨウ	
408	ヒノキ	カイツカイブキ		468		ルイヨウボタン	
409	ヒメシダ	ヒメシダ		469	モウセンゴケ	モウセンゴケ	
410		ミソシダ		470	モクセイ	イボタノキ	
411		ミヤマワラビ		471		ミヤマイボタ	
412		オオバショリマ		472		ヤチダモ	
413	ヒユ	イヌヒユ		473		ハシドイ	
414	ヒルムシロ	イトモ		474		レンギョウ	
415		エソノヒルムシロ		475	モクレン	キタコブシ	
416		オヒルムシロ		476		ホオノキ	
417		コバノヒルムシロ		477		ユリノキ	
418		ヒルムシロ		478	モチノキ	イヌツゲ	
419	ビャクダン	ヤドリギ		479		アカミノイヌツゲ	
420	フクロソウ	チシマフウロ		480		ツルツゲ	

資料 5-1 4 美唄市で確認された植物（その5）

No	科名	種名・亜種	RDB	No	科名	種名・亜種	RDB
481	モチノキ	ハイイヌツゲ		515	ユリ	クルマハツクバネソウ	
482	ヤナギ	ネコヤナギ		516		ショウジョウバカマ	
483		エゾノキヌヤナギ		517		タチギボウシ	
484		クロボブラ		518		チゴユリ	
485		タチヤナギ		519		ツクバネソウ	
486		ドロノキ		520		ネバリノギラン	
487		ナガバヤナギ		521		バイケイソウ	
488		バッコヤナギ		522		ホウチャクソウ	
489	ヤマモモ	ヤチヤナギ		523		マイツルソウ	
490	ユキノシタ	イワガラミ		524		ユキザサ	
491		ヤマハナソウ		525	ラン	アオチドリ	
492		ウメバチソウ		526		エソスズラン	
493		エゾアジサイ		527		エゾチドリ	
494		エゾクロクモソウ		528		アケボノシュスラン	
495		スタヤクシュ		529		コフタバラン	
496		ダイヤモンドソウ		530		オオヤマサギソウ	
497		チシマネコノメソウ		531		ハクサンチドリ	
498		ツルアジサイ		532		カキラン	Vu
499		ツルデマリ		533		ギンラン	
500		ツルネコノメソウ		534		クゲヌマラン	
501		トリアシショウマ		535		コケイラン	
502		ネコノメソウ		536		コバノトンボソウ	
503		ノリウツギ		537		サイハイラン	
504	ユリ	エゾカンソウ		538		サウラン	Vu
505		エンレイソウ		539		シロバナノビネチドリ	
506		オオアマドコロ		540		トキソウ	Vu
507		オオウバユリ		541		ネジバナ	
508		オオバナノエンレイソウ		542		ノビネチドリ	
509		ツバメオモト		543	リンドウ	タチヤマリンドウ	
510		カタクリ	N	544		ツルリンドウ	
511		アカミノエンレイソウ		545		フデリンドウ	
512		オオシュロソウ		546		ホロムイリンドウ	R
513		キヌガサソウ		547	レンブクソウ	レンブクソウ	
514		ギョウジャニンニク		548	ワラビ	ワラビ	
計				123科	582種		



ミズバショウ



エゾエンゴサク



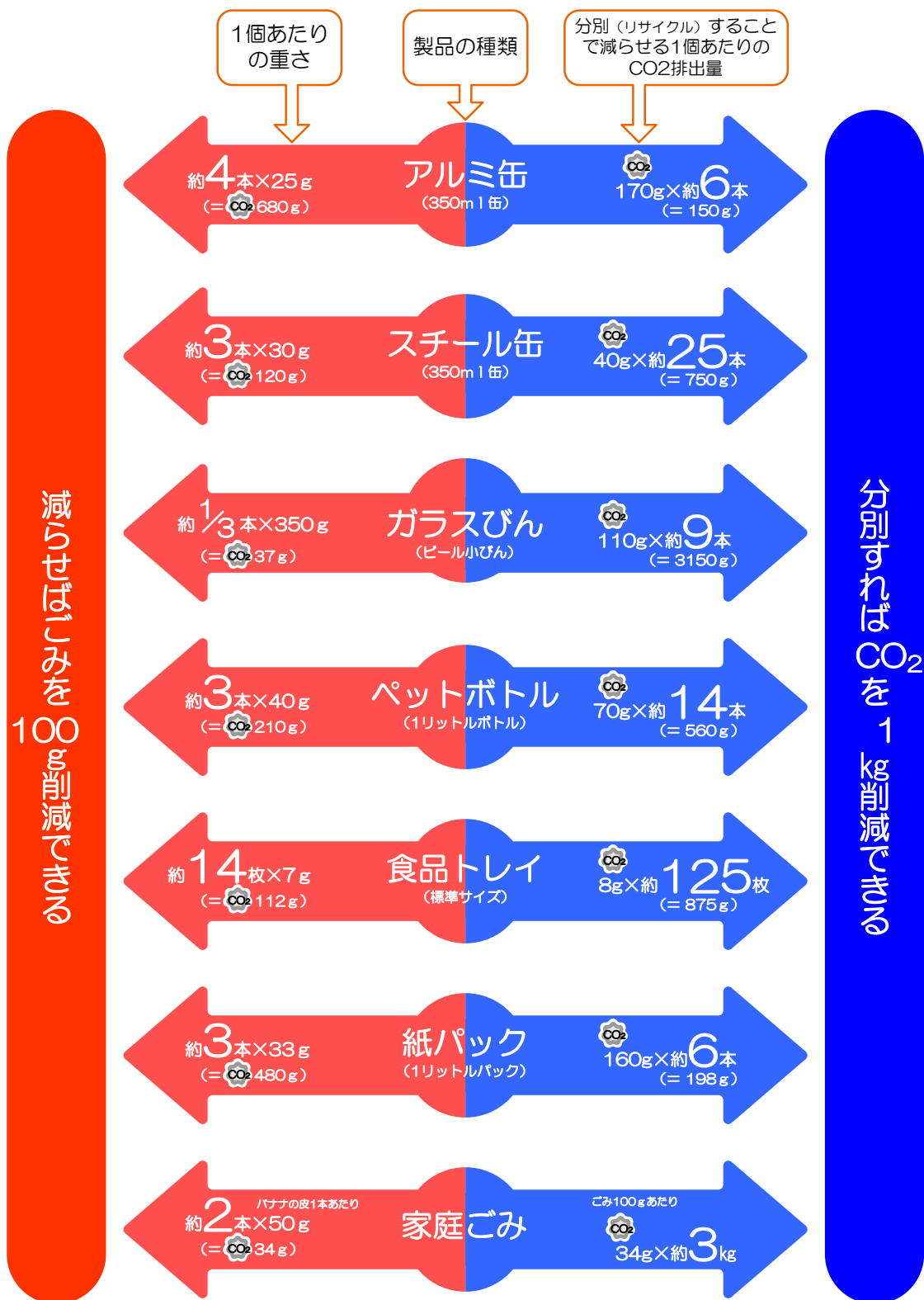
フシ



ツツジ

資料-6 ごみの減量、分別による効果

※アルミ缶を例にすると、1個あたりの重さが25gなので、4本減らすと100gのごみを削減でき、これによって680gの二酸化炭素を削減できます。また、アルミ缶1本を分別すると170gの二酸化炭素を削減できますので、6本の分別で約1kgの二酸化炭素を削減できます。

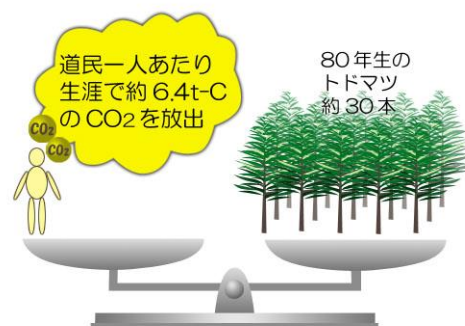


●人の呼吸量と比較すると？

人の生涯の呼吸量では？ ⇒ トドマツ貯蔵量の約 30 本分

道民一人がその生涯で呼吸により放出する二酸化炭素量は、炭素重量で約 6.4t（二酸化炭素では約 23.5t）です。

これは、トドマツが 80 年かけて吸収する二酸化炭素の約 30 本分に相当します。



年間の呼吸量では？ ⇒ トドマツ年吸収量の約 20 本分

道民一人が一年間の呼吸により放出する二酸化炭素量は、炭素重量で約 0.08t（二酸化炭素では約 300kg）です。

これは、トドマツ（80 年生のもの）が一年間に吸収する二酸化炭素量の約 20 本分に相当します。

●生活による排出量では？

生涯の生活では？ ⇒ トドマツ貯蔵量の約 1,300 本分

道民一人がその生涯に生活で排出する二酸化炭素量は、炭素重量で約 250t（二酸化炭素では約 920t）です。

これは、トドマツが 80 年かけて吸収する二酸化炭素の約 1,300 本分（約 3.3ha）に相当します。



年間の生活では？ ⇒ トドマツ年吸収量の約 900 本分

道民一人が一年間の生活で排出する二酸化炭素量は、炭素重量で約 3.11t（二酸化炭素では約 11.4t、2006 年道実績）です。

これは、トドマツ（80 年生のもの）が一年間に吸収する二酸化炭素量の約 900 本分（約 2.2ha）に相当します。

●住宅に使われる木材の量では？

一般的な 2 階建て住宅に必要な木材の総体積は 20～25m³です。

この炭素貯蔵量は、炭素重量で 3～4t（二酸化炭素では 11～15t）で、道民約 40～50 人が一年間の呼吸で放出する量に相当します。

参考）北海道水産林務部林務局森林計画課資料より作成

資料-8 環境家計簿（例）

家庭の電気やガスなどの使用量を入力していくと、家庭から排出される二酸化炭素の量がわかります。この二酸化炭素は、地球温暖化の原因となるものです。ぜひとも、この環境家計簿を活用し、二酸化炭素を減らすよう少しずつ取り組んでみてください。そうすると、地球に優しいだけでなく、家計の節約にもなります。

なお、この環境家計簿は、美唄市ホームページからのダウンロードも可能です。

(<http://www.city.bibai.hokkaido.jp/jyumin/docs/2015071600101/>)

美唄市版環境家計簿

	電気			プロパンガス			ガソリン			灯油			可燃ゴミ	合計
	使用量	CO2排出量	金額	使用量	CO2排出量	金額	使用量	CO2排出量	金額	使用量	CO2排出量	金額	廃棄量	CO2排出量
	kWh	kg	円	m3	kg	円	L	kg	円	L	kg	円	kg	kg
4月	530	266.1		6	37.3		80	185.8		50	124.5		45	613.7
5月	480	241		6	37.3		100	232.2		20	49.8		40	560.3
6月														0
7月														0
8月														0
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
3月														0
合計	1010	507.1	0	12	74.6	0	180	418	0	70	174.3	0	85	1,174.0
	使用量×0.502			使用量×6.224			使用量×2.322			使用量×2.489				

毎月入力した結果
が合計されます。

該当する項目の毎月の使用量を入力すると、CO2排出量が自動計算されます。

毎月のCO2排出量が自動計算されます。

※この例では、都市ガス、軽油、水道の欄を省略していますが、これらの記入欄もあります。

【ア行】

- 1 イエス・クリーン表示制度／北海道全体で取り組んできた「クリーン農業」を土台とし、道立農業試験場等により開発・改良された「クリーン農業技術」を導入して農薬や化学肥料の投入量を削減して生産された、よりクリーンな農産物について、その栽培方法などを分かり易く表示することにより、道産農産物の優れた点をアピールする制度。
- 2 一級河川／一級水系に係わる河川で、国土交通大臣が指定した河川のこと。全国では 109 水系、14,066 の河川が一級河川に指定されている。一級河川の支流は全て一級河川に指定されている。
- 3 エコドライブ／自動車などを使用する際の燃費向上施策のことで、温室効果ガス排出量の削減に繋がる。やさしい発進や加減速の少ない運転、早目のアクセルオフ、エアコンの使用を控えめにする、アイドリングストップなどが該当する。
- 4 ESCO 事業／ビル等のオーナーに対し、省エネルギー診断をはじめ、方策導入のための設計や施工、導入設備の保守や運転管理、事業資金の調達などの包括的なサービスを提供する。これにより、既存の環境を損なうことなく省エネルギー改修工事を実現し、その結果得られる省エネルギー効果を保証する。ESCO 事業者は省エネルギー効果の一部を報酬として受け取る。
- 5 オゾン(層)／地上から約 10～50km 上空の成層圏にある層のことで、太陽光に含まれる有害性が高い紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を保護する役割を果たす。
- 6 温室効果ガス／二酸化炭素やメタンなど、

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きのある気体の総称で、地球温暖化の主な原因とされている。日本は、温室効果ガスを 2030 年までに 2013 年比 26%削減する目標を示している。年間排出量などが把握されている物質としては、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄の 6 種類がある。

【カ行】

- 7 外来種／他の地域から人為的に持ち込まれ、野生化して世代交代を繰り返し、生態系に定着した動植物のこと。外来生物法により、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から特定外来生物が指定され、飼育・栽培、野外に放つこと、譲渡などが禁止されている。
- 8 学術自然保護地区／北海道自然環境等保全条例に基づいて指定された、動物の生息地、植物の生育地及び地質鉱物の所在地のうち、学術上価値のあるものとして保護することが必要な地区。
- 9 河川保全区域／河川法第 54 条の規定により、河川管理者が、河岸または河川管理施設を保全するために、河川区域に隣接する一定の区域を指定するもの。区域内においては、土地の形状を変更する行為や工作物の新築を行う場合は、河川管理者の許可が必要となる。
- 10 環境家計簿／日常の生活の中で、環境に関係する行動を家計簿のように記録し、家庭からどれだけの環境負荷が発生しているかを計算するもの。毎月使用する電気、ガス、水道、ガソリンや燃えるごみな

どの量に係数を掛け、二酸化炭素排出量を計算する形式が一般的。

【サ行】

- 11 環境基本法／日本の環境政策の根幹を定める基本法。環境の保全についての基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。
- 12 環境マネジメントシステム／企業や団体等の組織が、その運営や経営を行う中で自主的に環境保全に関する取組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための組織内の体制や手続き等の仕組みのことをいう。
- 13 帰化植物／人為的な導入や偶発的な移入により侵入・定着し、野生化した植物（外来種のうち野外に定着したものを帰化種という）。自己の分布能力で自然に生活域を広げたものは帰化植物とはいわない。住宅地や農耕地で普通に見られるオオイヌノフグリ、セイタカアワダチソウ、ヒメジョオンなどは、帰化植物である。
- 14 クリーンエネルギー／石油、石炭等の化石燃料や原子力エネルギーの利用は、温暖化ガスの排出や廃棄物の処理等の点で環境へ負荷を与える。こうした負荷をできるだけ低減するための新たなエネルギー源をクリーンエネルギーと称している。太陽熱利用、太陽光発電、風力発電等がある。
- 15 グリーンツーリズム／農山漁村地域において自然・文化、農林漁業とのふれ合いや人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。
- 16 砂防指定地／砂防法第 2 条に基づき国土交通大臣が砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地として指定した土地をいう。
- 17 3R／リデュース Reduce（ごみの発生抑制）、リユース Reuse（再利用）、リサイクル（再資源化）の3つのRの総称。ごみを大量生産・大量消費するのではなく、ごみの量を減らし、出すごみもリサイクルする、という考え方。
- 18 循環型社会／①製品等が廃棄物になることが抑制される。②製品等が循環資源となる場合は適正に循環的な利用が行われる。③循環的な利用が行われない場合は適正に処分される。これらにより天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。
- 19 浄化槽（合併処理浄化槽、単独処理浄化槽）／し尿等を微生物の作用による腐敗又は酸化分解等の方法によって処理し、公共用水域等に放流するための設備又は施設。し尿のみを処理するものを単独処理浄化槽、し尿及び生活雑排水（風呂や台所の排水、洗濯排水等）を併せて処理するものを合併処理浄化槽という。合併処理浄化槽は、単独浄化槽よりも水質汚濁物質の削減量が極めて多く、比較的安価で容易に設置できるため、公共下水道未整備区域などでの生活排水処理の有力な方法となっている。
- 20 水源かん養保安林／森林法第 25 条第 1 項第 1 号に規定される水源の涵養を目的とした森林（保安林）。
- 21 生物多様性／あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の

豊かさやバランスが保たれている状態を言う。また、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念である。

- 22 雪氷熱（利用）／雪や氷の冷熱エネルギーを利用して建物の冷房や農作物などの冷蔵に使う。冬に降り積もった雪を保存し、また、水を冷たい外気で氷にして保存する。

【タ行】

- 23 多自然型工法／地球規模の環境問題が取り沙汰されだした 1970 年代に、破壊された自然生態系の復元工法としてヨーロッパのスイスやドイツで誕生したコンセプト。日本では近自然という言葉がわかりにくいということで、「多自然型工法」という言葉で表現され、1990 年 11 月には、当時の建設省（現国土交通省）から各都道府県に、河川整備事業の一つとして「多自然型川づくりの推進」が指導・奨励されている。

- 24 DO（ディーオー）／溶存酸素（dissolved oxygen）。水中に溶解している酸素の量のこと、代表的な水質汚濁状況を測る指標の 1 つ。一般に清浄な河川ではほぼ飽和値に達しているが、水質汚濁が進んで水中の有機物が増えると、好氣的微生物による有機物の分解に伴って多量の酸素が消費され、水中の溶存酸素濃度が低下する。

- 25 都市緑地／主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地。河川敷や水面、道路の分離帯のほか、市街地における良好な樹林地、社寺境内地、などを利用している。

【ナ行】

- 26 二酸化硫黄／腐敗した卵に似た刺激臭のある無色の気体。不純物として石炭中に最大 2.5%程度、原油中に最大 3%程度含まれる硫黄の酸化によって、石炭や石油などの燃焼時に発生する。また鉄鉱石、銅鉱石にも硫黄が含まれるため、製鉄、銅精錬工程からも排出する。主要大気汚染物質のひとつとして、また窒素酸化物とともに酸性雨の原因物質として知られる。二酸化硫黄による汚染大気は呼吸器を刺激し、せき、ぜんそく、気管支炎などの障害を引き起こす。代表的な例として、1961 年頃より発生した四日市ぜんそくがあげられる。

- 27 二酸化炭素／物を燃やすだけで生成するため、地球上で最も代表的な炭素の酸化物である。気体は炭酸ガス、固体はドライアイス、水溶液は炭酸水などと呼ばれる。大気中において、地上からの熱が宇宙へと拡散することを防ぐ、いわゆる温室効果ガスとして働く。温室効果は、同じ体積あたりではメタンやフロンに比べて小さいものの、排出量が莫大であることから、地球温暖化の最大の原因とされている。

- 28 二酸化窒素／窒素の酸化物で赤褐色の気体。分子量 46.01、融点-9.3℃、沸点 21.3℃。代表的な『大気汚染物質』である。発生源はボイラーなどの『固定発生源』や自動車などの『移動発生源』のような燃焼過程、硝酸製造等の工程などがある。燃焼過程からはほとんどが一酸化窒素として排出され、大気中で二酸化窒素に酸化される。また、生物活動に由来する自然発生がある。地球規模では二酸化窒素のほとんどが生物活動から発生している。

- 29 野焼き／有機物の蓄積を減らし、草木を焼いて無機塩類とすることで肥料として

の効果があるとされ、また害虫を焼き殺す効果もあるものと考えられ、実施されてきた。また古くから、野山を草地として継続的に利用するため、あるいは半永久的に農地として利用するためなどを目的として行われてきた。なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、廃棄物の焼却は禁止されている。ただし、農林業上やむを得ない場合、風俗慣習上必要な場合、たき火などは例外的に認められている。

【ハ行】

- 30 汎針広混交林帯／針葉樹林帯や広葉樹林帯の移行帯として、針葉樹と広葉樹が混ざり、ともに優占種になった樹林帯のこと。
- 31 pH（ピーエイチ）／日本語では水素イオン指数あるいは水素イオン濃度指数といい potential Hydrogen の略。物質の酸性、アルカリ性の度合いを示す数値で、通常は水溶液中での値を指し、これが 7 の場合が中性で、値が小さくなるほど酸性、値が大きくなるほどアルカリ性が強いとされる。
- 32 BOD（ビーオーディー）／日本語では生物化学的酸素要求量と言い、英語表記の Biochemical Oxygen Demand の略。水中の有機物などの量を、その酸化分解の

ために微生物が必要とする酸素の量で表したものであり、特定の物質を示すものではない。一般に、BOD の値が大きいほど、その水質は悪いと言える。

- 33 浮遊粒子状物質／大気中に浮遊している粒子状の物質で、代表的な大気汚染物質のひとつ。環境基本法に基づく環境基準では粒径 10 μ m 以下のものと定義されている。発生源としては、自動車排ガスや工場のばい煙などの人為活動に伴うものや、火山や森林火災などの自然界由来のものがある。

- 34 ペレット／間伐材や製材端材などを利用し、乾燥、破碎、圧縮を行って粒状の固形燃料に加工したもの。原料にカーボンニュートラルである樹木を利用することから、新たな CO₂ を生み出さず、再生可能な資源として、地球温暖化問題の解決策としても注目されている。

【ウ行】

- 35 ラムサール条約／正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。湿地の保全と賢明な利用を進めるための国際条約。登録湿地は、湿地の生態系を維持しながらそこから得られる湿地の恵みを活用することが求められている。日本の登録地は 50 ヶ所。

